

J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域
公共交通活性化協議会（第 32 回）

次 第

日時 令和 8 年 6 月 9 日(火) 14 : 30～
場所 京丹波町役場 1 階 防災会議室

1 開 会

2 議 題

第 1 号 協議会規約等の改正について〈協議事項〉

第 2 号 令和 7 年度事業実績について〈報告事項〉

第 3 号 令和 7 年度収支決算について〈協議事項〉

第 4 号 地域公共交通計画の改定に係る調査内容について〈報告事項〉

第 5 号 令和 9 事業年度の地域公共交通計画の認定申請について〈協議事項〉

第 6 号 地域旅客運送サービス継続事業について〈協議事項〉

（１）実施方針(案)について

（２）公募要領(案)について

3 そ の 他

4 閉 会

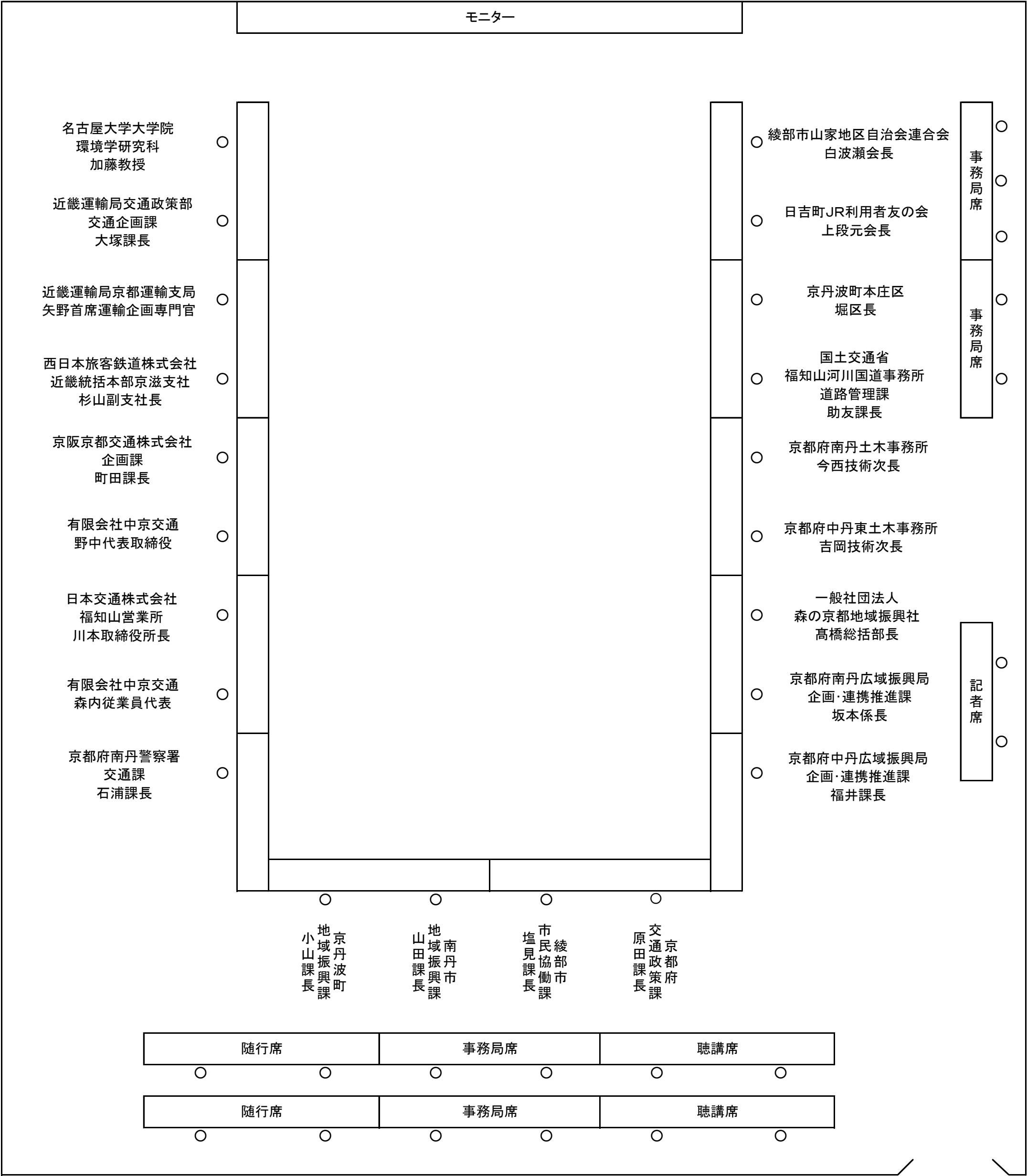
J R山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会(第32回) 出席者名簿

分野	所属	職名	氏名	備考	出欠	代理出席者名
学識者 経 験 者	名古屋大学大学院環境学研究科	教 授	加 藤 博 和 かとう ひろかず	会 長	出 席	
利用者代表	綾部市山家地区自治会連合会	会 長	白 波 瀬 敏 博 しら は せ としひろ		出 席	
	日吉町ＪＲ利用者友の会	元 会 長	じょうだん げんいちろう 上 段 源 一 郎		出 席	
	京 丹 波 町 本 庄 区	区 長	ほり い くらう 堀 郁 太 郎		出 席	
交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社	副 支 社 長	すぎやま こうすけ 杉 山 幸 介		出 席	
	京阪京都交通株式会社	企 画 課 長	まち だ かずや 町 田 和 也		出 席	
	有 限 会 社 中 京 交 通	代 表 取 締 役	の な か こう好 野 な 中 好		出 席	
	日 本 交 通 株 式 会 社 所 日 福 知 山 営 業 所	取 締 役 所 長 兼 任 (綾部営業所長兼任)	かわ もと やすひろ 川 本 康 博		出 席	
	京 都 タ ク シ ー 株 式 会 社	取 締 役	なかやぶ ゆうすけ 中 藪 裕 介		欠 席	
労働者代表	有限会社中京交通の労働基準法第36条に基づく労使協定を締結する労働者代表	従 業 員 代 表	もりうち かづみ 森 内 佳 津 美		出 席	
道路管理者	国土交通省福知山河川国道事務所	道 路 管 理 課 長	すけ とも けいご 助 友 敬 悟		出 席	
	京 都 府 南 丹 土 木 事 務 所	技 術 次 長	いまにし あつひと 今 西 厚 人		出 席	
	京 都 府 中 丹 東 土 木 事 務 所	技 術 次 長	よしおか ひろあき 吉 岡 浩 昭		出 席	
公安委員会	京 都 府 南 丹 警 察 署	交 通 課 長	いしうら じゅんいち 石 浦 純 一		出 席	
	京 都 府 綾 部 警 察 署	交 通 課 長	こやま あやこ 小 山 彩 子		欠 席	
運輸行政	近畿運輸局交通政策部	交 通 企 画 課 長	おおつか やすひろ 大 塚 保 洋		出 席	
	近畿運輸局京都運輸支局	首 席 運 輸 企 画 専 門 官	や の まさかつ 矢 野 将 勝		出 席	
観光地域づくり 団 体	一般社団法人森の京都地域振興社	総 括 部 長	たか はし としゆき 高 橋 俊 行		出 席	
計 画 者 成 者	京 都 府 建 設 交 通 部	交 通 政 策 課 長	は ら だ さとし 原 だ 聡		出 席	
	京 都 府 南 丹 広 域 振 興 局	地 域 連 携 ・ 振 興 部 長 企 画 ・ 連 携 推 進 課	こ い し な おき 小 石 直 生		代 理 出 席	坂本係長
	京 都 府 中 丹 広 域 振 興 局	地 域 連 携 ・ 振 興 部 長 企 画 ・ 連 携 推 進 課	ふく い あゆみ 福 井 あ ゆ み		出 席	
	綾 部 市	市 民 環 境 課 部 長 市 民 協 働 課	し お み ゆ み美 塩 見 由 美		出 席	
	南 丹 市	地 域 振 興 課 部 長	や ま だ ま み美 山 田 真 美		出 席	
	京 丹 波 町	総 地 域 振 興 課 部 長	こ や ま じゅん 小 や 山 潤		出 席	

オブザーバー	福 知 山 市	建 設 交 通 課 部 長 都 市 ・ 交 通 課	かわ み しょういち 川 見 正 一		WEB 出 席	
--------	---------	------------------------------	-----------------------	--	------------	--

JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会(第32回) 配席図

日時: 令和8年6月9日(火) 14:30～
場所: 京丹波町役場 議会棟 1階 防災会議室



協議会規約等の改正について

京丹波町総務部企画情報課の課名が令和 8 年 4 月 1 日付で「地域振興課」に変更されたことに伴い、規約第 8 条に定める事務局、事務処理規程第 3 条に定める事務処理体制並びに監査実施規程による監査員及び監査責任者の指名について、所要の改正を行う。

JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

改正案	現行
(事務局) 第8条 協議会の事務局は、京都府建設交通部交通政策課、綾部市市民環境部市民協働課、南丹市地域振興部地域振興課及び<u>京丹波町総務部地域振興課</u>により構成する。 2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和8年4月1日から施行する。</u>	(事務局) 第8条 協議会の事務局は、京都府建設交通部交通政策課、綾部市市民環境部市民協働課、南丹市地域振興部地域振興課及び<u>京丹波町企画情報課</u>により構成する。 2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。 _____ _____

「JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」事務処理規程 新旧対照表

改正案	現行
(事務処理体制) 第3条 協議会に係る事務処理は、事務局長が総括し、事務局員が行う。 2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。 3 事務局員は、京都府建設交通部交通政策課の職員、綾部市市民環境部市民協働課の職員、南丹市地域振興部地域振興課の職員及び<u>京丹波町総務部地域振興課</u>の職員をもって充てる。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和8年4月1日から施行する。</u>	(事務処理体制) 第3条 協議会に係る事務処理は、事務局長が総括し、事務局員が行う。 2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。 3 事務局員は、京都府建設交通部交通政策課の職員、綾部市市民環境部市民協働課の職員、南丹市地域振興部地域振興課の職員及び<u>京丹波町企画情報課</u>の職員をもって充てる。 _____ _____

「ＪＲ山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規定 による監査員及び監査責任者の指名 新旧対照表

改正案	現行
○「ＪＲ山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規程による監査員及び監査責任者の指名 <u>令和８年４月１日</u> 「ＪＲ山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規程（平成２８年４月１４日）第２条の規定により、会長は監査員及び監査責任者を次のとおり指名する。 監査員 京阪京都交通株式会社管理部企画課長 有限会社中京交通営業企画部長 <u>京丹波町総務部地域振興課長</u> 監査責任者 <u>京丹波町総務部地域振興課長</u> ※監査は、監査責任者と事業者の２者が実施する。 監査を実施する事業者は、年度毎に、２事業者が交互に行うことを基本とする。	○「ＪＲ山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規程による監査員及び監査責任者の指名 <u>令和６年４月１日</u> 「ＪＲ山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規程（平成２８年４月１４日）第２条の規定により、会長は監査員及び監査責任者を次のとおり指名する。 監査員 京阪京都交通株式会社管理部企画課長 有限会社中京交通営業企画部長 <u>京丹波町企画情報課長</u> 監査責任者 <u>京丹波町企画情報課長</u> ※監査は、監査責任者と事業者の２者が実施する。 監査を実施する事業者は、年度毎に、２事業者が交互に行うことを基本とする。

JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会規約

平成 28 年 4 月 14 日制定

(目的)

第 1 条 JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 19 年法律第 59 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項の規定により、西日本旅客鉄道株式会社(園部駅から綾部駅まで)の沿線に係る法第 5 条第 1 項に定める計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)及び道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)の規定に基づき、地域における住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第 2 条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 園福線のバスに係る態様、その他運行に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な調査、分析その他の事業に関すること。

(組織及び委員等)

第 3 条 協議会は、別表 1 に掲げる者(以下「委員」という。)により構成する。

- 2 協議会は、前項の委員以外の者又は団体にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(会長)

第 4 条 協議会には会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は協議会の会務を総理する。
- 3 会長に事故のあるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員が会議に出席できないときは、委員の所属する組織の中から代理者を出席させることができる。

3 会議は、委員及び代理者の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

4 会議の議決方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合は多数決とする。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員及びオブザーバー以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第6条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて幹事会を設置することができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第7条 第2条各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、京都府建設交通部交通政策課、綾部市市民環境部市民協働課、南丹市地域振興部地域振興課及び京丹波町総務部地域振興課により構成する。

2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成２８年４月１４日から施行する。

附 則

この規約は、平成２８年８月１６日から施行する。

附 則

この規約は、平成３０年９月１１日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年５月３１日から施行する。

附 則

この規約は、令和４年４月２７日から施行する。

附 則

この規約は、令和５年１１月２８日から施行する。

附 則

この規約は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。

「ＪＲ山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」事務処理規程

平成 28 年 4 月 14 日制定

（目的）

第 1 条 この規程は、ＪＲ山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）における事務の取扱いについて必要な事項を定め、事務処理を適正かつ能率的に行うことを目的とする。

（事務処理の原則）

第 2 条 協議会の事務処理に当たっては、迅速、正確を期し、かつ、機密保持を重んずるとともに、関係者間の連絡に遺漏のないように努め、責任の所在を明らかにすることとする。

（事務処理体制）

第 3 条 協議会に係る事務処理は、事務局長が総括し、事務局員が行う。
2 事務局長は、京都府建設交通部交通政策課長をもって充てる。
3 事務局員は、京都府建設交通部交通政策課の職員、綾部市市民環境部市民協働課の職員、南丹市地域振興部地域振興課の職員及び京丹波町総務部地域振興課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第 4 条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。
(1) 事務局の運営に関すること。
(2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
(3) 国及び地方公共団体からの補助金に係る事務に関すること。
(4) 物品及び現金の出納に関すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（雑則）

第 5 条 ＪＲ山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会規約及びこの規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

「ＪＲ山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規程

平成２８年４月１４日制定

（趣旨）

第１条 ＪＲ山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）における業務及び資金管理に関する監査は、この監査実施規程により実施するものとする。

（監査員の指名）

第２条 監査を行う監査員を複数名、うち１名を監査責任者とし、委員の所属する組織の中から会長が指名する。

（監査の種類）

第３条 監査は、毎期の定期監査及び必要に応じて実施する臨時監査とする。

（監査結果の報告）

第４条 監査責任者は、監査の終了ごとにその結果をとりまとめた監査報告書を作成し、会長に報告するものとする。

２ 会長は、前項の報告を受けた日以降の最初の協議会に報告するものとする。

３ 第１項の監査報告書は、当該年度終了後５年間保存するものとする。

（監査結果の不適合の是正）

第５条 監査責任者は、監査の結果、不適合が認められた場合、是正のための指示書を作成し、会長に報告するとともに、事務局長に指示するものとする。

２ 事務局長は、前項の指示に基づいて速やかに是正措置を講じるものとする。

３ 事務局長は、前項の是正措置が終了した場合には、速やかにその結果について報告書を作成し、監査責任者に報告するものとする。

４ 前項の報告を受けた監査責任者は、その内容を確認の上、会長に報告するものとし、会長は、報告を受けた日以降の最初の協議会に報告するものとする。

５ 第１項の指示書及び第３項の報告書は、当該事業年度終了後５年間保存するものとする。

（雑則）

第６条 この規程に定めるもののほか、監査に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成２８年４月１４日から施行する。

○JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会規約による会長の職務代理者の指名

令和元年5月31日

JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会規約(平成 28 年4月 14 日)第4条第3項の規定により、会長は職務代理者を次のとおり指名する。

職務代理者	第 1 順位	京都府建設交通部交通政策課長
	第 2 順位	綾部市市民環境部市民協働課長
	第 3 順位	南丹市地域振興部地域振興課長

○「JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規程による監査員及び監査責任者の指名

令和6年4月1日

「JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規程(平成 28 年4月 14 日)第2条の規定により、会長は監査員及び監査責任者を次のとおり指名する。

監査員	京阪京都交通株式会社管理部企画課長
	有限会社中京交通営業企画部長
	京丹波町総務部地域振興課長
監査責任者	京丹波町総務部地域振興課長

※監査は、監査責任者と事業者の 2 者が実施する。

監査を実施する事業者は、年度毎に、2 事業者が交互に行うことを基本とする。

○「JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会」財務規程による協議会出納員の委任

平成28年4月14日

「JR山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会」財務規程(平成 28 年4月 14 日)第8条の規定により、会長は協議会事務局長に協議会出納員を委任する。

協議会出納員	協議会事務局長
--------	---------

令和7年度事業実績について

令和7年度に協議会で実施した取組は以下のとおり

公共交通利用への自発的な転換・定着の促進(施策①-1,⑥-1)



協議会で共通の公共交通利用促進ポスターの様式を作成し、バス停車施設へ掲出。
掲出先：綾部市観光案内所(綾部市)
スプリングスひよし(南丹市)
丹波マーケス(京丹波町)

地元高校生と協働した乗って支える運動の実施(施策①-3)



高校生の通学におけるバスの利用実態や意見・要望を把握するため須知高校を訪問し、教員及び生徒へヒアリングを実施。

中学3年生・高校3年生向けMMチラシの配付を継続。

駅・バス停での観光案内・乗換案内の充実(施策⑤-1)

駅から出発する交通手段や周辺の観光案内の多言語表記化(施策⑤-2)



分かりやすいバス乗換案内表示の作成。

掲示場所：日吉駅

分かりやすいバス時刻表の作成。

掲示場所：和知駅

子育て世代や免許返納者に対する公共交通利用支援(施策⑥-2)



子育てタクシーを導入している都タクシー及び陣痛タクシーを導入している亀岡市に対し、ヒアリングを行い、導入に向けた取組内容や課題の把握に努めた。

公共交通利用への自発的な転換・定着の促進(施策①-1,⑥-1)

●ポスターデザイン

掲出先:スプリングスひよし(南丹市)



掲出先:丹波マーケス(京丹波町)



掲出先:綾部観光案内所(綾部市)



駅・バス停での観光案内・乗換案内の充実(施策⑤-1)

駅から出発する交通手段や周辺の観光案内の多言語表記化(施策⑤-2)

●日吉駅 乗換案内デザイン



●実施前



●実施後



駅・バス停での観光案内・乗換案内の充実(施策⑤-1)
駅から出発する交通手段や周辺の観光案内の多言語表記化(施策⑤-2)

●和知駅 時刻表デザイン

京丹波町 町営バス 時刻表

Kyotamba Town Bus

令和7年4月1日改正

南丹市営バス 時刻表

Nantan City Bus

令和6年3月16日改正

系 統	W41 仏主線	W45 上乙見線	W20 丹波和知線	W10 嵯峨山和知線	W63 才原大簾線	W31 長瀬線	W37 大野線		
行き先	・和知中学校 ・篠原 ・仏主 など	・中山 ・塩谷 ・上乙見 など	・須知高校前 ・京丹波町役場前 ・丹波マークス など	・京丹波町病院 ・下山駅下 ・嵯峨山 など	・安栖里 ・大簾 ・才原 など	・小畑	・升谷 ・長瀬 ・大野ダム など	長瀬→大野ダム→下郷原→郷原→向山橋→小瀬→青成苑前 →塩谷→下岩江戸→岩江戸→川谷→保育園前→大野→上大野→萱野橋→上司→和泉下→和泉	
運行日	平日運行 ※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日から1月3日)は全路線運休 ただし、丹波和知線のみ土曜日も運行						平日	土	日・祝
7			27 53				▲55		55
8	▼00			40	30				
9			34			03	♥20 月・金のみ運行		
10									08
11					▲30 大・金のみ運行		♥30 月・金のみ運行		
12	15	●15	34		15	00 48	♥15		33
13								33	
14			29	15					
15	15	15			◆15	00 48			08
16	33	●33	32		◆33		▲33		33
17	10	33			◆33				01
18								16	16

摘要

▼西河内まで行きません ●長瀬まで行きません ■土曜日及び休校日運休、中央公民館止まりです
▲坂原・中央公民館経由です(改善センター、稲次、広野、大簾には行きません) ◆立木駅では止まりません
♣大野ダム行き(大野ダムで南丹市営バスと接続します) ♥長瀬止まりです

京丹波町 町営バス お問い合わせ先

京丹波町企画情報課 ☎0771-82-3801

時刻表の
詳細は
こちら⇒

南丹市営バス お問い合わせ先

南丹市地域振興課 ☎0771-68-0019
南丹市営バス美山事務所 ☎0771-75-1666

時刻表の
詳細は
こちら⇒

●実施前

●実施後



令和7年度事業実績 京都府

資料2-2

【評価】 A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
B：事業が計画に位置づけられたとおり実施されていない点があった
C：事業が計画に位置づけられたとおり実施されなかった

施策	取組内容	事業内容	実施時期	完了	事業評価
①-1	自治体職員に対するモビリティ・マネジメントの実施	異動職員、新規採用職員へのMMの実施	4月	4月	A
	中学3年生・高校3年生及び保護者に対するモビリティ・マネジメントの実施	MMチラシの内容調整	4月	10月	A
	小中学生に対するモビリティ・マネジメントの実施	「きょうとエコサマー」の実施	7月～8月	8月	A
	免許返納者・移住者等に対するモビリティ・マネジメントの実施	事例収集・市町への情報提供・連絡調整	随時	随時	A
	乗り換えダイヤも分かりやすく掲載した公共交通情報冊子の各戸配布	公共交通利用の啓発ポスターの作成、掲示	随時	随時	A
①-2	園福線撤退に係る代替運行の実施	園福線の運行への支援	令和7年3月	令和7年3月	A
①-3	地元住民や関係者との懇談会の実施	市町との連絡調整	随時	随時	A
	地元高校生と協働した乗ってささえる運動の実施	須知高校へのヒアリング調査	随時	7月	A
	バス・タクシー運転手の人材確保	人材確保対策への支援	随時	1月	A
②-1	区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入	導入に向けた検討・調整	随時	随時	C
②-2	交通系ICカードシステムの拡充	JR西日本、沿線自治体との意見交換会を実施	7月	7月11月	A
②-3	鉄道とバス、バス同士のダイヤ調整	-	-	-	-
③-1	利用実態に応じたJR山陰本線の利便性の向上	JR西日本、沿線自治体との意見交換会を実施【再掲】	7月	7月	A
	家族等の送迎に頼らず帰宅できる公共交通サービスの導入	事例収集・市町への情報提供・連絡調整	随時	随時	A
③-2	主な商業施設や医療機関を経由するバス路線への見直し	-	-	-	-
	主な商業施設や医療機関から午後早くまでに帰宅できるダイヤへの見直し	-	-	-	-
③-3	地域が主体となった移動手段の導入の支援	事例収集・市町への情報提供・連絡調整	随時	随時	B
③-4	買い物代行・輸送サービス等の実施	事例収集・市町への情報提供・連絡調整	随時	10月	B
④-1	安全安心な待合空間づくり	駅にぎわいづくり推進事業の推進	随時	随時	A
	駅構内の段差解消等の実施	駅にぎわいづくり推進事業の推進 バリアフリー化施設整備事業の推進	随時	随時	A
④-2	駅再生プロジェクトの推進	駅にぎわいづくり推進事業の推進	随時	随時	A
⑤-1	地域公共交通に関するポータルサイトの充実や総合時刻表・交通マップの作成	区域内全体の公共交通利用の促進	随時	随時	A
	バス停名称統一、バスナンバリングの導入等	事例収集・市町への情報提供・連絡調整	随時	通年	A
	駅・バス停での観光案内・乗換案内の充実	分かりやすい乗換案内表示のデザインの作成	随時	6月	A
	乗る楽しみの向上	イベント列車の運行等	12月	4月～3月	A
⑤-2	外国人観光客向け情報冊子作成	外国人観光客向け情報冊子の配布	随時	3月	A
	駅から出発する交通手段や周辺の観光案内の多言語表記化	分かりやすい乗換案内表示のデザインの作成【再掲】	随時	3月	A
⑤-3	主要駅から地域内の観光施設を巡回するバスの運行	事例収集・市町への情報提供・連絡調整	随時	随時	A
	区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入【再掲】	導入に向けた検討・調整【再掲】	随時	随時	C
⑥-1	自治体職員に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	職員向けMMの実施【再掲】	4月	4月	A
	中学3年生・高校3年生及び保護者に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	MMチラシの内容調整【再掲】	4月	10月	A
	小中学生に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	「きょうとエコサマー」の実施【再掲】	7月～8月	8月	A
	免許返納者・移住者等に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	事例収集・市町への情報提供・連絡調整	随時	随時	A
	乗換ダイヤもわかりやすく掲載した公共交通情報冊子の各戸配布【再掲】	公共交通利用の啓発ポスターの作成、掲示【再掲】	随時	随時	A
⑥-2	妊娠中や育児中の方を対象とした子育てタクシーの導入と運賃支援	先進事例検討・調査	随時	10月	A
	高校生・大学生等への通学運賃補助制度の継続・拡充	事例収集・市町への情報提供・連絡調整	随時	随時	A
	免許返納後の公共交通利用の支援制度の継続・拡充	事例収集・市町への情報提供・連絡調整	随時	随時	A
	主な移動先のダイヤ情報等を記載したマイ時刻表の作成	事例収集・市町への情報提供・連絡調整	随時	随時	A
⑥-3	地域内の拠点(学校等)を巡回し、主要駅まで運行する急行バスの運行	高校生へのニーズ調査	随時	10月	B
	区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入【再掲】	導入に向けた検討・調整【再掲】	随時	随時	C

令和7年度事業実績 綾部市

【評価】 A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
 B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
 C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

施策	取組内容	事業内容	実施時期	完了	事業評価
①ー1	自治体職員に対するモビリティ・マネジメントの実施	職員向けMMの実施 公共交通利用促進PR	5月随時	5月 通年	A
	中学3年生・高校3年生及び保護者に対するモビリティ・マネジメントの実施	MMチラシの配布	1月～3月	10月 3月	A
	小中学生に対するモビリティ・マネジメントの実施	中学生以下あやバス運賃無料の周知 あやバス絵画展の実施 鉄道・バスの乗り方教室（まゆビーキッズクラブ）の実施 あやベキッズ乗り物フェアの開催	4月～ 7月～11月 8月～2月	4月～ 7月～8月 7月～11月 8月～2月 10月	A
	小中学生に対するモビリティ・マネジメントの実施	中学生以下あやバス運賃無料の周知 あやバス絵画展の実施 鉄道・バスの乗り方教室（まゆビーキッズクラブ）の実施 あやベキッズ乗り物フェアの開催 あやバスチョロQ活用した若年層向けMM	4月～ 7月～11月 8月～2月	4月～ 7月～8月 7月～11月 8月～2月 10月	A
	免許返納者・移住者等に対するモビリティ・マネジメントの実施	免許返納者に対するあやバス回数券等無料交付の広報 高齢者へのMMリーフレット配布 健康長寿定期券の半額キャンペーン実施	随時 随時 9月、2月	随時 随時 9月、2月	A
①ー2	園福線撤退に係る代替運行の実施	-	-	-	-
①ー3	地元住民や関係者との懇談会の実施	地域住民を対象にあやバスダイヤ改正に向けた意見聴取会を開催	8月～10月	5月、2月 8月～10月 10月	A
	地元高校生と協働した乗ってささえる運動の実施	須知高校へのヒアリング調査	随時	7月	A
	バス・タクシー運転手の人材確保	市内運行事業者に対して求人サイト掲載費用に対する補助金を、若年層の市民に対して受験資格特例教習費用の一部を支援する補助金を交付	通年	通年	A
②ー1	区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入	65歳以上の方を対象としたあやバス全線乗り放題の健康長寿定期券販売の継続	通年	通年	B
②ー2	交通系ICカードシステムの拡充	JR西日本、沿線自治体との意見交換会を実施 免許返納者へのICOCA購入費用補助検討	7月 通年	9月 通年	B
②ー3	鉄道とバス、バス同士のダイヤ調整	令和9年度あやバスダイヤ改正に向けての調整	随時	随時	A
③ー1	利用実態に応じたJR山陰本線の利便性の向上	JR西日本、沿線自治体との意見交換会を実施	7月	9月	A
	家族等の送迎に頼らず帰宅できる公共交通サービスの導入	-	-	-	-
③ー2	主な商業施設や医療機関を経由するバス路線への見直し	令和9年度あやバスダイヤ改正に向けての調整	随時	随時	A
	主な商業施設や医療機関から午後早くまでに帰宅できるダイヤへの見直し	-	-	-	-
③ー3	地域が主体となった移動手段の導入の支援	交通空白地有償運送事業運営支援	通年	通年 12月	A
③ー4	買い物代行・輸送サービス等の実施	先進事例検討・調査	随時	随時	B
④ー1	安全安心な待合空間づくり	バス停へのセンサーライト設置	随時	随時	A
	駅構内の段差解消等の実施	-	-	完了	完了
④ー2	駅再生プロジェクトの推進	-	-	-	-
⑤ー1	地域公共交通に関するポータルサイトの充実や総合時刻表・交通マップの作成	駅紹介ページの更新	随時	随時	随時
	バス停名称統一、バスナンバリングの導入等	バスナンバリングの運用を継続	通年	通年	A
	駅・バス停での観光案内・乗換案内の充実	山家ふれあいの駅に観光パンフ・時刻表を配架 駅・バス停での観光案内・乗換案内の改善案検討	随時	随時	A
	乗る楽しみの向上	イベント列車のPR等協力 JR山陰本線を活用した「あやべあいトレイン」事業の実施	随時 5月～10月	随時 5月～2月	A
⑤ー2	外国人観光客向け情報冊子作成	情報冊子作成などへの協力 綾部市の観光情報やあやバス情報など市ホームページ掲載の多言語対応	随時	通年	A
	駅から出発する交通手段や周辺の観光案内の多言語表記化	綾部市の観光情報やあやバス情報など市ホームページ掲載の多言語対応	随時	通年	A
⑤ー3	主要駅から地域内の観光施設を巡回するバスの運行	-	-	-	-
	区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入【再掲】	65歳以上の方を対象としたあやバス全線乗り放題の健康長寿定期券販売の継続	通年	通年	B
⑥ー1	自治体職員に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	職員向けMMの実施 公共交通利用促進PR	5月随時	5月 通年	A
	中学3年生・高校3年生及び保護者に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	MMチラシの配布	1月～3月	10月 3月	A
	小中学生に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	中学生以下あやバス運賃無料の周知 あやバス絵画展の実施 鉄道・バスの乗り方教室（まゆビーキッズクラブ）の実施	4月～ 7月～11月 8月～2月	4月～ 7月～8月 7月～11月 8月～2月 10月	A
	免許返納者・移住者等に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	免許返納者に対するあやバス回数券等無料交付の広報 健康長寿定期券の半額キャンペーン実施	随時 9月、2月	通年 9月、2～3月	A
	乗換ダイヤもわかりやすく掲載した公共交通情報冊子の各戸配布【再掲】	あやバス、京都交通福知山線、福知山市バス川合大原線を掲載した時刻表を必要な方に通年で配布	通年	通年	A
⑥ー2	妊娠中や育児中の方を対象とした子育てタクシーの導入と運賃支援	先進事例検討・調査	随時	10月	A
	高校生・大学生等への通学運賃補助制度の継続・拡充	大学生等への鉄道利用通学費補助金の継続	通年	通年	A
	免許返納後の公共交通利用の支援制度の継続・拡充	免許返納者に対するあやバス回数券等無料交付の広報 健康長寿定期券の半額キャンペーン実施	随時9月、2月	通年 9月、2～3月	A
	主な移動先のダイヤ情報等を記載したマイ時刻表の作成	住民からの要望に応じて随時作成	随時	随時	B
⑥ー3	区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入【再掲】	65歳以上の方を対象としたあやバス全線乗り放題の健康長寿定期券販売の継続	通年	通年	B

令和7年度事業実績 南丹市

【評価】 A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

施策	取組内容	事業内容	実施時期	完了	事業評価
①-1	自治体職員に対するモビリティ・マネジメントの実施	職員向けMMの実施	9月	随時	B
	中学3年生・高校3年生及び保護者に対するモビリティ・マネジメントの実施	MMチラシの配布、MMの実施	10月	12月	A
	小中学生に対するモビリティ・マネジメントの実施	「きょうとエコサマー」への協力 バスの乗り方教室の実施	5月～8月	7～8月 9～10月	A
	免許返納者・移住者等に対するモビリティ・マネジメントの実施	免許証自主返納支援事業の継続実施	通年	随時	A
	乗り換えダイヤも分かりやすく掲載した公共交通情報冊子の各戸配布	冊子・時刻表の配布	9月	2月～3月	A
①-2	園福線撤退に係る代替運行の実施	園福線の運行への支援	通年	通年	A
①-3	地元住民や関係者との懇談会の実施	南丹市地域公共交通活性化協議会の開催、協議	通年	随時	A
	地元高校生と協働した乗ってささえる運動の実施	実施に向け検討	随時	随時	C
	バス・タクシー運転手の人材確保	広報紙への求人情報掲載の検討	通年	随時	B
②-1	区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入	一日乗車券、二日乗車券の販売継続	通年	通年	A
②-2	交通系ICカードシステムの拡充	JR西日本、沿線自治体との意見交換会を実施 ぐるりんバスのICOCA導入について周知広告、南丹市 営バスのpaypayの運用継続	7月～12月	11月 4月～ 2月～	A
②-3	鉄道とバス、バス同士のダイヤ調整	事業者との意見交換、調整	通年	通年	B
③-1	利用実態に応じたJR山陰本線の利便性の向上	JR西日本、沿線自治体との意見交換会を実施【再掲】 園部駅西口ロータリー再整備	7月	10月	A
	家族等の送迎に頼らず帰宅できる公共交通サービスの導入	デマンドバスの運行継続	通年	通年	A
③-2	主な商業施設や医療機関を経由するバス路線への見直し	商工、医療部門との意見交換等を実施	10月	随時	B
	主な商業施設や医療機関から午後早くまでに帰宅できるダイヤへの見直し	ぐるりんバス(新光悦村線)のダイヤの調整・協議	6月	随時	B
③-3	地域が主体となった移動手段の導入の支援	-	-	-	-
③-4	買い物代行・輸送サービス等の実施	胡麻地域振興会(指定管理)による移動販売を継続	通年	通年	C
④-1	安全安心な待合空間づくり	胡麻駅の待合所利用に係る広報 鍼灸大学前駅駅舎近接施設(遊youひよし)の改修の	11月～12月	2月	B
	駅構内の段差解消等の実施	園部駅東口エレベーター更新	2月	-	-
④-2	駅再生プロジェクトの推進	胡麻駅の待合所利用に係る広報【再掲】	9月	随時	-
⑤-1	地域公共交通に関するポータルサイトの充実や総合時刻表・交通マップの作成	駅紹介ページ更新	随時	随時	-
	バス停名称統一、バスナンバリングの導入等	バス停名称統一に向けての協議、更新 バスナンバリングの運用を継続	5月	随時	A
	駅・バス停での観光案内・乗換案内の充実	JR西日本アプリ「WESTER」の南丹市の広報媒体を活用した周知	通年	随時	B
	乗る楽しみの向上	イベント列車のPR等協力	随時	随時	-
⑤-2	外国人観光客向け情報冊子作成	情報冊子作成などへの協力 英語版美山観光マップを駅及び道の駅等で配布	9月	随時	B
	駅から出発する交通手段や周辺の観光案内の多言語表記化	バスナンバリングマグネットシートのローマ字表記	通年	通年	A
⑤-3	主要駅から地域内の観光施設を巡回するバスの運行	-	-	-	-
	区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入【再掲】	一日乗車券、二日乗車券の販売継続【再掲】	通年	通年	A
⑥-1	自治体職員に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	職員向けMMの実施【再掲】	9月	随時	B
	中学3年生・高校3年生及び保護者に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	MMチラシの配布、MMの実施【再掲】	10月	12月	A
	小中学生に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	「きょうとエコサマー」への協力【再掲】 バスの乗り方教室の実施【再掲】	5月～8月	7月～8月 9～10月	A
	免許返納者・移住者等に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	免許証自主返納支援事業の継続実施【再掲】	通年	通年	A
	乗換ダイヤもわかりやすく掲載した公共交通情報冊子の各戸配布【再掲】	冊子・時刻表の配布【再掲】	9月	2月～3月	A
⑥-2	妊娠中や育児中の方を対象とした子育てタクシーの導入と運賃支援	陣痛タクシーの導入に向け検討	通年	10月	A
	高校生・大学生等への通学運賃補助制度の継続・拡充	事例検討	通年	通年	C
	免許返納後の公共交通利用の支援制度の継続・拡充	事例検討	通年	通年	A
	主な移動先のダイヤ情報等を記載したマイ時刻表の作成	市営バス時刻表冊子にマイ時刻表を掲載	通年	通年	A
⑥-3	地域内の拠点(学校等)を巡回し、主要駅まで運行する急行バスの運行	高校生へのニーズ調査	随時	10月	B
	区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入【再掲】	一日乗車券、二日乗車券の販売継続【再掲】	通年	通年	A

令和7年度事業実績 京丹波町

【評価】 A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
B：事業が計画に位置づけられたとおり実施されていない点があった
C：事業が計画に位置づけられたとおり実施されなかった

施策	取組内容	事業内容	実施時期	完了	事業評価
①-1	自治体職員に対するモビリティ・マネジメントの実施	職員向けMMの周知	随時	6.9.12.3月	A
	中学3年生・高校3年生及び保護者に対するモビリティ・マネジメントの実施	MMチラシの配布、MMの実施	随時	4月、2月	A
	小中学生に対するモビリティ・マネジメントの実施	「きょうとエコサマー」への協力 未就学児対象のバスの乗り方教室の実施	随時	7月～8月 2月	A
	免許返納者・移住者等に対するモビリティ・マネジメントの実施	高齢者自主返納者への支援継続	通年	随時	A
	乗り換えダイヤも分かりやすく掲載した公共交通情報冊子の各戸配布	冊子・時刻表の配布	随時	3月	A
①-2	園福線撤退に係る代替運行の実施	園福線の運行への支援	通年	随時	A
①-3	地元住民や関係者との懇談会の実施	地域公共交通会議の開催	通年	6.8.3月	A
	地元高校生と協働した乗ってささえる運動の実施	実施に向け検討	随時		A
	バス・タクシー運転手の人材確保	求人情報を町HP等へ掲載(町営バス求人募集時随時) 継続 広報紙への求人情報掲載に関する調整	随時	随時	A
②-1	区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入	実施に向け検討	随時	随時	B
②-2	交通系ICカードシステムの拡充	JR西日本、沿線自治体との意見交換会を実施 高齢者自主返納への支援でICカードの普及を実施	7月 継続	11月 随時	A
②-3	鉄道とバス、バス同士のダイヤ調整	鉄道とバス、バス同士のダイヤ調整	随時	3月	A
③-1	利用実態に応じたJR山陰本線の利便性の向上	JR西日本、沿線自治体との意見交換会を実施【再掲】 利用実態の調査・研究	7月 随時	11月	B
	家族等の送迎に頼らず帰宅できる公共交通サービスの導入	-	-	-	-
③-2	主な商業施設や医療機関を経由するバス路線への見直し	町公共交通計画にも位置づけダイヤ見直しを検討	随時	随時	B
	主な商業施設や医療機関から午後早くまでに帰宅できるダイヤへの見直し	町公共交通計画にも位置づけダイヤ見直しを検討	随時	随時	B
③-3	地域が主体となった移動手段の導入の支援	カーシェアリングの支援継続	通年	随時	A
③-4	買い物代行・輸送サービス等の実施	買い物代行・輸送サービス等の事例検討・勉強会	随時		A
④-1	安全安心な待合空間づくり	利用実態、ニーズ調査	随時	随時	A
	駅構内の段差解消等の実施	-	-	-	-
④-2	駅再生プロジェクトの推進	利用実態、ニーズ調査	随時	-	-
⑤-1	地域公共交通に関するポータルサイトの充実や総合時刻表・交通マップの作成	町HPを更新(時刻改正時随時)	随時	随時	A
	バス停名称統一、バスナンバリングの導入等	バスナンバリングの運用を継続	継続	継続	A
	駅・バス停での観光案内・乗換案内の充実	実施に向け検討	随時	随時	B
	乗る楽しみの向上	イベント列車のPR等協力	随時	随時	A
⑤-2	外国人観光客向け情報冊子作成	情報冊子作成などへの協力	随時	随時	B
	駅から出発する交通手段や周辺の観光案内の多言語表記化	駅から出発する交通手段や観光案内の多言語表記化、周辺の対象マップ等のとりまとめ バスナンバリングマグネットシートのローマ字表記	随時 通年	通年	A
⑤-3	主要駅から地域内の観光施設を巡回するバスの運行	和知駅から地域内の観光施設をつなぐデマンド運行	通年	通年	A
	区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入【再掲】	実施に向け検討	随時	随時	B
⑥-1	自治体職員に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	職員向けMMの周知【再掲】	随時	6.9.12.3月	A
	中学3年生・高校3年生及び保護者に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	MMチラシの配布、MMの実施【再掲】	随時	4月、2月	A
	小中学生に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	「きょうとエコサマー」への協力【再掲】 未就学児対象のバスの乗り方教室の実施【再掲】	随時	7月～8月 2月	A
	免許返納者・移住者等に対するモビリティ・マネジメントの実施【再掲】	高齢者自主返納者への支援継続【再掲】	通年	随時	A
	乗換ダイヤもわかりやすく掲載した公共交通情報冊子の各戸配布【再掲】	冊子・時刻表の配布【再掲】	随時	3月	A
⑥-2	妊娠中や育児中の方を対象とした子育てタクシーの導入と運賃支援	先進事例調査	随時	10月	A
	高校生・大学生等への通学運賃補助制度の継続・拡充	須知高校生への町営バス通学費補助を継続	通年	継続	A
	免許返納後の公共交通利用の支援制度の継続・拡充	高齢者自主返納者への支援継続【再掲】	通年	随時	A
	主な移動先のダイヤ情報等を記載したマイ時刻表の作成	住民からの要望に応じて随時作成	随時	随時	B
⑥-3	地域内の拠点(学校等)を巡回し、主要駅まで運行する急行バスの運行	高校生へのニーズ調査	随時	10月	B
	区域内の公共交通等が利用できるフリーチケットの導入【再掲】	実施に向け検討	随時	随時	B

①-1 小中学生に対するモビリティマネジメントの実施

【あやバスチョロQ】

○内 容

あやバスの運行20周年を記念し、JR山家駅に乗り入れする上林線のあやバスチョロQを制作し、若年層へのモビリティ・マネジメントを実施した。

販売価格 1,500円（税込み）

販売場所

- ・綾部市役所（市民協働課窓口）
- ・上林いきいきセンター（八津合町）
- ・西部いきいきセンター（物部町）
- ・あやべ特産館（青野町）
- ・あやべ観光案内所（駅前通り）

その他 あやバス絵画展の応募者全員（253名）にプレゼント。

「二十歳の集い」でアンケート回答者（41名）にプレゼント。

あやバスチョロQを通じて、多くの方に公共交通を身近に感じていただくきっかけ作りを創出できた。



**令和8年2月1日より
南丹市営バス全線にて
PayPayでお支払いが可能になります**

**スマホ決済で
簡単・便利にお支払い！**

森・里・街・ひとがきらめくふるさと



南丹市

NANTAN CITY

令和7年4月1日から本格運行！

電話**1**本で予約ができる!!

簡単 便利な

京丹波町

予約型乗合タクシー

☎ 0771-84-1100



運行日

[毎週月曜日～土曜日]

時間 8:00-17:00

※GW・お盆・年末年始・
日・祝日を除く。

予約可能日

[毎週月曜日～金曜日]

時間 8:30-17:00

※土曜日の運行は前日
までの予約のみ対応。

予約方法

[電話にて予約]

電話番号 0771-84-1100

※運用主体の【特定非営利
活動法人さわやかライフ】へ。

・デマンドタクシーの利用は和知地区～京丹波町内および町営バス大野ダムバス停に限ります。

・料金は1回あたり1人500円（往復利用1,000円）です。
（割引：大人同伴の未就学児は無料、小中学生・高校生・障害者は半額）
小中学生の利用は、保護者からの予約に限る
（月8回以上利用した者は、翌月8回利用まで半額）
半額利用者は除く

・災害等が予想される悪天候時は、運行を行わないことがあります。

・予約状況により予約をお断りさせていただく場合があります。

・自ら車両に乗降できる方が利用できます。
介助者が同行の場合はこの限りではありません。

問合せ

京丹波町総務部地域振興課

電話番号

0771-82-3801

メール

chiiki@town.kyotamba.lg.jp

R7年11月1日
実証運行開始！

予約型乗り合い送迎サービス

イッテコ
京丹波

イッテコ京丹波

乗ってみませんか？

お出かけの際は、

「イッテコ京丹波」

をご利用ください！



日々のお買い物に！



雨降りの外出に！



お友だちとの集まりに！

イッテコ京丹波とは...

京丹波町には約 **250** ヶ所の
「イッテコ京丹波 乗降所」があり、
お電話1本でお迎えに上がります！

※希望時間・場所によって
乗り合いとなる可能性があります。

この看板が目印！



料 金

- ・ 一般料金 500円
- ・ 割引料金 250円
 - ▷ 小・中・高生
 - ▷ 障がい者手帳をお持ちの方
 - ▷ 介助者(障がい者手帳に介助者有の場合)

ご質問など
お気軽に
お電話ください！



イッテコ京丹波コールセンター

0771-86-0038

月～土 8:30～16:30

運休日：日・祝日・その他当法人が定める日

NPO法人プラムランナー
京都府船井郡京丹波町井脇瀧谷2-2

議題 第3号

J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会 令和7年度決算

歳入

(単位:円)

款 項 目	予算額	決算額	増減	摘 要
1 分担金及び負担金	60,000	60,000	0	綾部市・南丹市・京丹波町・京都府 各15,000円（計60,000円）
1 分担金	0	0	0	
1 分担金	0	0	0	
2 負担金	60,000	60,000	0	
2 負担金	60,000	60,000	0	
2 行政支出金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 国庫補助金	0	0	0	
2 地方公共団体補助金	0	0	0	
3 繰越金	74,058	74,058	0	
1 繰越金	74,058	74,058	0	
1 繰越金	74,058	74,058	0	
4 諸収入	0	0	0	
1 雑入	0	0	0	
1 雑入	0	0	0	
計	134,058	134,058	0	

歳出

(単位:円)

款 項 目	予算額	決算額	増減	摘 要
1 運営費	90,000	86,310	△ 3,690	協議会3回開催
1 会議費	90,000	86,310	△ 3,690	
1 会議費	90,000	86,310	△ 3,690	
2 事業費	0	0	0	
1 調査計画費	0	0	0	
1 調査計画費	0	0	0	
2 事業費	0	0	0	
2 事業費	0	0	0	
3 予備費	44,058	0	△ 44,058	
1 予備費	44,058	0	△ 44,058	
1 予備費	44,058	0	△ 44,058	
計	134,058	86,310	△ 47,748	

歳入決算額
歳出決算額

134,058 円
86,310 円

歳入歳出差引額

47,748 円は、令和8年度へ繰越

監 査 報 告 書

J R 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会の令和 7 年度の事業内容及び収支決算を監査したところ、帳簿及び証拠書類は整備され適正に処理されており、決算額に誤りはないものと認めます。

令和 8 年 5 月 1 日

J R 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会

監査責任者監査員 京丹波町地域振興課長

小山 潤

令和 7 年度

J R 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会
会計歳入歳出決算審査報告書

J R 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会監査員

令和7年度J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会 会計歳入歳出決算審査報告

1 審査の対象

令和7年度J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会会計決算

2 審査の根拠

J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会財務規定第14条及びJ R山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会監査実施規程

3 審査実施日・場所

令和8年5月1日 有限会社中京交通

令和8年5月1日 京丹波町役場

4 審査の方法

J R山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会会長 加藤 博和から提出された決算書に記載された決算内容について関係職員の説明を聴取しながら関係帳簿及び証憑書類との照合審査を行った。

5 審査の結果

令和7年度事業内容及び収支決算を監査したところ、帳簿及び証拠書類は整備され適正に処理されており、決算額に誤りはないものと認められた。

6 決算の概要

（1）総括

J R山陰本線沿線地域公共交通活性化協議会会計における決算概要は次のとおりである。

歳入歳出予算現額 134,058円

歳入決算額 134,058円

歳出決算額 86,310円

歳入歳出差引額 47,748円

決算収支額は上記のとおりであり、翌年度繰越額47,748円となっている。

(2) 歳入

歳入予算額 134,058 円に対し、決算額は 134,058 円である。

各款別の内容は次のとおりである。

目	区分	予算額	決算額
1 負担金		60,000 円	60,000 円
2 行政支出金		0 円	0 円
3 繰越金		74,058 円	74,058 円
4 諸収入		0 円	0 円
合 計		134,058 円	134,058 円

(3) 歳出

歳出予算額 134,058 円に対し、決算額は 86,310 円である。

各款別の内容は次のとおりである。

目	区分	予算額	決算額
1 運営費		90,000 円	86,310 円
2 事業費		0 円	0 円
3 予備費		44,058 円	0 円
合 計		134,058 円	86,310 円

地域公共交通計画の改定に係る調査内容について〈協議事項〉

1. 地域公共交通計画改定事業の委託先

一般社団法人システム科学研究所

2. 業務委託理由

同研究所は、JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画の策定支援業務を実施しており、綾部市・南丹市・京丹波町の地域公共交通計画の策定にも携わっていることから、地域特性や交通課題に精通し、3 市町の個別事業に関しても十分な知見を有している。

また、今回は計画改定であるため、現行計画の内容や構成を踏まえつつ、継続的かつ一貫した考え方で作業を進める必要がある。このため、前回計画及び各市町計画の策定に従事し、その内容を十分に把握している同研究所による実施が、計画の整合性及び継続性の確保の観点から不可欠であるため。

3. 委託費用

7,359 千円【国庫補助 1,499 千円、協議会 5,860 千円(各自治体 1,465 千円負担)】

4. 事業内容

協議会から同研究所に計画改定に係る以下の業務を委託し、改定に必要な調査や内容のとりまとめを行う。

- (1) 圏域の現状調査
- (2) 施策目標の達成状況の評価
- (3) 問題点の抽出・課題の整理
- (4) 実態調査
- (5) 地域公共交通計画のとりまとめ
- (6) 協議会等関係資料作成及び出席

5. 地域公共交通計画の改定に係る調査内容について

計画区域における公共交通のサービス向上に向け、利用者にとって魅力的で持続可能な交通体系の方向性を計画に位置付けることとしており、その検討にあたり、基礎資料の収集を目的として、公共交通利用者の属性や利用実態、意見の把握に加え、運行主体及び主要施設の意向を確認するための調査を実施する。

①利用者アンケート調査：実施概要等は別紙参照

- ・ 山陰本線及び園福線利用者を対象としたアンケート調査を実施する。
- ・ 対象場所：山陰本線）園部駅、日吉駅、鍼灸大学前駅、胡麻駅、下山駅、和知駅、山家駅、園福線）園部駅東口、園部大橋
- ・ 調査日：平日1日（6月下旬を予定）
- ・ 調査方法：調査員による手渡し配布・郵送回収。WEB 回答可。

②関係者ヒアリング等調査：実施概要等は別紙参照

- ・ 現状の課題や今後の経営の持続性や方向性、施策連携可能な事業、新たな施策のアイデアなどを確認するために、交通事業者等へのヒアリング調査を実施する。
- ・ 調査対象：交通事業者、沿線の関係団体、庁内関係部署
- ・ 調査方法：書面による聞き取り調査を基本とする

③須知高校生からの意見収集：実施概要等は別紙参照

- ・ 園福線の利用状況把握や利用促進を目的として、須知高校生からの意見収集を行う。
- ・ 昨年度の生徒を対象としたアンケート調査を参考にして、今年度も同様のアンケート調査を実施する。
- ・ アンケート調査を通じて、対面での意見交換の場を企画する。

利用者アンケート調査 調査計画書

1. 調査の目的

JR 山陰本線及び園福線の利用者に対して利用実態やニーズ等を把握する。

2. 調査の対象

- ・調査対象駅：園部駅、日吉駅、鍼灸大学前、胡麻駅、下山駅、和知駅、山家駅
- ・調査対象バス停：園部駅東口、園部大橋

3. 調査方法

- ・調査員による手渡し配布、郵送回収。インターネット回答可。

4. 調査日

- ・調査日：6月22日（月）（予備日：6月26日（金））
- ・調査時間帯：
 - ①園部駅以外の6駅：午前5時半頃～午後2時頃まで（地域を出発する人）
 - ②園部駅：午後5時～午後8時まで（地域に戻ってくる人）
 - ③園福線の園部駅東口と園部大橋：午前6時半頃～午後8時まで

5. 実施スケジュール

- ・調査票の修正：6/9～6/12
- ・印刷・準備等：6/12～6/21
- ・調査：6/22（回答締切 7/10 頃）

6. 主な調査項目

- ・個人属性
- ・調査票を受け取った日の鉄道または園福線の利用状況
- ・（鉄道のみ）駅までの移動手段で公共交通を利用しない理由
- ・調査票を受け取った駅またはバス停の改善ニーズ
- ・公共交通の乗継の改善ニーズ 等

① 園部駅以外の6駅（日吉～山家）配布用

公共交通利用に関するアンケート調査

～アンケート調査へのご協力をお願い～

本アンケート調査は、綾部市・南丹市・京丹波町内の鉄道駅を利用されている皆様を対象に、公共交通の利用状況や公共交通へのご意見などをお聞きし、公共交通に関する計画づくりや施策検討の基礎資料として活用するために実施するものです。

ご多用のところ、誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、アンケート調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会

※事務局：京都府、綾部市、南丹市、京丹波町

■ご回答にあたって

・ご回答は、「① Web フォームから入力」、または「② 調査票へ直接記入」をお願いいたします。

① Web フォームから入力

右記の二次元コードから、アクセスいただけます。

下記の URL を、ブラウザの上部等にある「アドレスバー」へ

入力することでも同様に Web フォームへアクセスいただけます。

※Web フォーム URL：<https://forms.gle/lwP8CUSaSYfgURGs5>



② 調査票へ直接記入いただく場合

選択肢から該当する番号に○印をつけてください。

また、 や()内等には、具体的な数字や文字をご記入ください。

記入後は、本調査票が入っていた封筒に入れ、郵便ポストへ投函してください（切手不要）。

・ご回答いただいた内容は統計的に処理し、調査目的以外に使用することはありません。

■アンケートへの回答期限

回答期限 令和8年7月●日（●）まで

■お問い合わせ先

・本調査についてご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

（調査実施機関）

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会

【事務局】

京都府建設交通部 交通政策課 TEL:075-414-4361 FAX:075-414-5183

綾部市市民環境部 市民協働課 TEL:0773-42-4248 FAX:0773-42-4406

南丹市地域振興部 地域振興課 TEL:0771-68-0019 FAX:0771-63-0653

京丹波町総務部 地域振興課 TEL:0771-82-3809 FAX:0771-82-2500

※本調査の実施はJR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会が、一般社団法人システム科学研究所に委託しています。

公共交通利用に関するアンケート調査

1. あなたご自身のことについておたずねします。

問 1. 性別	1. 男性 2. 女性 3. その他
問 2. 年齢	1. 19 歳以下 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代 5. 50 歳代 6. 60～64 歳 7. 65～69 歳 8. 70～74 歳 9. 75～79 歳 10. 80～84 歳 11. 85～89 歳 12. 90 歳以上
問 3. お住まい	〒 _____ ※郵便番号のみご記入ください
問 4. 職業	1. 会社員・公務員 2. 自営業・自由業（農業含む） 3. 専業主婦・主夫 4. パート・アルバイト 5. 学生 6. 無職
問 5. 運転免許・車の運転	1. 保有しており運転できる 2. 保有しているが運転はしない（できない） 3. 既に免許を返納した 4. 免許を保有したことがない

2. 調査票を受け取った日の移動についておたずねします。

問6. 調査票を受け取った日の 鉄道（JR 山陰本線）の利用状況 をお答えください。

① この調査票を受け取った駅（１つに○）					
１．日吉駅	２．鍼灸大学前駅	３．胡麻駅	４．下山駅	５．和知駅	６．山家駅
② 調査票を受け取った日に鉄道を利用した区間					
〔行き〕 １．（ ）駅 → （ ）駅		２．鉄道を利用していない			
〔帰り〕 １．（ ）駅 → （ ）駅		２．鉄道を利用していない			
③ 調査票を受け取った日の、鉄道を利用した時間帯					
〔行き〕 １．おおむね（ ）時台		２．鉄道を利用していない			
〔帰り〕 １．おおむね（ ）時台		２．鉄道を利用していない			
④ 調査票を受け取った日の、鉄道を利用した主な目的（１つに○）					
１．通勤	２．通学	３．通院	４．買物	５．趣味・習い事・食事	
６．観光・レジャー	７．業務	８．その他（ ）			
⑤ 本日の利用目的（上記④の回答）の具体的な目的地					
（ ）					
※差し支えない範囲で、学校や病院、商業施設等の名称を具体的にご記入ください。					
⑥ 調査票を受け取った駅の利用頻度（１つに○）					
１．週に５日以上	２．週に３～４日	３．週に１～２日	４．月に２～３日		
５．月に１日程度	６．年に数日程度以下				

⑦ 当日の駅への移動手段（行き）、駅からの移動手段（帰り）（1つに○）

〔行き〕 1. 南丹市営バス・京丹波町営バス・あやバス 2. 京丹波町予約型乗合タクシー
 3. 自動車(自分で運転) 4. 自動車(家族等が送迎) 5. 一般のタクシー
 6. 社会福祉協議会等の送迎 7. バイク・原付 8. 自転車
 9. 徒歩のみ 10. その他()
 11. 行きは鉄道を利用していない

〔帰り〕 1. 南丹市営バス・京丹波町営バス・あやバス 2. 京丹波町予約型乗合タクシー
 3. 自動車(自分で運転) 4. 自動車(家族等が送迎) 5. 一般のタクシー
 6. 社会福祉協議会等の送迎 7. バイク・原付 8. 自転車
 9. 徒歩のみ 10. その他()
 11. 帰りは鉄道を利用していない

問7. 調査票を受け取った駅へ（または駅から）公共交通以外で移動した人にお聞きします。
駅まで（駅から）の移動手段として、公共交通を利用しない理由をお答えください。

1. 使う必要がないから
2. 本当は使いたい、使えないから

副問）公共交通を使うことができない理由をお答えください。（あてはまるもの全てに○）

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1. 家からバス停まで歩くことが大変だから | 2. 駅前にバスが乗り入れていないから |
| 3. バスが時刻通りに運行していないから | 4. 鉄道との乗り継ぎが悪いから |
| 5. 途中のバス同士の乗り継ぎが悪いから | 6. 早朝に運行していないから |
| 7. 帰宅時間帯に運行していないから | 8. ルートや時刻表がよくわからないから |
| 9. その他() | |

3. 調査票を受け取った駅についておたずねします。

問8. 調査票を受け取った駅の待合環境などで、必要だと思われることをお聞かせください。

（送迎用の駐車スペース、駐車場、駐輪場、公共交通の運行情報など）

4. 公共交通全般に対するご意見をおたずねします。

問 9. 鉄道やバス等の公共交通同士での乗り継ぎについて、不便を感じられている場面、乗り継ぎ時の待合環境への不満など、ご意見がございましたらぜひお聞かせください。

問 10. J R 山陰本線や綾部市・南丹市・京丹波町を運行するバス等も含めた公共交通全体に対するご意見がございましたら、どのようなことでも結構ですので、ぜひお聞かせください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

公共交通利用に関するアンケート調査 ～アンケート調査へのご協力をお願い～

本アンケート調査は、園部駅を利用されている皆様を対象に、公共交通の利用状況や公共交通へのご意見などをお聞きし、公共交通に関する計画づくりや施策検討の基礎資料として活用するために実施するものです。

ご多用のところ、誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、アンケート調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会

※事務局：京都府、綾部市、南丹市、京丹波町

■ご回答にあたって

・ご回答は、「① Web フォームから入力」、または「② 調査票へ直接記入」をお願いいたします。

① Web フォームから入力

右記の二次元コードから、アクセスいただけます。

下記の URL を、ブラウザの上部等にある「アドレスバー」へ

入力することでも同様に Web フォームへアクセスいただけます。

※Web フォーム URL：<https://forms.gle/ZykGfqZLkoAoj4ks7>



② 調査票へ直接記入いただく場合

選択肢から該当する番号に○印をつけてください。

また、 や()内等には、具体的な数字や文字をご記入ください。

記入後は、本調査票が入っていた封筒に入れ、郵便ポストへ投函してください（切手不要）。

・ご回答いただいた内容は統計的に処理し、調査目的以外に使用することはありません。

■アンケートへの回答期限

回答期限 令和8年7月●日（●）まで

■お問い合わせ先

・本調査についてご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

（調査実施機関）

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会

【事務局】

京都府建設交通部 交通政策課 TEL:075-414-4361 FAX:075-414-5183

綾部市市民環境部 市民協働課 TEL:0773-42-4248 FAX:0773-42-4406

南丹市地域振興部 地域振興課 TEL:0771-68-0019 FAX:0771-63-0653

京丹波町総務部 地域振興課 TEL:0771-82-3809 FAX:0771-82-2500

※本調査の実施は JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会が、一般社団法人システム科学研究所に委託しています。

公共交通利用に関するアンケート調査

1. あなたご自身のことについておたずねします。

問 1. 性別	1. 男性 2. 女性 3. その他
問 2. 年齢	1. 19 歳以下 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代 5. 50 歳代 6. 60～64 歳 7. 65～69 歳 8. 70～74 歳 9. 75～79 歳 10. 80～84 歳 11. 85～89 歳 12. 90 歳以上
問 3. お住まい	〒 _____ ※郵便番号のみご記入ください
問 4. 職業	1. 会社員・公務員 2. 自営業・自由業（農業含む） 3. 専業主婦・主夫 4. パート・アルバイト 5. 学生 6. 無職
問 5. 運転免許・車の運転	1. 保有しており運転できる 2. 保有しているが運転はしない（できない） 3. 既に免許を返納した 4. 免許を保有したことがない

2. 調査票を受け取った日の移動についておたずねします。

問6. 調査票を受け取った日の **鉄道（JR 山陰本線）の利用状況**をお答えください。

① 調査票を受け取った日に鉄道を利用した区間				
〔行き〕 1. () 駅 → () 駅		2. 鉄道を利用していない		
〔帰り〕 1. () 駅 → () 駅		2. 鉄道を利用していない		
② 調査票を受け取った日の、鉄道を利用した時間帯				
〔行き〕 1. おおむね () 時台		2. 鉄道を利用していない		
〔帰り〕 1. おおむね () 時台		2. 鉄道を利用していない		
③ 調査票を受け取った日の、鉄道を利用した主な目的（1つに○）				
1. 通勤	2. 通学	3. 通院	4. 買物	5. 趣味・習い事・食事
6. 観光・レジャー	7. 業務	8. その他 ()		
④ 本日の鉄道利用目的（上記③の回答）の具体的な目的地				
()				
※差し支えない範囲で、学校や病院、商業施設等の名称を具体的にご記入ください。				
⑤ 園部駅の利用頻度（1つに○）				
1. 週に5日以上	2. 週に3～4日	3. 週に1～2日	4. 月に2～3日	
5. 月に1日程度	6. 年に数日程度以下			

問7. 調査票を受け取った日の 駅への移動手段・駅からの移動手段 について、お答えください。

[illegible]

問8. 普段 **家族等に自動車で駅まで送迎してもらっている方** にお聞きします。家族等に駅まで送迎してもらうことに関して、あてはまるものがあれば全て選んでください。

1. 家族等に負担をかけることが心苦しい 3. 一人で自由に移動したい 5. 家族等による送迎は利用していない	2. 待ち合わせ等の連絡が面倒 4. 家族等の送迎を利用しているが特にない
---	--

問 9. 園部以北の JR 山陰本線（日吉・和知方面）や、園福線（バス）について、どのような点が改善されれば、ご自身の利用が増えるか、お答えください。（あてはまるもの全てに○）

- 〔JR〕 1. 園部駅での園部以南の列車との乗り継ぎが良くなる
2. 園部以北の駅へのバスでのアクセスが便利になる
3. その他（ ）
4. JR 山陰本線（園部以北）沿線に自宅や目的地が無いので、利用しない
5. JR 山陰本線（園部以北）沿線に自宅や目的地があるが、改善されても利用は増えない

- 〔園福線〕 1. JR との乗り継ぎが良くなる
2. 園福線バス停への町営バス等でのアクセスが便利になる
3. その他（ ）
4. 園福線の沿線に自宅や目的地が無いので、利用しない
5. 園福線の沿線に自宅や目的地があるが、改善されても利用は増えない

4. 公共交通全般に対するご意見をおたずねします。

問 10. 鉄道やバス等の公共交通同士での乗り継ぎについて、不便を感じられている場面や乗り継ぎ時の待合環境について、ご意見がございましたらぜひお聞かせください。

問 11. JR 山陰本線や綾部市・南丹市・京丹波町を運行するバス等も含めた公共交通全体に対するご意見がございましたら、どのようなことでも結構ですので、ぜひお聞かせください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

公共交通利用に関するアンケート調査

～アンケート調査へのご協力をお願い～

本アンケート調査は、園福線を利用されている皆様を対象に、公共交通の利用状況や公共交通へのご意見などをお聞きし、公共交通に関する計画づくりや施策検討の基礎資料として活用するために実施するものです。

ご多用のところ、誠に恐れ入りますが、調査の趣旨をご理解いただき、アンケート調査にご協力くださいますようお願い申し上げます。

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会

※事務局：京都府、綾部市、南丹市、京丹波町

■ご回答にあたって

・ご回答は、「① Web フォームから入力」、または「② 調査票へ直接記入」をお願いいたします。

① Web フォームから入力

右記の二次元コードから、アクセスいただけます。

下記の URL を、ブラウザの上部等にある「アドレスバー」へ

入力することでも同様に Web フォームへアクセスいただけます。

※Web フォーム URL：<https://forms.gle/yXeH6YNNrd4MTI256>



② 調査票へ直接記入いただく場合

選択肢から該当する番号に○印をつけてください。

また、 や()内等には、具体的な数字や文字をご記入ください。

記入後は、本調査票が入っていた封筒に入れ、郵便ポストへ投函してください（切手不要）。

・ご回答いただいた内容は統計的に処理し、調査目的以外に使用することはありません。

■アンケートへの回答期限

回答期限 令和8年7月●日（●）まで

■お問い合わせ先

・本調査についてご不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

（調査実施機関）

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会

【事務局】

京都府建設交通部 交通政策課 TEL:075-414-4361 FAX:075-414-5183

綾部市市民環境部 市民協働課 TEL:0773-42-4248 FAX:0773-42-4406

南丹市地域振興部 地域振興課 TEL:0771-68-0019 FAX:0771-63-0653

京丹波町総務部 地域振興課 TEL:0771-82-3809 FAX:0771-82-2500

※本調査の実施は JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会が、一般社団法人システム科学研究所に委託しています。

公共交通利用に関するアンケート調査

1. あなたご自身のことについておたずねします。

問 1. 性別	1. 男性 2. 女性 3. その他
問 2. 年齢	1. 19 歳以下 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代 5. 50 歳代 6. 60～64 歳 7. 65～69 歳 8. 70～74 歳 9. 75～79 歳 10. 80～84 歳 11. 85～89 歳 12. 90 歳以上
問 3. お住まい	〒 _____ ※郵便番号のみご記入ください
問 4. 職業	1. 会社員・公務員 2. 自営業・自由業（農業含む） 3. 専業主婦・主夫 4. パート・アルバイト 5. 学生 6. 無職
問 5. 運転免許・車の運転	1. 保有しており運転できる 2. 保有しているが運転はしない（できない） 3. 既に免許を返納した 4. 免許を保有したことがない

2. 調査票を受け取った日の移動についておたずねします。

問6. 調査票を受け取った日の〔行き〕の移動についてお答えください。

[illegible]

問7. 調査票を受け取った日の〔帰り〕の移動についてお答えください。

① 【帰り】の園福線を利用した区間	
1. ()バス停 → ()バス停 2. 帰りは利用していない → ④へ	
② 【帰り】に園福線を利用した方　園福線を利用した時間帯	
おおむね()時台	
③ 【帰り】に園福線を利用した方　園福線のバス停からの移動手段（全てに○）	
1. 園福線以外の路線バス（町営バス等） 3. 自動車(家族等が送迎) 6. バイク・原付 9. その他()	2. 自動車(自分で運転) 5. 社会福祉協議会等の送迎 8. 徒歩のみ
④ 【帰り】に園福線を利用しなかった方　園福線の代わりに利用した交通手段（全てに○）	
1. 園福線以外の路線バス 2. 自動車(家族等が送迎) 3. タクシー 4. 徒歩のみ 5. その他()	
⑤ 【帰り】に園福線を利用しなかった方　園福線の代わりに、上記④の交通手段を利用した理由（あてはまるもの全てに○）	
1. 園福線の始発便が遅いから 2. 園福線の最終便が早いから 3. 利用したい時間帯に園福線の運行がないから（上記の選択肢「1.」や「2.」以外） 4. 鉄道と園福線の乗り継ぎが悪いから 5. 園福線と他のバスの乗り継ぎが悪いから 6. 家とバス停の間が遠いから 7. その他()	

問8. 調査票を受け取った日の園福線の利用目的をお答えください。

① 調査票を受け取った日の、園福線を利用した主な目的（1つに○）				
1. 通勤	2. 通学	3. 通院	4. 買物	5. 趣味・習い事・食事
6. 観光・レジャー	7. 業務	8. その他（	）	
② 上記①の利用目的での具体的な目的地				
（				
）				
※差し支えない範囲で、学校や病院、商業施設等の名称を具体的にご記入ください。				

3. 園福線についておたずねします。

問9. ご自身の園福線の利用頻度として、あてはまるものを選んでください。(1つに○)

1. 週に5日以上	2. 週に3～4日	3. 週に1～2日	4. 月に2～3日
5. 月に1日程度	6. 年に数日程度以下		

問 10. 園福線について、運行ダイヤ、バス停留所の位置、他の公共交通（鉄道・バス）との乗り継ぎ等へのご意見やご要望がございましたら、お聞かせください。

4. 公共交通全般に対するご意見をおたずねします。

問 11. 鉄道やバス等の公共交通同士での乗り継ぎについて、不便を感じられている場面、乗り継ぎ時の待合環境への不満など、ご意見がございましたらぜひお聞かせください。

問 12. J R 山陰本線や綾部市・南丹市・京丹波町を運行するバス等も含めた公共交通全体に対するご意見がございましたら、どのようなことでも結構ですので、ぜひお聞かせください。

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

関係者等ヒアリング調査 調査計画書

1. 調査の目的

当該地域の移動に関する課題、交通事業者等の今後の運行持続性や方向性、連携可能な施策や事業、新たな施策のアイデア等を確認する。

2. 調査の対象

カテゴリ	対象者	実施方法
鉄道事業者	J R 西日本	書面 or 府
バス事業者	中京交通（園福線）	対面を想定
	京阪京都交通（桂駅～明治国際／美山）	書面
	南丹市営バス	書面
	関西丸和ロジスティクス（あやバス）	書面
タクシー事業者	日本交通（綾部市内）	書面 or 綾部市
	京都タクシー（南丹市・京丹波町）	書面 or 南丹市
教育関係	明治国際医療大学	書面
	須知高校	書面
医療関係	（利用者アンケート踏まえ決定） 園部病院、明治国際医療大学附属病院、丹波笠次病院、京丹波町病院等	書面
商業関係	（利用者アンケート踏まえ決定） サンダイコー マークス店、瑞穂店等	書面
観光関係	南丹市美山観光まちづくり協会	書面
	森の京都DMO	書面
庁内関係部署	福祉（社会福祉協議会含む）、建設、観光、教育担当部署	各市町
	京都府教育委員会	府

3. 質問項目

対象者	質問項目
交通事業者	・ 利用実態（利用者層、利用の多い区間や時間帯） ・ 担い手の状況（現状・数年後の見通し）

	・ ドライバー意見（運行環境、利用者からの声） ・ 認識している課題 ・ 現在や今後の取組（他事業者や手段との分担） ・ 地域公共交通計画へ位置づけ共同で実施したい事業や施策
教育関係者	・ 生徒・学生の通学やその他目的での移動の実態・課題 ・ 公共交通利用促進に向けた連携の可能性
医療関係者	・ 通院やお見舞いでの来院者の特性（年齢層、時間帯、手段） ・ 公共交通での来院状況 ・ 福祉有償運送での来院状況
商業関係者	・ 店舗の利用実態（客層、時間帯、来店手段） ・ 公共交通での来訪状況 ・ 公共交通と連携し実施したい取組
観光関係者	・ 観光客の移動に関する実態・課題 ・ 公共交通での来訪状況 ・ 公共交通での観光促進に必要な取組 ・ 地域公共交通計画へ位置づけ共同で実施したい事業や施策
庁内関係部署	・ 高齢者や障害者／観光客／児童・生徒の移動における問題点 ・ 移動に関する取組の実施や各種計画への位置づけ状況 ・ 地域公共交通計画へ位置づけ共同で実施したい事業や施策

須知高校生からの意見収集 調査計画書

1. 調査の目的

路線バス園福線の利用状況把握と利用促進を目的として、須知高校の生徒からの意見聴取を行う。

2. 調査方法

須知高校の生徒を対象に実施した昨年度アンケート調査を参考にして、今年度も同様の手法でアンケート調査を実施する。その後、アンケート調査結果を踏まえて、対面での意見交換の場を企画する。

2.1 アンケート調査

- ・WEB アンケート（Google フォーム）にアクセス可能な二次元コードを生徒に配布し、WEB アンケートに回答いただく。
→昨年度のアンケート調査と同様に SHR（ショートホームルーム）の時間に先生から生徒に調査協力を依頼する。（昨年度は 9 割以上に回答いただいた。）
- ・調査項目は、居住地、通学手段（その手段を選んでいる理由も）、園福線利用への転換可能性、園福線や公共交通の課題（困っていること）、園福線や公共交通の利用者を増やしたり利便性を良くしたりするためのアイデア（自分たちができそうな PR 方法など）、対面での意見交換への参加意向を想定

2.2 対面での意見交換

- ・上記アンケート調査結果から、対面での意見交換への参加意向状況を確認する。
- ・参加希望人数や学校スケジュールを踏まえて、須知高校と相談のうえ、対面での意見交換の場を設け、生徒からの意見収集を行う。
- ・例えば、以下のような方法が考えられる。
 - 授業の一環として、生徒を対象としたワークショップを実施する
 - 放課後に、生徒にグループインタビューを実施する
 - 生徒会活動や部活動の一環として、放課後にグループインタビューを実施する
- ・把握したい項目は、園福線や公共交通の利用者を増やしたり利便性を良くしたりするためのアイデア（自分たちでできること、行政や事業者にお願いしたいこと）

※地域公共交通計画の課題・施策への活用、来年度以降の具体的な取組案への活用を想定しているが、実施可能な短期的なアイデアがあれば、今年度の取組として進めたい。（例えば、生徒による SNS を活用した PR、中学 3 年生へのバス通学促進 PR チラシなど）

令和8年度 須知高校 WEB アンケート調査の設問項目（案）

- ・調査時期:令和8年7月頃(夏期休暇に入る前に実施予定)
- ・調査対象:須知高校の全校生徒(高校1年生～3年生)
- ・調査方法:SHR(ショートホームルーム)の時間に、WEB アンケートにアクセスできる2次元コードを配布し、回答いただく
- ・設問数:回収数を確保するため、20問程度を想定

問1 あなたの学年を教えてください。(○は1つ)

1年生	2年生	3年生
-----	-----	-----

問2 あなたのお住まいは、どこですか？(○は1つ)

京丹波町丹波	京丹波町瑞穂	京丹波町和知	
南丹市園部町	南丹市八木町	南丹市日吉町	南丹市美山町
綾部市	亀岡市	京都市	兵庫県丹波篠山市
その他〔 〕			

問3 あなたの通学手段(行き)は、何ですか？(あてはまるもの全てに○)

徒歩のみ	自転車のみ
中京交通バス(園福線)のみ	鉄道(JR)と中京交通バス(園福線)
京丹波町営バスと中京交通バス(園福線)	京丹波町営バスのみ
保護者の送迎	その他〔 〕

問4 あなたの通学手段(帰り)は、何ですか？(あてはまるもの全てに○)

徒歩のみ	自転車のみ
中京交通バス(園福線)のみ	鉄道(JR)と中京交通バス(園福線)
京丹波町営バスと中京交通バス(園福線)	京丹波町営バスのみ
保護者の送迎	その他〔 〕

問5 問3の通学手段(行き)・問4の通学手段(帰り)を選んでいる理由は、何ですか？(あてはまるもの全てに○)

通学時間が短いから	交通費がかからないから	楽だから	運動になるから
自分の好きな時間に移動できるから	天候に左右されにくいから		
事故のリスクが少ないから	それしか選択肢がないから		
その他〔 〕			

今後、バスや JR の利用に変わる可能性はありますか？(○は1つ)

便利になれば可能性はある 可能性は低い 可能性はない

普段利用しているバス停は、どこですか？(あてはまるもの全てに○)

須知高校前 園部駅東口 丹波自然運動公園前 京丹波町役場前
その他〔 〕

朝の登校時間に、中京交通バス(園福線)が間に合わない・遅れることはありますか？(○は1つ)

よくある たまにある ほとんどない

毎日 週に数回 月に数回 年に数回 全く使わない

通学	部活動	買い物	遊び・レジャー
バイト	下校時	乗らない	その他

運賃が高い	本数が少ない	時間が合わない	停留所が遠い
自転車の方が早い	使おうと思ったことがない	その他	

本数が少ない、または、時間が合わないと感じる具体的な状況を教えてください。(例えば、「14時台がないため、テスト等の短縮授業時に帰れない。」、「19時台がないため、部活動が遅くなると帰れない。」など)(自由記述)

--

高い 妥当 安い 利用していないため分からない

問21 バスの利用促進や情報発信などの取組について、あなたに協力してもらうことはできますか。

(○は1つ)

協力できる

内容によっては協力できる

学校の友人等と一緒に協力できる

協力は難しい

問22 中京交通バス(園福線)をより良くするための取組などについて、放課後に京都府庁職員や中京交通(バス事業者)などとの対面(学校内)での意見交換を開催した場合、参加したいと思いますか？(○は1つ)

参加したい

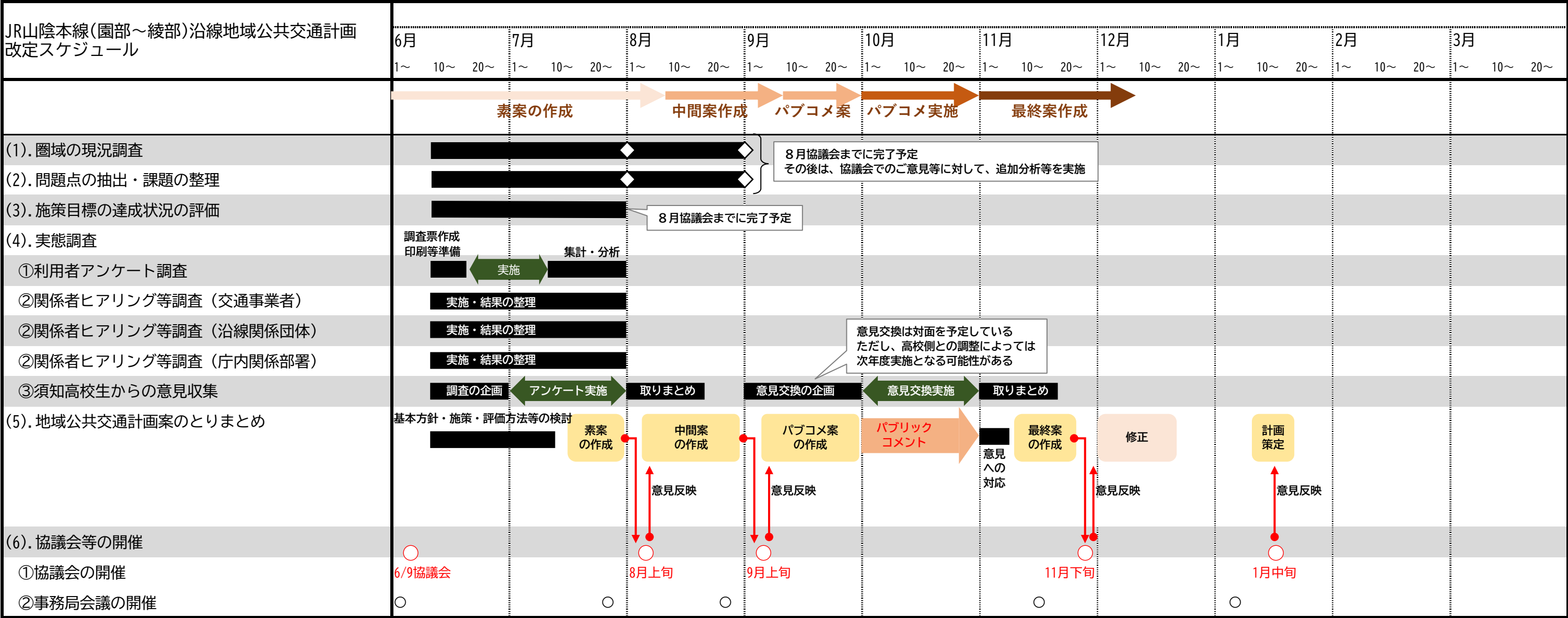
放課後・対面以外であれば参加したい

参加は難しい

問22副問 問22の意見交換会の参加意向について「放課後・対面以外であれば参加したい」と解答された方にお聞きします。

具体的にどのような方法で開催されれば参加したいと思いますか？(自由記述)

--



議題第 5 号

令和 9 事業年度の地域公共交通計画の認定申請について＜協議事項＞

(有)中京交通が運行を予定する園福線の令和 9 事業年度（R8. 10. 1～R9. 9. 30）について、別添のとおり国土交通大臣へ申請してよろしいか。

1. 令和 9 事業年度の概要（園福線地域旅客運送サービス継続実施計画のとおり）

- ・事業主体：(有)中京交通
- ・運行期間：令和 8 年 10 月 1 日～令和 9 年 9 月 30 日
- ・運 行 日：毎日
- ・運行路線：園部駅東口～桧山
- ・運行便数：上下各 10 本
- ・運 賃：150 円～600 円

2. 補助申請額

項目	系統	計画実車走行キロ	○補助対象経費○	国庫補助額（1/2）
幹線補助	園部駅東口～桧山	124,976.0	25,128 千円	<u>12,564 千円</u>

※国庫補助額について、最新の地域キロ当たり標準経常費用（446.82 円）を用いて算出

※サービス継続特例の期間が令和 9 年 3 月末までであるが、事業期間を通じて算出

（参考）

園福線地域旅客運送サービス継続実施計画（R6. 3 認定）に記載の総事業費・補助金のうち国庫補助予定額

項目	期間	計画実車走行キロ	補助対象経費	国庫補助額（1/2）
幹線補助	R6. 4. 1～R6. 9. 30	62,659.2	11,604 千円	5,802 千円
	R6. 10. 1～R7. 9. 30	125,318.4	23,208 千円	11,604 千円
	R7. 10. 1～R8. 9. 30	125,318.4	23,208 千円	11,604 千円
	R8. 10. 1～R9. 3. 31	62,659.2	11,604 千円	5,802 千円
合計		375,955.2	69,624 千円	34,812 千円

項目	期間	計画実車走行キロ	補助対象経費	国庫補助額（1/2）
フィーダー補助	R6. 4. 1～R6. 9. 30	28,731.0	10,616 千円	5,308 千円
	R6. 10. 1～R7. 9. 30	57,462.0	21,232 千円	10,616 千円
	R7. 10. 1～R8. 9. 30	57,462.0	21,232 千円	10,616 千円
	R8. 10. 1～R9. 3. 31	28,731.0	10,616 千円	5,308 千円
合計		172,386.0	63,696 千円	31,848 千円

項目	期間	補助対象経費	国庫補助金（1/2）
バス購入補助	R6. 4. 1～R6. 9. 30	75,000 千円	37,500 千円

様式第 1－1（日本産業規格 A 列 4 番）

8 山 地 協 第 号
令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 JR 山陰本線（園部～綾部）
沿線地域公共交通活性化協議会

住 所 京都府京都市上京区下立売通
新町西入藪ノ内町

代表者氏名 会長 加藤博和

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統）に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画（別紙）

令和 8 年 月 日

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画（以下「計画本体」という。） 7.4 地域公共交通の位置づけと役割（P39）参照
2. 1. を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域において、路線バス・園福線は、園部駅と福知山駅間を、主に国道 9 号に沿って運行され、地域住民の通勤、通学利用等、地域の基幹交通としての役割を担ってきた。 しかし、当該路線については、利用者数の長期低迷や運転士不足を主な原因として、西日本ジェイアールバスが、令和 6 年 3 月末に撤退し、令和 6 年 4 月からは、地域旅客運送サービス継続事業として、京都交通(株)及び(有)中京交通が、当該路線の代替運行を開始した。本路線（園部駅東口～桧山間）については、沿線地域の少子高齢化が一層深刻化しており、バス事業者のみによる運行確保は困難であることから、地域公共交通確保維持事業により、国や沿線自治体が一体となって当該路線の確保・維持を図ることで、住民の生活交通手段を存続させていく必要がある。
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
計画本体、P44「①-2 地域旅客運送サービス継続事業」参照
4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
計画本体、9. 施策目標の達成状況を評価する数値目標（P65～72）及び10. 計画実施のための体制（P73）参照
5. 地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
地域公共交通計画本体P42～P64のとおり。
6. 運行系統の概要及び運送予定者
・園福線地域旅客運送サービス継続実施計画、3. 事業の内容・実施主体 ・運送予定者は、表 1 のとおり、有限会社中京交通

7. 運行系統の利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法

(バス路線収支率)

- ・ 園福線（園部～桧山）44.60%（R8 年）
- ・ 園福線（桧山～下ノ段）16.20%（R8 年）

(利用者数)

- ・ 園福線（園部～桧山）82,276 人（R8 年）
- ・ 園福線（桧山～下ノ段）21,939 人（R8 年）

(利用者あたりの公的資金投入額)

- ・ 園福線（園部～桧山） 347.3 円（R8 年）
- ・ 園福線（桧山～下ノ段）903.4 円（R8 年）

※計画本体、9.1 数値目標の設定（P65～67）及び10. 計画実施のための体制（P73）参照

- ・ 測定手法については、毎年、交通事業者から利用者数、経常収益のデータを集計し、算出する。

8. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- ・ 園福線地域旅客運送サービス継続実施計画、6. 事業実施に必要な資金の額・調達方法
- ・ 事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額は表 2 のとおり。

9. 要綱別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、活性化法法定協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた運行系統にあっては、当該運行系統の概要

該当なし

10. 要綱別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、活性化法法定協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた運行系統にあっては、当該運行系統の概要

該当なし

11. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項）

（取組内容（取組主体））

令和8年6月3日（水）令和8年度地域公共交通計画に係るワーキンググループ会議
令和8年6月9日（火）当協議会（協議会終了後に協議内容を反映）

- ・ 鉄道とバスの接続時刻調整（(有)中京交通）
- ・ ホームページ・広報誌・SNSなどによる周知や時刻表の配布（例 園福線園部地区中心に配布、町役場、支所、道の駅に配架）（南丹市・京丹波町）
- ・ 高齢者運転免許証自主返納等支援事業により、返納の特典として町営バス及び中京交通園福線も利用できる「路線バス利用券」1万円分もしくは「ICOCAカード」1万円分（デポジット含む）を交付（南丹市・京丹波町・(有)中京交通）
- ・ モビリティマネジメントの継続実施・範囲拡大（みずほこども園バスの乗り方教室を開催等）（南丹市・京丹波町・(有)中京交通）
- ・ 沿線立地学校との連携を密にして、通学専用回数券の販売継続（(有)中京交通）
- ・ 沿線店舗等と連携した利用促進策の実施（京丹波町・(有)中京交通）

（定量的な効果目標）

計画期間中において、事業者・沿線自治体が連携し、補助対象期間中に上記の取組を実施し、収支率等、7. に掲げる数値目標の達成を目指す。

12. 車両の取得に係る目的・必要性

該当なし

13. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

（1）事業の目標

該当なし

（2）事業の効果

該当なし

14. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者

該当なし

15. 車両の取得に要する費用の総額、負担者とその負担額

該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）京都市上京区下立売通新町西入藪之内町

（所 属）京都府建設交通部交通政策課

（氏 名）佐伯 翔太

（電 話）075-414-4361

（e-mail）kotsu@pref.kyoto.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

R9年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
京都府	有限会社中京交通	(1) 園福線	12,564	○
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			12,564	

注) 令和10年度、令和11年度については、令和9年度事業から土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付する
2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2-5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	有限会社中京交通	令和9年度
------	----------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業						令和6年10月～令和7年9月実績
	営業収益	100,925 千円	営業外収益	62 千円	経常収益(イ)	100,987 千円	
	営業費用	163,569 千円	営業外費用	557 千円	経常費用(ロ)	164,126 千円	
	営業損益	△ 62,644 千円	営業外損益	△ 495 千円	経常損益	△ 63,139 千円	
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	348,388.9 km					経常収支率	61.53 %

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業						令和5年10月～令和6年9月実績
	営業収益	86,973 千円	営業外収益	1,888 千円	経常収益(イ')	88,861 千円	
	営業費用	138,420 千円	営業外費用	540 千円	経常費用(ロ')	138,960 千円	
	営業損益	△ 51,447 千円	営業外損益	1,348 千円	経常損益	△ 50,099 千円	
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	257,655.0 km					経常収支率	63.94 %

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業						令和4年10月～令和5年9月実績
	営業収益	71,728 千円	営業外収益	29 千円	経常収益(イ'')	71,757 千円	
	営業費用	80,032 千円	営業外費用	90 千円	経常費用(ロ'')	80,122 千円	
	営業損益	△ 8,304 千円	営業外損益	△ 61 千円	経常損益	△ 8,365 千円	
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	166,306.0 km					経常収支率	89.55 %

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
北近畿	481円 77銭	539円 32銭	471円 9銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト	標準経常費用単価(ホ及びヘ) = 令和9年度地域キロ当たり標準経常費用単価にて入力
北近畿	497円 66銭	446円 82銭	446円 82銭	70円 83銭	289円 86銭	

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象期間	補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合 フ	改定率 コ
	令和 年 月 日	基準期間の 年度	／3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	特例措置	運行系統名	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 () ①＝カッコ 内	計画平均乗 車密度 ②	計画 輸送量 ①×② ＝③	系統キロ程		地域公共交通再編事 業を実施する区域にお けるキロ程		系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程と の比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率 ル÷チ	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率 (チー(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ヲ
				起点	主な 経由 地	終点																	
											チ	オ	オ÷チ＝ク	リ		ヌ	ル	ル÷チ					
北近畿	第1号	1	園福線	園部駅	運動公園前	桧山	365 日	3,650 回 (10.0)	3.2	32.0 人	往. 17.0Km 復. 17.0Km	17. 0 Km	往. 0Km 復. 0Km	0. 0Km	0.00%	往. 0Km 復. 0Km	0. 0Km	往. 0Km 復. 0Km	0. 0Km	往. 0Km 復. 0Km	0. 0Km	0.00%	100.00%
合計			系統								往. 17.0Km 復. 17.0Km	17. 0 Km	往. 0Km 復. 0Km	0. 0Km		往. 0Km 復. 0Km	0. 0Km	往. 0Km 復. 0Km	0. 0Km	往. 0Km 復. 0Km	0. 0Km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の 比率 ($\text{チー}-(\text{リ}+\text{ズ})\div\text{チ}=\text{ヲ}$)	計画実車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 $\text{ヘ} \times \text{フ}$ 以下の額:カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 $\text{ノ} \times \text{ワ}$ 以上の額:ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4.の 適用がある場合			3カ年平均		基準期間の前々年度			基準期間の前年度		基準期間				
						基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃 改定による 増収分 $\text{f} \times \text{コ} \div (1+\text{コ}) \times \text{フ} = \text{g}$	経常収益 控除額 ケ と g のい ずれか少 ない額 h	補助金交 付要綱別 表2(注) 4.の適用 後のキロ当 たり経常収 益 $\text{ノ} - \text{h} = \text{ノ}$	$(\text{d} + \text{e} + \text{f}) / 3 = \text{ノ}$	経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ" $\div \text{マ} = \text{d}$	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ' $\div \text{マ}' = \text{e}$	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ $\div \text{マ} = \text{f}$	
北近畿	第1号	1	100.00%	124,976.0 km	55,841,776 円	137円 85銭	円 銭	円 銭	円 銭	137円 85銭	円	. km	円 銭	7,980,582円	62,659.2km	127円36銭	18,539.737円	124,976.0km	148円34銭	18,539,737 円
合計				124,976.0 km	55,841,776 円						円	. km		7,980,582円	62,659.2km		18,539.737円	124,976.0km		18,539,737 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ $\times 9/20=\text{レ}$	タ又はレのうちい ずれか少ないほ うの額 ソ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合 部分以外に係る ソ $\times \text{ヲ}=\text{ツ}$	ソのうち補助ブ ロック外乗入部分及び 同一補助ブロック都 道府県外乗入部分 以外に係るもの ソ $\times \text{ヲ}'=\text{ツ}'$	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 $\text{ツ} \times \text{みなし運行回数} \div \text{①計画運行回数}=\text{ネ}$	補助対象経費 ナ	計画額 ナ $\times 1/2=\text{ラ}$	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ $\times \text{ワ}-\text{ヨ}=\text{ム}$	損失額から国庫 補助額を控除し た額 ムーラ=ウ
北近畿	第1号	1	37,302,039 円	25,128,799 円	25,128,799 円	25,128,799 円	25,128,799 円		25,128 千円	12,564 千円	43,655,819 円	31,091,819 円
合計			37,302,039 円	25,128,799 円	25,128,799 円	25,128,799 円	25,128,799 円		25,128 千円	12,564 千円	43,655,819 円	31,091,819 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
北近畿	第1号	1	12,564,000 円	40.41%	18,527,819 円	59.59%					
合計			12,564,000 円	40.41%	18,527,819 円	59.59%					

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 6.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 7.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下切り捨て）にて記載すること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 12.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50％以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ノ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、％以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 17.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

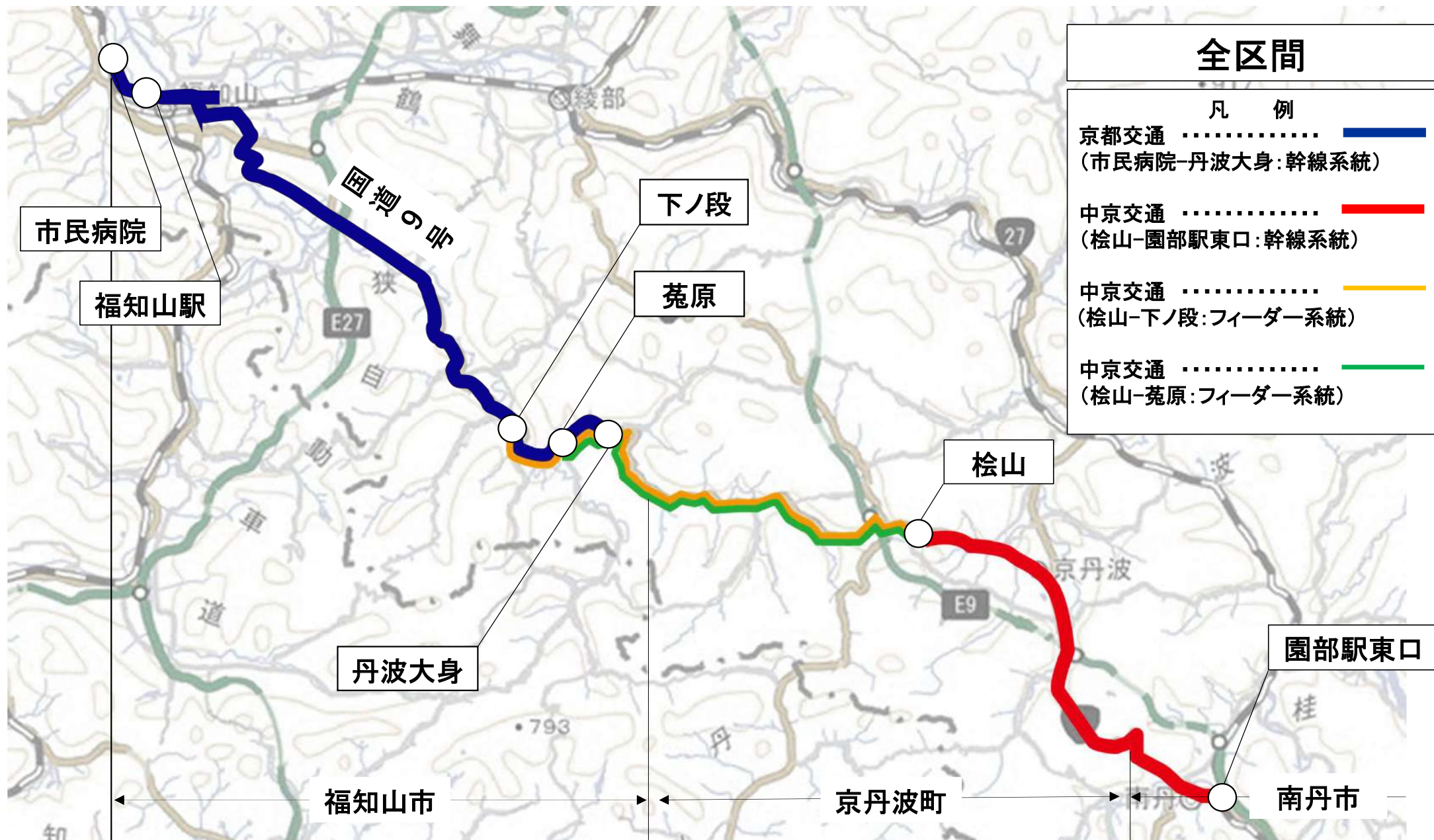
1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

事業者名	有限会社中京交通	
運行計画担当部門	(担当部門の名称) 運行担当	(責任者役職・氏名) 取締役 野中 大樹
補助金担当部門	(担当部門の名称) 営業企画担当	(責任者役職・氏名) 部長 村上 英之

運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（令和9年度）

実態調査日 令和7年5月20日及び5月24日実施																						
運 行		系				統		年 間		輸 送		実 績		経 常 収 益		経常費用		平 均 乗 車 密 度 算 定		輸送量 (A) × (G)	市町村 による回 数券購 入等の 有無	備考
申請 番号	運 行 系 統 名	起 点	主 な 経由地	終 点	キロ程 (km)	運行 回数 (A) (回)	輸送人員 (人)	1人平均 乗車キロ (km)	輸 送 人キロ (人キロ)	運送収入 (B) (円)	実車走行 キロ(C) (km)	運送雑収 (D) (円)	営業外 収益 (E) (円)	計 (B)+(D)+(E)	1系統当たり 経常費用 (円)	〔 運賃改定前 適用 運賃改定後 適用 の平均賃率×日数×の平均賃率×日数 〕 総 適 用 日 数		平均 賃率 (F) (円)	平均乗 車密度 (B) (C) × (F) (G)			
1	園福線1	園部駅東口	丹波自然運動公園前	桧山	17.0	9.0	58,605	6.1	357,490.5	16,112,820	111,690.0	134,028	20,104	16,266,952	55,583,645			45.09	3.1	27.9	無	
1	園福線2	園部駅東口	丹波自然運動公園	桧山	18.2	1.0	8,362	6.0	50,172.0	2,254,451	13,286.0	15,943	2,391	2,272,785	6,611,910			45.15	3.7	3.7	無	
1	小計				17.0	10.0	66,967	6.1	408,498.7	18,367,271	124,976.0	149,971	22,495	18,539,737	62,195,555			45.12	3.2	32.0	無	
合計					35.2		66,967.0		407,662.5	18,367,271	124,976.0	149,971	22,495	18,539,737	62,195,555			45.12	3.2	32.0		

- 〔記載要領〕
- この書類は、補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の実績について、補助対象期間の末日現在における状態に応じて、運行系統ごとに作成すること（補助対象系統のみ記載すること）。
 - 申請番号は、地域公共交通計画認定申請書の申請番号と同一のものとすること。
 - 起点及び終点は停留所名をもって記載し、主な経由地は他の運行系統と区別できる停留所名をもって記載し、キロ程は小数点以下第1位まで記載すること。
 - 運行回数は、補助対象期間における1日の平均を小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。なお1往復を運行回数1回とし、循環系統の場合は、1循環で運行回数1回とする。
 - 1人平均乗車キロは、運行系統ごとに実態調査に基づいて記載すること。
 - 輸送人キロは、輸送人員×1人平均乗車キロにより算出すること。
 - 運送収入は、当該運行系統の補助対象期間の運送収入について、原則として年1回以上実態調査を実施し、その結果により算出すること。また、実態調査日についても記載すること。
 - 実車走行キロは、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
 - 1系統当たり経常費用は、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用に当該系統の実車走行キロを乗じたものとする。
 - 平均賃率は、停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロにより銭単位まで算出すること（銭未満切捨て）。ただし、補助対象期間中に運賃改定があった場合の当該運行系統の平均賃率は、表中の計算式により算出すること。なお、この場合において、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった日は適用日数から除くものとする。
 - 平均乗車密度は(B)÷(C)÷(F)と連算し、その値について、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。
 - 備考欄には、補助対象期間中に運行回数の変更があった場合、ストライキ、積雪等の理由によりバスが運行されなかった期間があった場合又は運賃改定があった場合等特記すべき事項について、変更年月日又は期間及びその内容を記載すること。
 - 各運行系統のキロ程、輸送人員、輸送人キロ、運送収入、実車走行キロ、運送雑収及び営業外収益の合計欄については必ず記載すること。
 - 市町村による回数券購入等の有無は、運送収入に含まれるものの有無について記載すること。



時刻表（下り）【園部駅東口～桧山～丹波大身～菟原～福知山駅～市民病院】

		2-6	1-11	2-7	1-12	3-5	1-13	1-14	2-8	1-15	3-6	1-16	2-9	1-17	3-7	1-18	2-10	3-8	1-19	1-20
運 行 事 業 者		中京交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通
園部駅東口		7:25			7:59		8:35	11:35		12:48		13:52		14:52		16:52			18:52	19:52
本園部宮町		7:27			8:01		8:37	11:37		12:50		13:54		14:54		16:54			18:54	19:54
園部大橋町		7:28			8:02		8:38	11:38		12:51		13:55		14:55		16:55			18:55	19:55
園部河原町		7:29			8:03		8:39	11:39		12:52		13:56		14:56		16:56			18:56	19:56
上木崎町		7:30			8:04		8:40	11:40		12:53		13:57		14:57		16:57			18:57	19:57
観音北口		7:31			8:05		8:41	11:41		12:54		13:58		14:58		16:58			18:58	19:58
新金福寺戸前		7:33			8:07		8:43	11:43		12:56		14:00		15:00		17:00			19:00	20:00
丹波水戸前		7:35			8:09		8:45	11:45		12:58		14:02		15:02		17:02			19:02	20:02
竹野口道		7:36			8:10		8:46	11:46		12:59		14:03		15:03		17:03			19:03	20:03
琴滝口道		7:37			8:11		8:47	11:47		13:00		14:04		15:04		17:04			19:04	20:04
新須知口		7:38			8:12		8:48	11:48		13:01		14:05		15:05		17:05			19:05	20:05
新須知口		7:39			8:13		8:49	11:49		13:02		14:06		15:06		17:06			19:06	20:06
農協会館前		7:40			8:14		8:50	11:50		13:03		14:07		15:07		17:07			19:07	20:07
丹波自然運動公園前		7:42			8:16		8:52	11:52		13:05		14:09		15:09		17:09			19:09	20:09
須知高校前		7:42			8:16		8:52	11:52		13:05		14:09		15:09		17:09			19:09	20:09
丹波自然運動公園前		7:43			8:17		8:53	11:53		13:06		14:10		15:10		17:10			19:10	20:10
須知高校前		7:45			8:19		8:55	11:55		13:08		14:12		15:12		17:12			19:12	20:12
丹波自然運動公園前		↓ (通過)			↓ (通過)		8:57 (通過)			↓ (通過)		↓ (通過)		↓ (通過)		↓ (通過)			↓ (通過)	↓ (通過)
須知高校前		7:46			8:20		8:58	11:56		13:09		14:13		15:13		17:13			19:13	20:13
丹波自然運動公園前		7:47			8:21		8:59	11:57		13:10		14:14		15:14		17:14			19:14	20:14
須知高校前		7:49			8:23		9:01	11:59		13:12		14:16		15:16		17:16			19:16	20:16
丹波神社前		7:49			8:23		9:01	11:59		13:12		14:16		15:16		17:16			19:16	20:16
常照寺前		7:51			8:25		9:03	12:01		13:14		14:18		15:18		17:18			19:18	20:18
京丹波町病院前		7:53			8:27		9:05	12:03		13:16		14:20		15:20		17:20			19:20	20:20
京丹波町病院前		7:57			8:31		9:09	12:07		13:20		14:24		15:24		17:24			19:24	20:24
山麓		6:47		8:01					12:15				15:01				17:35			
京丹波町病院前		6:47		8:01					12:15				15:01				17:35			
京丹波町和見		6:48		8:02					12:16				15:02				17:36			
出口妙見		6:51		8:05					12:19				15:05				17:39			
井尻		6:52		8:06					12:20				15:06				17:40			
坂井		6:53		8:07					12:21				15:07				17:41			
波ノ梅田		6:56		8:10					12:24				15:10				17:44			
六ノ坪		6:57		8:11					12:25				15:11				17:45			
上大久保		6:58		8:12					12:26				15:12				17:46			
下大久保		6:58		8:12					12:26				15:12				17:46			
下大久保		7:00		8:14					12:28				15:14				17:48			
松ヶ瀬		7:03		8:17					12:31				15:17				17:51			
丹波太皇		7:04		8:18		8:15			12:32		13:00		15:18		15:25		17:52	18:20		
大身		7:05		8:19		8:16			12:33		13:01		15:19		15:26		17:53	18:21		
菟原		7:07		8:21		8:17			12:35		13:02		15:21		15:27		17:55	18:22		
天理教前				8:21		8:17					13:02		15:21		15:27			18:22		
菟原				8:21		8:18					13:03		15:21		15:28			18:23		
柳瀬				8:22		8:19					13:04		15:22		15:29			18:24		
三和橋				8:23		8:20					13:05		15:23		15:30			18:25		
細見千束				8:24		8:21					13:06		15:24		15:31			18:26		
細見千束				8:26		8:22					13:07		15:26		15:32			18:27		
ミニフレッシュ三和店前				8:27		8:24					13:09		15:27		15:34			18:29		
下ノ三和分校前			8:29			8:25					13:10		15:29		15:35			18:30		
丹波新						8:25					13:10				15:35			18:30		
丹波軒						8:26					13:11				15:36			18:31		
芦刈						8:27					13:12				15:37			18:32		
丹波萩						8:28					13:13				15:38			18:33		
生野						8:30					13:15				15:40			18:35		
堀波						8:31					13:16				15:41			18:36		
丹波三						8:31					13:16				15:41			18:36		
下三						8:32					13:17				15:42			18:37		
丹波池田						8:33					13:18				15:43			18:38		
丹波岩崎						8:34					13:19				15:44			18:39		
多保						8:35					13:20				15:45			18:40		
信用金庫						8:35					13:20				15:45			18:40		
照蓮寺						8:36					13:21				15:46			18:41		
長下田						8:36					13:21				15:46			18:41		
上下六人						8:37					13:22				15:47			18:42		
下六人						8:39					13:24				15:49			18:44		
長田郵便局						8:39					13:24				15:49			18:44		
砂子の広						8:40					13:25				15:50			18:45		
市かよしの						8:41					13:26				15:51			18:46		
な長田野中						8:43					13:28				15:53			18:48		
トラックセンター						8:43					13:28				15:53			18:48		
長田体育館						8:44					13:29				15:54			18:49		
ロイヤルホテル						8:45					13:30				15:55			18:50		
土師新町						8:46					13:31				15:56			18:51		
松本病院						8:47					13:32				15:57			18:52		
丹波土師						8:47					13:32				15:57			18:52		
松縄城公園						8:48					13:33				15:58			18:53		
福知山役所						8:50					13:35				16:00			18:55		
福知山駅前						8:51					13:36				16:01			18:56		
西本新町						8:52					13:37				16:02			18:57		
市尾新町						8:56					13:41				16:06			19:01		
市尾新町						8:57					13:42				16:07			19:02		
市尾新町						8:58					13:43				16:08			19:03		
市尾新町						9:00					13:45				16:10			19:05		

：京都交通運行便（丹波大身～市民病院）

：中京交通運行便（桧山～下ノ段）

：中京交通運行便（園部駅東口～桧山）

：中京交通運行便（桧山～菟原）

時刻表（上り）【市民病院～福知山駅～菟原～丹波大身～桧山～園部駅東口】

	1-1	1-2	2-1	1-3	3-1	2-2	1-4	1-5	3-2	1-6	2-3	1-7	3-3	1-8	2-4	1-9	3-4	2-5	1-10
運 行 事 業 者	中京交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通	中京交通	京都交通	中京交通	中京交通
市 民 病 院					7:20				11:55				14:10				17:25		
篠 尾 新 町					7:21				11:56				14:11				17:26		
西 本 町					7:23				11:58				14:13				17:28		
福 知 山 駅					7:25				12:00				14:15				17:30		
市 役 所 前					7:27				12:02				14:17				17:32		
福 知 山 城 公 園 前					7:28				12:03				14:18				17:33		
松 山 縄 手					7:29				12:04				14:19				17:34		
丹 波 土 師					7:30				12:05				14:20				17:35		
松 本 病 院 前					7:31				12:06				14:21				17:36		
土 師 新 町					7:32				12:07				14:22				17:37		
ロイヤルヒルホテル前					7:33				12:08				14:23				17:38		
長 田 野 体 育 館 前					7:34				12:09				14:24				17:39		
トラックセンター前					7:34				12:09				14:24				17:39		
長 田 野 中 橋					7:35				12:10				14:25				17:40		
な か よ し 広 場					7:36				12:11				14:26				17:41		
市 の 谷					7:37				12:12				14:27				17:42		
砂 子 池					7:38				12:13				14:28				17:43		
長 田 郵 便 局 前					7:38				12:13				14:28				17:43		
下 六 人 部					7:39				12:14				14:29				17:44		
上 松					7:39				12:14				14:29				17:44		
長 田					7:40				12:15				14:30				17:45		
照 蓮 寺 下					7:40				12:15				14:30				17:45		
信 用 金 庫 前					7:41				12:16				14:31				17:46		
多 保 市					7:44				12:19				14:34				17:49		
丹 波 岩 崎					7:45				12:20				14:35				17:50		
丹 波 池 田					7:46				12:21				14:36				17:51		
下 三 俣					7:47				12:22				14:37				17:52		
丹 波 三 俣					7:48				12:23				14:38				17:53		
堀 野 里					7:48				12:23				14:38				17:53		
生 野 里					7:49				12:24				14:39				17:54		
丹 波 萩 原					7:50				12:25				14:40				17:55		
芦 刈 原					7:52				12:27				14:42				17:57		
三 軒 家					7:53				12:28				14:43				17:58		
丹 波 新 橋					7:54				12:29				14:44				17:59		
下ノ段 （福知山高校三和分校前）					7:54	8:40			12:29				14:44	16:54			17:59		
ミニフレッシュ三和店前					7:56	8:42			12:31				14:46	16:56			18:01		
細 見 千 束					7:57	8:43			12:32				14:47	16:57			18:02		
細 見 辻					7:58	8:44			12:33				14:48	16:58			18:03		
三 和 橋					7:59	8:45			12:34				14:49	16:59			18:04		
柳 瀬 下					8:00	8:46			12:35				14:50	17:00			18:05		
菟 原 教 下					8:01	8:47			12:36				14:51	17:01			18:06		
天 理 教 前					8:01	8:47			12:36				14:51	17:01			18:06		
菟 原		7:18			8:02	8:48			12:37	13:00			14:52	17:02			18:07	18:10	
大 身 下		7:19			8:03	8:49			12:38	13:01			14:53	17:03			18:08	18:11	
丹 波 太 身		7:20			8:05	8:50			12:40	13:02			14:55	17:04			18:10	18:12	
松 ケ 瀬		7:21				8:51				13:03				17:05				18:13	
下 大 久 保		7:25				8:55				13:07				17:09				18:17	
下 大 久 保		7:26				8:56				13:08				17:10				18:18	
上 大 久 保		7:27				8:57				13:09				17:11				18:19	
六 ノ 坪		7:28				8:58				13:10				17:12				18:20	
丹 波 梅 田		7:28				8:58				13:10				17:12				18:20	
坂 井		7:31				9:01				13:13				17:15				18:23	
井 尻		7:32				9:02				13:14				17:16				18:24	
出 口 妙 見 前		7:33				9:03				13:15				17:17				18:25	
丹 波 和 田		7:36				9:06				13:18				17:20				18:28	
京 丹 波 町 病 院 前		7:37				9:07				13:19				17:21				18:29	
桧 山 麓		7:40				9:10				13:22				17:24				18:32	
桧 山 麓	6:16	6:50		7:43			9:15	10:15		12:25		13:25		16:00		17:35			18:35
京 丹 波 町 病 院 前	6:16	6:50		7:43			9:15	10:15		12:25		13:25		16:00		17:35			18:35
常 照 寺 前	6:19	6:53		7:46			9:18	10:18		12:28		13:28		16:03		17:38			18:38
九 手 神 社 前	6:21	6:55		7:48			9:20	10:20		12:30		13:30		16:05		17:40			18:40
丹 波 高 校 原	6:22	6:56		7:49			9:21	10:21		12:31		13:31		16:06		17:41			18:41
須 知 高 校 前	6:24	6:58		7:51			9:23	10:23		12:33		13:33		16:08		17:43			18:43
丹 波 自 然 運 動 公 園 （京丹波町役場前）	↓ (通過)	↓ (通過)		↓ (通過)			↓ (通過)	↓ (通過)		↓ (通過)		↓ (通過)		16:10		↓ (通過)			↓ (通過)
丹 波 自 然 運 動 公 園 前	6:25	6:59		7:52			9:24	10:24		12:34		13:34		16:11		17:44			18:44
蒲 生 前	6:26	7:00		7:53			9:25	10:25		12:35		13:35		16:12		17:45			18:45
農 協 会 館 前	6:27	7:01		7:54			9:26	10:26		12:36		13:36		16:13		17:46			18:46
新 道 口	6:27	7:01		7:54			9:26	10:26		12:36		13:36		16:13		17:46			18:46
新 須 知	6:28	7:02		7:55			9:27	10:27		12:37		13:37		16:14		17:47			18:47
琴 滝 道	6:28	7:02		7:55			9:27	10:27		12:37		13:37		16:14		17:47			18:47
竹 野 口	6:30	7:04		7:57			9:29	10:29		12:39		13:39		16:16		17:49			18:49
丹 波 水 戸	6:30	7:04		7:57			9:29	10:29		12:39		13:39		16:16		17:49			18:49
金 福 寺 前	6:32	7:06		7:59			9:31	10:31		12:41		13:41		16:18		17:51			18:51
新 水 戸 前	6:33	7:07		8:00			9:32	10:32		12:42		13:42		16:19		17:52			18:52
峠 北 口	6:34	7:08		8:01			9:33	10:33		12:43		13:43		16:20		17:53			18:53
観 音 峠	6:36	7:10		8:03			9:35	10:35		12:45		13:45		16:22		17:55			18:55
上 木 崎	6:38	7:12		8:05			9:37	10:37		12:47		13:47		16:24		17:57			18:57
園 部 河 原 町	6:40	7:14		8:07			9:39	10:39		12:49		13:49		16:26		17:59			18:59
園 部 大 橋	6:41	7:15		8:08			9:40	10:40		12:50		13:50		16:27		18:00			19:00
園 部 宮 町	6:41	7:15		8:08			9:40	10:40		12:50		13:50		16:27		18:00			19:00
本 町 口	6:42	7:16		8:09			9:41	10:41		12:51		13:51		16:28		18:01			19:01
園 部 駅 東 口	6:48	7:22		8:15			9:47	10:47		12:57		13:57		16:34		18:07			19:07

：京都交通運行便（市民病院～丹波大身）

：中京交通運行便（下ノ段～桧山）

：中京交通運行便（桧山～園部駅東口）

：中京交通運行便（菟原～桧山）

運賃表（桧山～園部駅東口）

運行事業者：中京交通

普通旅客運賃

現金運賃

単位：円

運賃表（桧山～園部駅東口）																							桧山																							
運行事業者：中京交通																							京丹波町病院前		150																					
普通旅客運賃																							常照寺下		150	150																				
現金運賃																							九手神社前		150	200	200																			
単位：円																							丹波高原		150	150	200	200																		
																							須知高校前		150	200	200	250	250																	
																							丹波自然運動公園前 （京丹波町役場）		150	150	200	200	300	300																
																							丹波自然運動公園		150	150	150	200	200	300	300															
																							相生		150	150	150	150	250	250	300	300														
																							農協会館前		150	150	150	150	200	300	300	350	350													
																							新道口		150	150	150	150	150	200	300	300	350	350												
																							新須知		150	150	150	150	150	200	300	300	350	350												
																							零滝道		150	150	150	150	200	200	200	300	350	350	400	400										
																							竹野口		150	150	150	150	150	200	200	200	300	350	350	400	400									
																							丹波水戸		150	150	150	150	150	150	200	200	200	300	350	350	400	400								
																							金福寺前		150	150	150	150	150	200	200	250	250	300	350	400	400	400	400							
																							新水戸		150	150	150	150	150	150	200	200	250	250	300	350	400	400	400	400						
																							峠北口		200	250	250	300	300	300	300	350	350	350	350	400	500	500	500	600	600					
																							観音峠		200	200	250	250	300	300	300	300	350	350	350	350	400	500	500	500	600	600				
																							上木崎		150	250	250	300	300	350	350	350	350	400	400	400	400	500	500	600	600	600	600			
																							園部河原町		150	200	300	300	300	300	350	350	350	350	400	400	500	500	500	600	600	600	600			
																							園部大橋		150	150	200	300	300	300	300	350	350	350	350	400	400	500	500	500	600	600	600	600		
																							園部宮町		150	150	150	200	300	300	300	300	350	350	350	350	400	400	500	500	500	600	600	600	600	
																							本町口		150	150	150	150	200	300	300	300	300	350	350	350	350	400	400	500	500	500	600	600	600	600
園部駅東口																							150	150	150	150	150	200	300	300	300	300	350	350	350	350	400	400	500	500	500	600	600	600	600	600

中京交通 定期旅客運賃表

区間 運賃	通勤（持参人ご一名様有効）			通学（記名本人様のみ有効）		
	1 か月	3 か月	6 か月	1 か月	3 か月	6 か月
150	6,300	17,960	34,020	5,400	15,390	29,160
200	8,400	23,940	45,360	7,200	20,520	38,880
250	10,500	29,930	56,700	9,000	25,650	48,600
300	12,600	35,910	68,040	10,800	30,780	58,320
350	14,700	41,900	79,380	12,600	35,910	68,040
400	16,800	47,880	90,720	14,400	41,040	77,760
500	21,000	59,850	113,400	18,000	51,300	97,200
600	25,200	71,820	136,080	21,600	61,560	116,640

10円未満の端数は10円単位に四捨五入

* 定期旅客運賃算出の基礎

- ・ 所定割引率 通勤3割引 通学 4 割引

イ. 大人 1 か月定期券の場合

乗降区間の大人普通旅客運賃額 × (30日 × 2) × (1 - 所定割引率)

ロ. 大人 3 か月定期券の場合

1 か月定期旅客運賃 × 3 倍 × 0.95

ハ. 大人 6 か月定期券の場合（通勤）

1 か月定期旅客運賃 × 6 倍 × 0.90

* 小児定期旅客運賃算出の基礎

小児定期旅客運賃は大人定期旅客運賃の半額とする。

10円未満のは数は10円単位に切り上げる。

* 小児通学定期旅客運賃算出の基礎

小児通学定期旅客運賃は大人通学定期旅客運賃の半額とする。

10円未満のは数は10円単位に切り上げる。

* 身体障害者、知的障害者、児童福祉法割引対象者の定期旅客運賃

大人に限り、定期旅客運賃の3割引とする。

運賃計算上のは数は、10円単位に四捨五入する。

中京交通 回数旅客運賃表

全て紙式

種 類	名 称	券 種 (円)	枚 数 (枚)	発売額 (円)	割引率 (%)	備 考
普通回数旅客運賃 (乗降停留所を指定しない)	セット回数券	150 ・ 100	16 ・ 9	3,000	9.1	
		— ・ —	— ・ —			
		150 ・ 100	30 ・ 11	5,000	10.7	
		— ・ —	— ・ —			
特殊回数旅客運賃 (乗降区間 (停留所) 指定回数券)	通学回数券	500 ・ —	10 ・ —	4,000	20.0	園部駅東口～須知高校前

園福線の利用状況と地域公共交通計画 (幹線系統補助)の認定申請について

1. 運行までの経過

園福線の運行継続（地域旅客運送サービス継続事業）に向けて、以下のとおり進めてきました。

年月		内容
①	R4.12	本協議会において、「地域旅客運送サービス継続事業」を地域公共交通計画に位置付けて、園福線の運行を継続していくことで合意
②	R5.3	・「地域旅客運送サービス継続事業実施方針（案）」及び「公募要領（案）」の承認 ・公募の実施（3/23～4/21）
③	R5.5	運行予定事業者（有）中京交通及び京都交通(株)の選定
④	R5.11	・本協議会で「地域旅客運送サービス継続実施計画最終案」の承認 ・府・沿線市町で「地域旅客運送サービス継続実施計画」を作成
⑤	R5.12	府・沿線市町から、「地域旅客運送サービス継続実施計画」を国土交通大臣へ申請
⑥	R6.3	近畿運輸局長が「地域旅客運送サービス継続実施計画」を認定
⑦	R6.4	（有）中京交通及び京都交通(株)による運行を開始

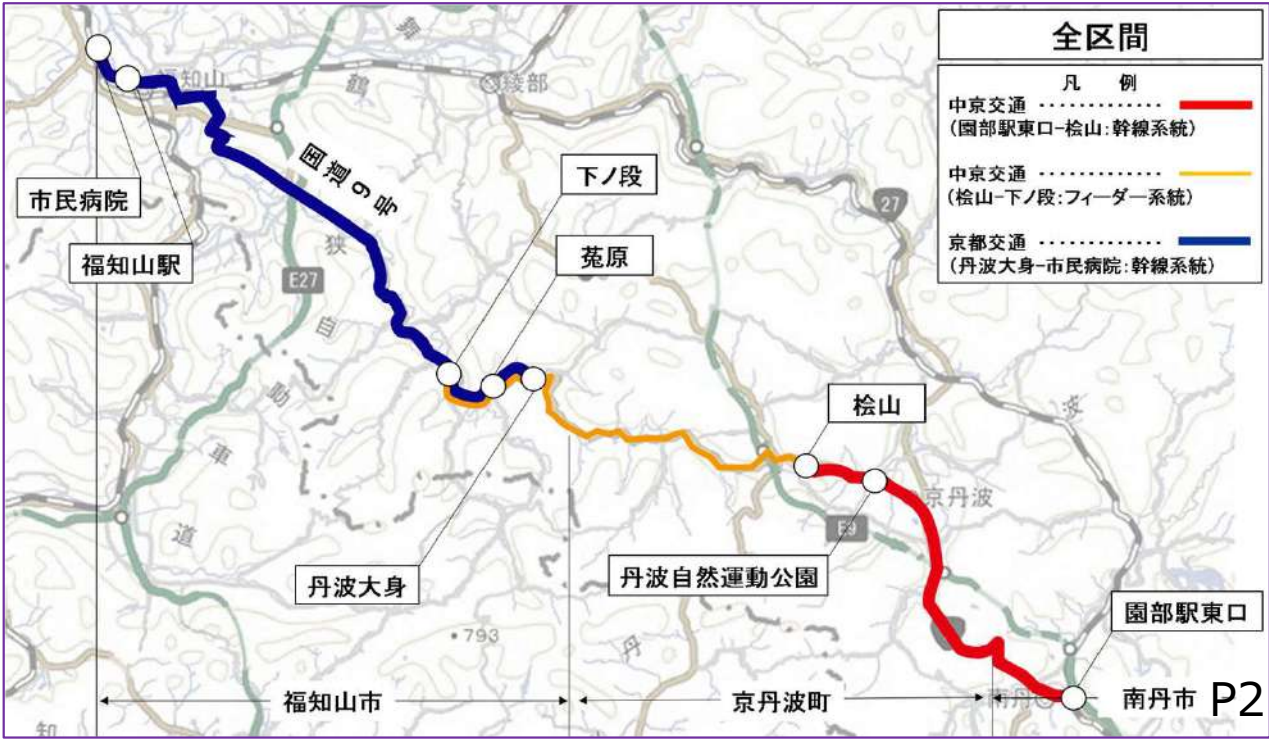
➡多くの関係者の協力の下、計画作成から運行開始まで段階的に進め、園福線の運行継続しています。

2. 運行概要

系統	系統名	起点～終点	距離	運行回数	車両
地域間幹線系統	園福線[60]	園部駅東口～ ～自然運動公園前～桧山	17.0km	9回	大型2台
	園福線[65]	園部駅東口～自然運動公園～自然運動公園前～桧山	18.2km	1回	中型2台
地域内フィーダー 系統	園福線[70]	桧山～丹波大身～菟原	13.9km	3回	中型1台
	園福線[80]	桧山～丹波大身～菟原～下ノ段	18.4km	2回	
地域間幹線系統	三和線	福知山市民病院～丹波大身	24.8km	4回	大型1台

事業概要

- 運行開始 令和6年4月1日～
- 運行路線 右図のとおり
- 運行日 毎日
- 運行時間帯 6時台～20時台
- 運賃 50円単位のわかりやすい運賃体系
- 支払方法 現金、ICカード、定期券等



- 幹線系統で前年より利用者が増加
- フィーダー系統においても前年比で利用者が増加

令和 6 年（4月～3月）		
利用者数 （年間）	利用者数 （1 日当たり）	利用者数 （1 便当たり）
6 3 , 4 4 4 人	1 7 3 . 8 人	8 . 6 人
9 , 2 7 7 人	2 5 . 4 人	2 . 5 人

幹線系統
園部駅東口～桧山

フィーダー系統 松山～下ノ段

令和7年（4月～3月）		
利用者数 （年間）	利用者数 （1日当たり）	利用者数 （1便当たり）
<u>70,979人</u>	194.4人	9.7人
<u>9,350人</u>	26.1人	2.6人

➡ 幹線系統では前年比で利用者増（約12%増）が見られ、フィーダー系統においても前年比で利用者数が増加

期間	輸送人員
令和 6 事業年度（R6.4.1～R6.9.30）	13,964人
令和 7 事業年度（R6.10.1～R7.9.30）	28,812人

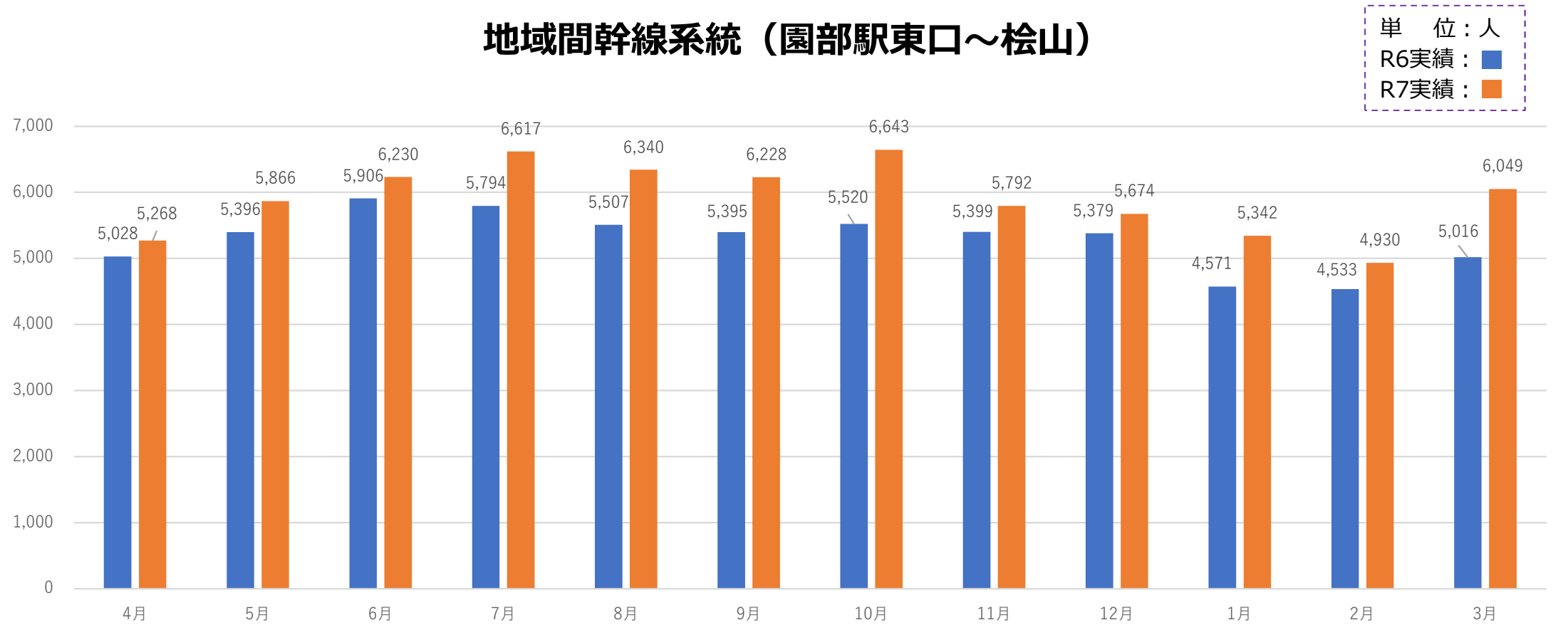
幹線系統
福知山市民病院
～丹波大身

※輸送人員については、地域間幹線系統確保維持費補助金交付申請に係る資料から記載

➡ 一概に比較はできないものの、期間差を考慮しても輸送人員は増加。本系統が継続的に利用されている。

幹線系統・フィーダー系統ともに前年より利用者が増加しており、園福線は継続的に利用されています。

3. 園福線（中京交通） 年間利用者数(令和6年度及び令和7年度)



- ポイント
- 前年同時期と比較して全月で利用者数が増加。特に7月（+823人）、8月（+833人）、10月（+1,123人）など夏から秋にかけて増加が目立つ。
 - 令和6年度は1～3月に利用が伸び悩んだ一方、令和7年度は1月（5,342人）、2月（4,930人）、3月（6,049人）と上昇に転じている。

年間合計

令和6年度
63,444人

➡

令和7年度
70,979人

前年比較

 + 7,535人

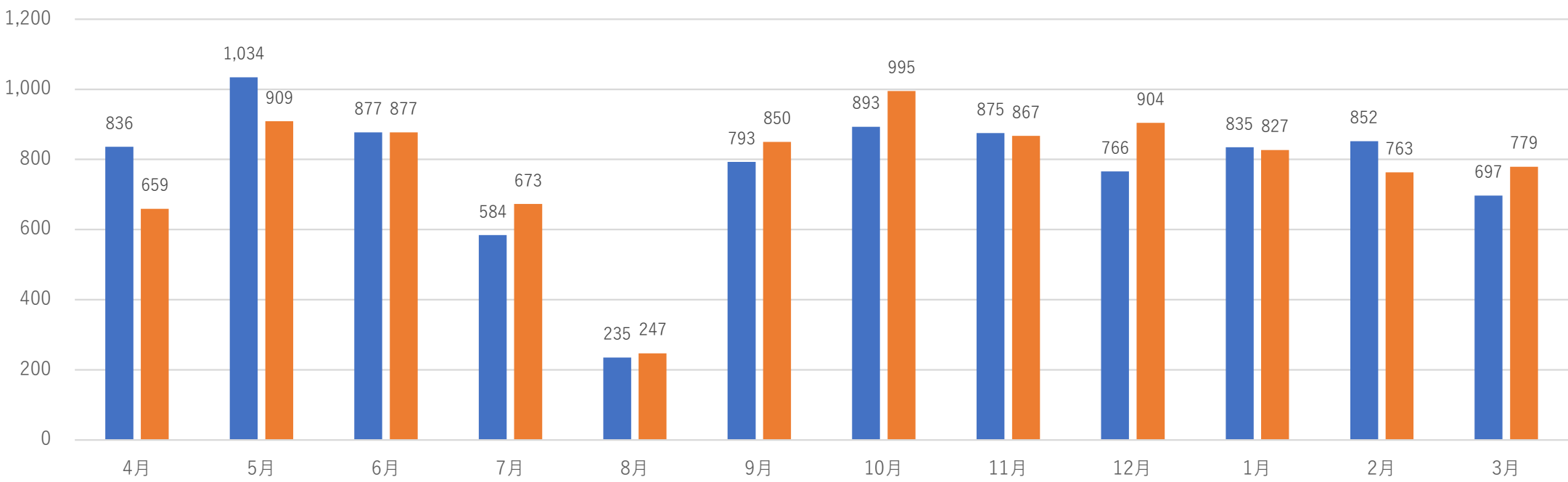
令和6年度と比較して
11.9%増加

P4

3. 園福線（中京交通） 年間利用者数(令和6年度及び令和7年度)

地域内フィーダー系統（桧山～下ノ段）

単 位：人
R6実績：■
R7実績：■



ポイント

- 前年同時期と比較すると、秋以降（9月+57人、10月+102人、12月+138人）に利用増が見られ、年後半にかけて利用水準が上昇している。
- 7月（+89人）や3月（+82人）など前年を上回る月も多く、年間を通じて利用されている。

年間合計

令和6年度
9, 277人 → 令和7年度
9, 350人

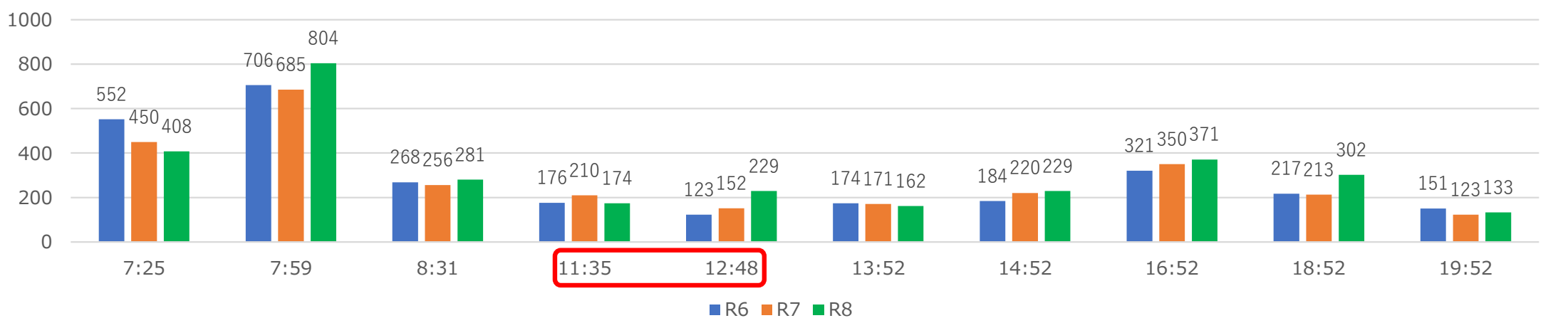
主な増加月（前年比）

9月	10月	12月	3月
+57人	+102人	+138人	+82人

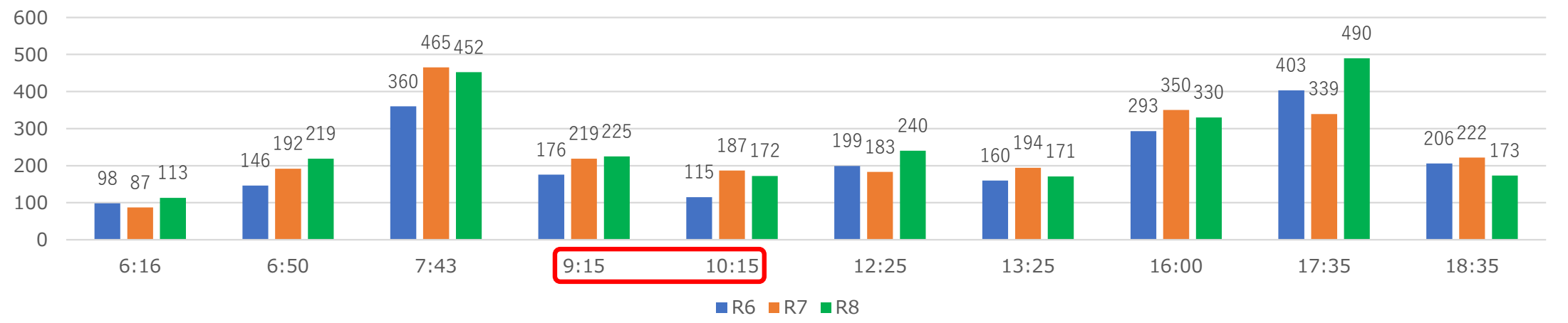
3. 園福線（中京交通）便別利用者数の比較(令和6～8年度・4月)

単位：人
増便ダイヤ

下り 園部駅東口～桧山（4月）



上り 桧山～園部駅東口（4月）



- 各便とも、前年と概ね同等の利用状況。通勤・通学等で利用されている。
- 増便ダイヤも継続して利用されている。
- 4月利用者数：5,028人（R6）、5,268人（R7）、5,678人（R8）

(参考)須知高校生の利用状況

●令和8年度

令和 8年度	全校 生徒	通学方法					参考：山陰線		
		徒歩	自転車	バス	内数		送迎	園部駅	下山駅
					園福線	町営バス			
1年生	36	3	19	7	6	1	7	4	0
2年生	45	0	14	14	7	7	17	5	2
3年生	28	0	8	1	0	1	19	0	0
合計	109	3	41	22	13	9	43	9	2

(参考：令和7年度調査)

令和 7年度	全校 生徒	通学方法					参考：山陰線		
		徒歩	自転車	バス	内数		送迎	園部駅	下山駅
					園福線	町営バス			
1年生	49	0	21	18	11	7	10	5	2
2年生	29	0	11	3	1	2	15	0	0
3年生	53	1	20	8	6	2	24	3	-
合計	131	1	52	29	18	11	49	8	2

- 生徒数の減少（131 → 109）という全体母数の変化の中でも、バス利用は一定の規模を維持している。
 - 園福線と町営バスとの双方が利用されており、複数の移動手段で通学ができています。
- P7

(参考) 桧山～下ノ段(フィーダー系統)の通学利用状況

■ 瑞穂小学校・瑞穂中学校（最寄りバス停：桧山）

	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	生徒数	利用者	生徒数	利用者	生徒数	利用者
小学生	1 1 4 人	1 8 人	1 0 6 人	1 5 人	8 7 人	1 4 人
中学生	5 1 人	4 人	5 9 人	8 人	6 6 人	7 人
合計	1 6 5 人	2 2 人	1 6 5 人	2 3 人	1 5 3 人	<u>2 1 人</u>

■ 福知山高校三和分校（最寄りバス停：下ノ段）

	令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度	
	生徒数	利用者	生徒数	利用者	生徒数	利用者
1 年生	1 7 人	—	1 7 人	—	2 0 人	2 人
2 年生	1 2 人	2 人	1 4 人	—	1 5 人	1 人
3 年生	9 人	—	1 2 人	2 人	1 1 人	0 人
4 年生	1 0 人	1 人	9 人	—	1 2 人	2 人
合計	4 8 人	3 人	5 2 人	2 人	5 8 人	<u>5 人</u>

- フィーダー系統（桧山～下ノ段）について、地域の小・中・高生の通学手段として、引き続き利用されており、地域の教育の機会確保に貢献している。

4. 地域公共交通計画(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)の認定申請について①

1 背景

- 園福線の運行に国の「**地域間幹線系統確保維持費国庫補助金**」を活用
- 本協議会は、中京交通が運行する**地域間幹線系統（園部駅東口～桧山間）**について協議
 - ※他の系統について、以下協議会において協議
 - ・園福線[70][80]桧山～下ノ段間：京丹波町地域公共交通会議
 - ・三和線（福知山市民病院～丹波大身）：福知山市地域公共交通会議
- 補助金の申請には、協議会において計画承認が必要。

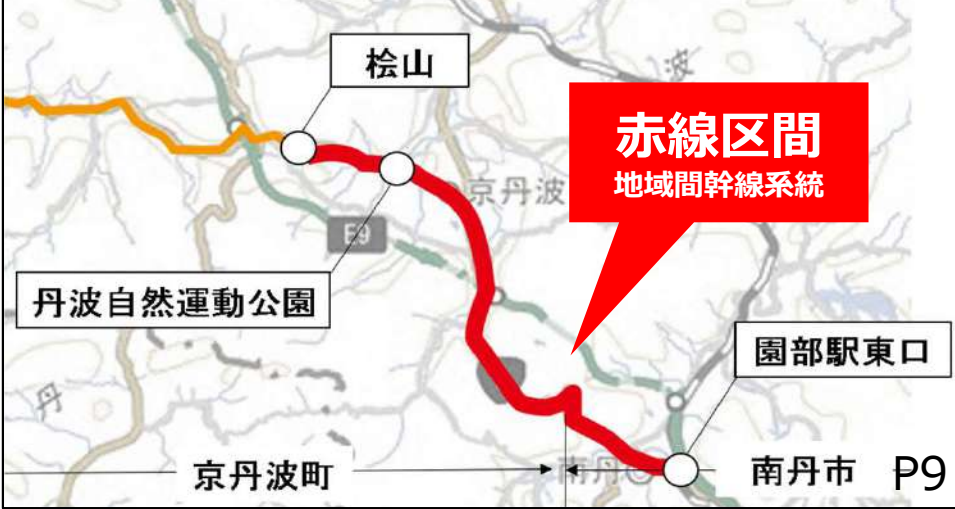
2 協議事項

- 地域公共交通計画（別紙）
- 表2（地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用））
- 様式第1－5（運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表）

3 スケジュール

- 申請期限：令和8年6月30日（火）
- 対象期間：令和8年10月から令和9年9月末
- 交付申請：令和9年11月末
- 交付決定：令和10年3月頃
- 補助金受取：令和10年3月頃
- ※スケジュールは過去補助実績をもとに作成

4 対象系統（園部駅東口～桧山間）

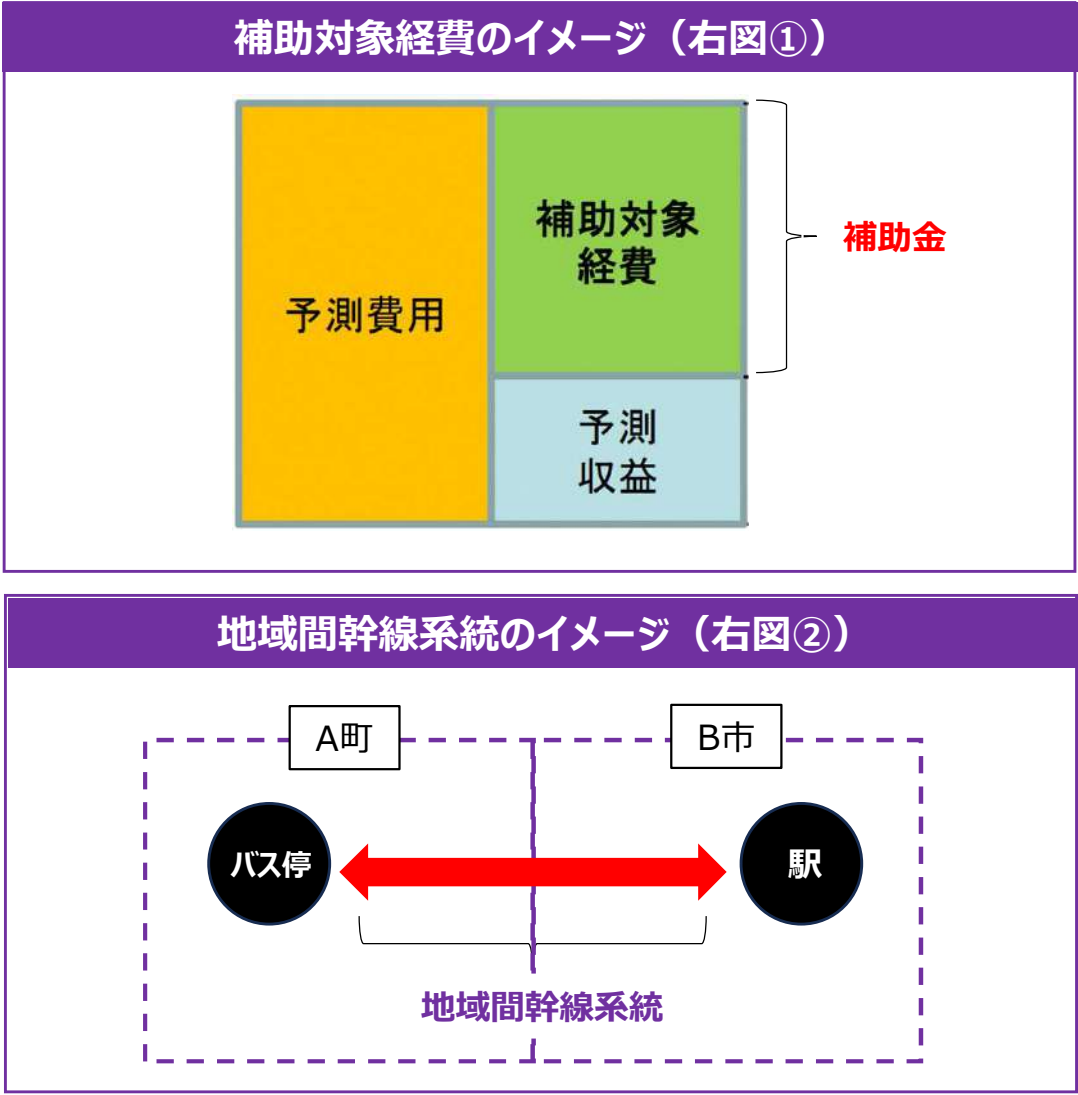


4. 地域公共交通計画(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)の認定申請について②

●地域間幹線系統確保維持費国庫補助金とは？

- ・広域的なバス路線（市町村をまたぐ幹線路線）を維持するための支援制度
- ・通院・通学など地域の生活に必要なバス路線を維持するために支援が実施される。

補助内容
●補助対象事業者：バス事業者 ●補助対象経費：予測費用から予測収益を控除した額（右図①） ●補助率：1／2 ●主な補助要件 ☒都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統 ☒一般乗合旅客自動車運送事業者による運行であること ☒複数市町村にまたがる系統であること（H13.3.31時点）（右図②） ☒経常赤字が見込まれること ☒1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの ☒輸送量が15人～150人／日と見込まれること ※1日の運行回数3回（朝、昼、夕）以上であって、1回当たりの輸送量5人以上（乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数）



4. 地域公共交通計画(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)の認定申請について③

地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 適否判定

●対象系統：園福線（園部駅東口～桧山）

●対象期間：令和9事業年度（R8.10.1～R9.9.30）

判定結果

○ 適用可能

基準を満たしています

1. 計画値

項目	計画値	参考
キロ程	35.2km	
運行回数	10.0回	1 往復→1 回
運送収入	18,367,271円	
走行キロ	124,976km	
経常収益	18,539,737円	
経常費用	62,195,555円	
平均賃率	45.12円	
平均乗車密度	3.2	
輸送量	32.0人	運行回数× 平均乗車密度

(有)中京交通作成資料から抜粋

2. 補助要件チェック

要件	判定
都道府県等が定めた地域公共交通計画に位置付けられた系統	○適合 (本計画P39)
複数市町村にまたがる系統であること (H13.3.31時点)	○適合 (南丹市及び京丹波町)
経常赤字が見込まれること	○適合 (経常費用－経常収益＝ ▲43,655,818円)
1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの	○適合 (10回)
輸送量が15人～150人／日と見込まれること	○適合 (32.0人)

参考計算式

●運行回数：1 往復を運行回数 1 回とする。

●平均賃率：停留所相互間総運賃額÷停留所相互間総キロ →1キロごとに得られる平均的な収入額

●平均乗車密度：運送収入÷実車走行キロ÷平均賃率と連算 →1 便あたりのバスに乗った乗客数を全線で平均した値

●輸送量：運行回数×平均乗車密度 →ある路線が運んでいる旅客の量（規模）を表す値

基準の根拠

●地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

・表 2（地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用））

・様式第 1－5（運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表）

4. 地域公共交通計画(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金)の認定申請について④

地域間幹線系統の補助申請にあたり、生産性向上の取組について協議・承認が必要です。
「JR 山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通計画（別紙）」に位置付ける生産性向上の取組について、協議会で協議し、その内容を承認いただく必要があります。

協議事項				
11. 地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組（別紙 P3記載内容抜粋）				
生産性向上に向けた主な取組（案）				
項目	取組内容	実施主体	定量的な効果目標	実施時期 特記事項
①鉄道とバスの接続時刻の最適化	鉄道とバスの接続時刻調整	(有)中京交通		
②情報発信の強化	ホームページ・広報誌・SNSなどによる周知や時刻表の配布 (例 園福線園部地区中心に配布、町役場、支所、道の駅に配架)	南丹市・京丹波町	配架件数	
③利用促進	高齢者運転免許証自主返納等支援事業により、返納の特典として町営バス及び中京交通園福線も利用できる「路線バス利用券」1万円分もしくは「ICOCAカード」1万円分（デポジット含む）を交付	南丹市 京丹波町 (有)中京交通		
④モビリティマネジメントの実施	モビリティマネジメントの継続実施・範囲拡大（みずほこども園バスの乗り方教室を開催等）	南丹市・京丹波町 (有)中京交通	年間2回開催 南丹市：2回 京丹波町：1回	
⑤通学支援	沿線立地学校との連携を密にして、通学専用回数券の販売継続	(有)中京交通		
⑥利用促進	沿線店舗等と連携した利用促進策の実施	京丹波町 (有)中京交通	配架件数	

地域旅客運送サービス継続事業について＜協議事項＞
— 一次期公募に係る説明 —

1. 背景・経緯

前回公募（令和 5 年）は、西日本ジェイアールバス㈱の路線廃止への対応として実施し、地域住民の移動手段の確保を最優先とした。

現在は、令和 6 年 4 月から国の認定を受けた「園福線地域旅客運送サービス継続実施計画」に基づき、特例措置のもと京都交通㈱及び㈲中京交通が代替運行を行っているが、同計画は令和 9 年 3 月末で終了するため、引き続き特例措置を活用するには再認定が必要である。

このため本公募は、サービス継続事業による運行を維持するための次期運行事業者の選定と、計画の再認定につなげることを目的とする。

また、運行の継続・確保に加え、利用促進やサービスの質の向上、将来を見据えた運行のあり方についても考慮する。

2. 今回公募の基本的考え方

本事業は継続事業として、安定運行を前提に、利用促進・サービスの改善を目指し、将来にわたり持続可能な運行を担う事業者を選定するものである。

3. 前回公募との比較（考え方の整理）

項目	前回公募（令和 5 年）	今回公募（案）
事業の位置づけ	路線バス撤退への対応	継続事業としての担い手選定
基本目的	移動手段の確保	安定運行の確保＋利用促進
提案の考え方	撤退事業者と同水準	現行を前提としつつ改善提案を重視
運行内容	既存サービスを踏まえた提案	利用促進の観点から見直し提案も可
公募の特徴	緊急対応的性格	継続運用を前提とした制度

4. 運行内容に関する整理

運行内容については、前回公募と同様に、路線・便数・ダイヤの変更や運賃の提案を可能とし、車両及び運転士は事業者において確保することを基本とする。

その上で、現行サービスの踏襲を前提とせず、利用実態を踏まえた見直しを期待するとともに、提案内容を踏まえ、行政との協議により運行内容を決定するものとする。

5. 制度面の継続性（前回同様）

制度面については、前回公募と同様に、参加資格（営業所・実績要件）、支援スキーム（補助・赤字補填）、評価基準（配点構造）及びプロポーザル方式による選定手続などは、前回公募と同様の基本的な枠組みとする。

6. 評価の考え方

評価にあたっては、安定運行（安全性・継続性）を前提としつつ、利用促進やサービス向上に係る提案及び持続可能な運行を評価し、地域住民の利便性向上に資する内容を重視する。

実施方針（案） 概要**1 目的**

本方針は、福知山市、南丹市及び京丹波町における住民の日常生活に必要な移動手段を将来にわたり安定的に確保することを目的とし、その持続可能な運行の確保を基本とするとともに、利用促進及びサービスの質の向上にも取り組む観点から、地域旅客運送サービス継続事業を実施する者を公募により選定するための基本的な考え方及び手続を定めるものである。

2 運行サービス内容

- (1) 運行ルート・便数・ダイヤについては、現行を基本とするが、現行と異なる提案を妨げるものではない。
- (2) 利用者の利便性と事業の継続性について、両方の側面から検討し、提案することを求める。
- (3) 利用促進とサービス向上の具体策を示し、持続可能な運行を検討する。
- (4) 運行ダイヤ等運行計画の詳細、車両調達方法及びその他運行に必要な事項については、提案内容に基づき、選定した運行予定事業者と協議して決定する。

3 継続旅客運送を実施する者の条件

- (1) 京都府南丹広域振興局管内（亀岡市、南丹市、京丹波町）又は中丹広域振興局管内（福知山市、舞鶴市、綾部市）に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- (2) 道路運送法4条（一般乗合）許可を持つ路線バス事業者

4 地方公共団体による支援

負担事項及び負担額については、選定した運行予定事業者と協議し決定する。

- (1) 国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を活用する。
- (2) 運賃収入及び国庫補助金等で賄えない運行実施に必要な経費は、京都府・福知山市・南丹市・京丹波町で支援する。
- (3) 共通回数券等、利用者の利便性向上のための取り組みについて支援する。
- (4) バス停留所設置に係る費用等について支援する。
- (5) バスの利用促進に関する取組に協力する。

5 継続計画の実施予定期間

運行開始日（令和9年4月1日目途）から令和14年3月まで

6 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

- (1) 公募型プロポーザル（企画提案）方式
- (2) 園福線運行予定事業者選定会議において、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で、運行予定事業者を決定する。

園福線地域旅客運送サービス継続事業 実施方針（案）

地域旅客運送サービス継続事業の実施に関して、必要な事項を以下のとおり定める。

1 目的

本方針は、福知山市、南丹市及び京丹波町における住民の日常生活に必要な移動手段を将来にわたり安定的に確保することを目的とし、その持続可能な運行の確保を基本とするとともに、利用促進及びサービスの質の向上にも取り組む観点から、地域旅客運送サービス継続事業を実施する者を公募により選定するための基本的な考え方及び手続を定めるものである。

2 実施事業

園福線地域旅客運送サービス継続事業

3 実施計画

（１）実施区域

- 福知山市： 厚中町、篠尾新町、西本町、駅前町、南栄町、内記一丁目、内記五丁目、内記六丁目、蛇ヶ端、土師宮町、土師新町東、土師新町南、市の谷、長田段、上松、長田南、多保市、岩崎、池田、三俣、堀越、生野、萩原、芦刈、寺尾、千束、辻、菟原下一、菟原中、大身
- 南 丹 市： 上木崎町大谷、上木崎町峠尻、上木崎町年ノ森、上木崎町入道、河原町、上本町、上本町南、美園町、小山東町
- 京丹波町： 下大久保大久保坪、上大久保田中ノ下、上大久保船谷、水原六ノ坪、水原片山、水原フロノ元、坂井青山、井尻松ヶ鼻、井尻コハケ谷、井尻上ノ地、和田前田、和田安階、橋爪桧山、和田大下、橋爪中山、橋爪大野、豊田九手、豊田水落、豊田下川原、曾根崩下代、蒲生蒲生野、蒲生堂ノ上、須知伏拝、須知天神、須知岡畑、須知岩山、水戸庄ノ下、水戸町、新水戸二反田、水戸 小ノ欠、水戸中垣内、新水戸浦ヶ谷、新水戸大峠

（２）事業を実施する路線等において現に実施されている特定旅客運送事業の状況

項目	内容
①路 線	別紙１「路線図」のとおり
②運 賃	別紙２「現行事業者運賃」のとおり
③運行便数	下図「路線別一覧」のとおり
④ダ イ ヤ	別紙３「現行事業者時刻表」のとおり

共通条件

項目	内容
事業種類	一般乗合旅客自動車運送事業
運行態様	路線定期運行

路線別一覧

系統名	平日（本/日）	土休日（本/日）	事業者名
園福線 1 （園部駅東口～桧山）	18	18	(有)中京交通
園福線 2 （園部駅東口～丹波自然運動公園～桧山）	2	2	(有)中京交通
園福線 3 （桧山～菟原）	6	6	(有)中京交通
園福線 4 （桧山～下ノ段）	4	4	(有)中京交通
三和線 （福知山市民病院－丹波大身）	8	8	京都交通(株)

- (3) (2) 路線等において地域旅客運送サービスの維持を図るために引き続き実施する運送（継続旅客運送）に係る運送機関の種類、態様その他の内容

<引き続き実施するサービスの内容>

項目	内容
①運送機関の種類	一般乗合旅客自動車運送事業
②運送態様	路線定期運行
③運行区間	園部駅東口～福知山市民病院 ※一部区間の提案も可とする。
④運賃	提案する運行サービスに適した運賃の提案 ただし、最終的には選定した運行予定事業者と協議し、決定する。
⑤路線 （運行ルート）	路線バス事業者による継続 現行ルートと異なる運行ルートの提案を妨げるものではない。
⑥運行便数	提案は現行の運行便数を基本とするが、現行の運行便数と異なる内容の提案を妨げるものではない。
⑦ダイヤ	現行ダイヤを参考に、移動需要及び利用状況を考慮したダイヤの提案を求める。
⑧運行車両	車両は運行開始までに提案事業者が調達すること。 ただし、提案事業者による調達が困難な場合は、その旨を企画提案書に

	記載すること。 選定した運行予定事業者と地方公共団体において車両の調達について協議する。
⑨運転士	提案する運行サービスに必要な運転士は、提案事業者が確保すること。
⑩利用促進・サービス向上等	提案にあたっては、運行の継続・確保に加え、利用促進やサービスの質の向上に資する取組を具体的に示すとともに、将来の需要動向や地域の実情を踏まえた持続可能な運行のあり方についても考慮する。
⑪その他	・ 上記①～⑩に基づく提案を優先して、運行予定事業者を評価する。ただし、上記⑤、⑥と異なる運行サービスの提案を妨げるものではない。 ・ 提案にあたっては、既存の運行サービス（路線・便数・ダイヤ等）をそのまま踏襲することなく、利用者の利便性と事業の継続性について、両方の側面から検討し、提案すること。 ・ 実施方針に示す事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を踏まえ、留意事項、指摘事項等を示すなど、当該業務が地域住民等に利用されるための企画提案すること。 ・ 運行サービスの詳細、車両調達方法及びその他運行に必要な事項については、提案内容に基づき、選定した運行予定事業者と協議して決定する。

4 継続旅客運送を実施する者の条件

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税及び営業所等が所在する地方自治体の地方税（京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税）の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から運行予定事業者選定の日までの期間に、京都府、福知山市、南丹市、京丹波町の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 京都府南丹広域振興局管内（亀岡市、南丹市、京丹波町）又は中丹広域振興局管内（福知山市、舞鶴市、綾部市）に本社、支社又は営業所等を有する者であること。
- (6) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者で、(5) のエリアで一般路線（高速路線を除く）の輸送実績があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

- ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

5 地方公共団体による支援の内容

- ・国庫補助金（地域公共交通確保維持改善事業費補助金）を活用する。
- ・運賃収入及び国庫補助金等で賄えない運行実施に必要な経費（運行費及び車両購入費に係る経費等）は京都府、福知山市、南丹市、京丹波町で支援する。
※負担事項及び負担額については、選定した運行予定事業者と協議し決定する。
- ・共通回数券等、利用者の利便性向上のための取り組みについて支援する。
- ・バス停留所に関する以下の費用等について支援する。
 - バス停留所設置に係る費用
 - バス停留所の占用許可申請に係る手続き
 - バス停留所の保守管理
- ・バスの利用促進に関して以下の取り組みを実施する。
 - 地域住民（自治会・老人会等）に対する説明会等の利用促進
 - 自治体の広報・ホームページでの利用案内
 - 利用促進チラシの作成・配布

6 実施予定期間

- ・運行開始日から令和14年3月まで
※JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通計画及び福知山市地域公共交通計画の計画期間
両計画については、令和9年4月の運行開始に向け、令和8年度に改定作業を実施する予定であり、本事業は当該計画に位置付けることとしている。また、運行開始時期については、令和9年4月1日を目途とし、選定した運行予定事業者と調整の上、最終的に決定する。

7 公募の期間

- ・令和8年6月●日（●）～令和8年7月●日（●）

8 継続旅客運送を実施する者の選定の方法

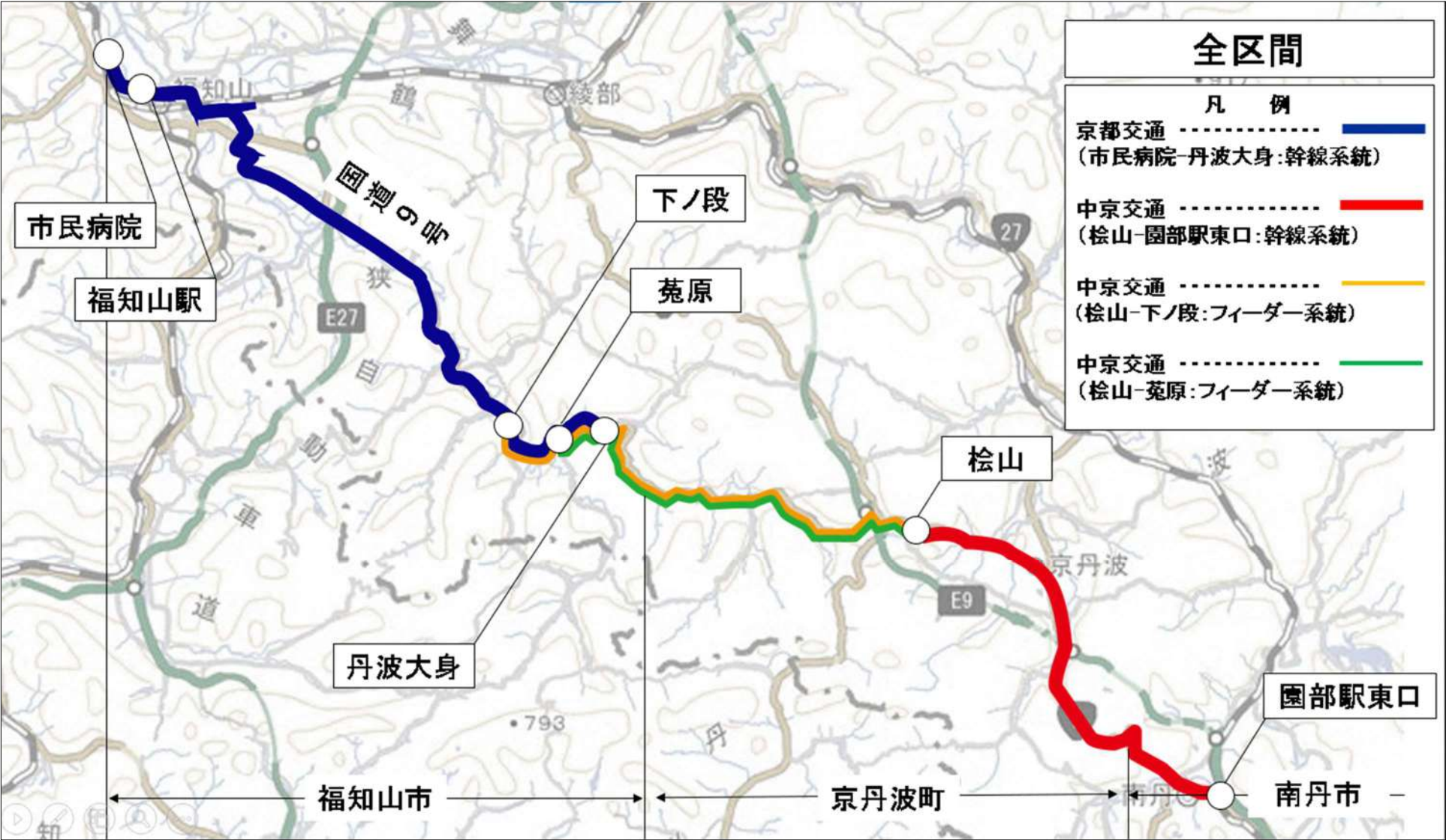
選定方法は、園福線地域旅客運送サービス継続事業募集要領に基づく公募型のプロポーザル（企画提案）方式とし、参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容について、

園福線運行予定事業者選定会議が「評価基準」に基づいて評価し、最も高い評価を受けた企画提案を行った者を運行予定事業者として選定する。

9 その他必要な事項

(1) 提出書類

- ① 参加表明書
 - ② 企画提案書
 - ③ 国税及び営業所が位置する地方自治体の地方税（京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税）の納税証明書
 - ・ 国税：未納の税額がないことの証明（その3の3）
 - ・ 営業所が位置する地方自治体の地方税：滞納がないことの証明※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
 - ④ 共同企業体で参加の場合
 - ・ 共同企業体届出書
 - ・ 共同企業体協定書
 - ・ 委任状
 - ・ 使用印鑑届
 - ⑤ 提案事業者が会社・法人の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - ・ 商業・法人登記事項証明書 1部※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。
 - ・ 法人定款
 - ⑥ 財務諸表
 - ⑦ 営業所等所在地の記載がある会社概要（パンフレット等）
 - ⑧ 4（5）のエリアで運行していることがわかるバス路線図
 - ⑨ 道路運送法一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し
- ※ ⑦、⑧、⑨については、事前説明会参加申込みの際に提出している場合は不要。
- ⑩ 園福線に関する情報提供依頼書（運行データ等必要ない場合は提出不要）
- ※ 園福線に関する情報の提供について
- 企画提案書作成につき、必要な園福線の利用者データ等は、原則、事前説明会に参加した事業者提供に提供する。（事前説明会へ参加できない事業者は、4（5）及び（6）の要件を満たす者。）
- なお、4（5）及び（6）の要件を満たすが、事前説明会に参加できない者においては、園福線に係る情報提供依頼書の提出があった場合に運行データ等を提供する。
- 【提供する情報】**
- ・ 乗降調査結果（R6～R8）
 - ・ 路線運行に係る経常費用、経常収益、欠損（国庫補助金申請資料）
 - ・ その他提案に必要な情報
- ⑪ 誓約書



別紙2「現行事業者運賃」

京都交通㈱が運行する区間（福知山市民病院～丹波大身）

三和線 1		系統 71・72		届出系統No.33											
令和7年6月1日改正 (市民病院～長田～丹波大身)				丹波大身											
				菟原 (天理教前)											
				柳瀬											
				三和橋											
				細見千束 (細見社)(コフレッ ショ 三和駅前)											
				丹波新橋 (下の段)											
				芦刈											
				丹波萩原											
				堀越 (丹波三俣)											
				丹波池田											
				丹波岩崎 (多保市)											
				長田											
				下六人部											
				なかよし広場 (シブタセンター前) (長田駅前)											
				土師新町											
				丹波土師											
福知山															

(有)中京交通が運行する区間（園部駅東口～桧山間、桧山～下ノ段間）

桧山⇄下ノ段（【70】園福線3・【80】園福線4）運賃表																				下ノ段 （三和分岐後）	
																		三和線 三和站前	150	150	
																	熊見千束	150	150	150	
																熊見辻	150	150	150	150	
															三和橋	150	150	150	150	200	
														菟原下	150	150	200	200	200	300	
													穴穂敷前	150	150	150	200	200	200	300	
												菟原	150	150	150	150	200	200	200	300	
											大身下	150	150	200	200	250	300	300	300	350	
										丹波大身	150	150	150	200	200	250	300	300	300	350	
									松ヶ頭	150	150	150	150	200	200	250	300	300	350		
								下大久保	200	200	300	300	300	300	300	350	400	400	400		
							下地	150	250	250	350	350	350	350	350	400	400	400	400		
						上大久保	150	150	250	250	350	350	350	350	350	400	400	400	400		
					六ノ坪	150	150	150	300	300	400	400	400	400	400	500	500	500	500		
				丹波梅田	150	150	150	150	300	300	400	400	400	400	400	500	500	500	500		
			坂井	150	200	200	250	250	350	350	400	400	400	400	400	500	500	500	600		
		井尻	150	150	250	250	300	300	400	400	500	500	500	500	500	500	500	500	600		
	出口妙見前	150	150	200	300	300	300	300	400	400	500	500	500	500	500	500	600	600	600		
		丹波和田	150	150	150	250	300	300	350	350	400	400	500	500	500	500	600	600	600		
		京丹波町 病院前	150	150	150	150	250	300	300	350	350	400	400	500	500	500	500	600	600		
桧山	150	150	150	150	150	250	300	300	350	350	400	400	500	500	500	500	600	600	600		

別紙3「現行事業者時刻表」のとおり

京都交通㈱が運行する区間（福知山市民病院～丹波大身）

バス停 番号	[71]三和線 市民病院～福知山駅～長田～千束～丹波大身				
106	市 民 病 院	7:13	11:53	14:08	17:23
105	篠 尾 新 町	7:14	11:54	14:09	17:24
103	西 本 町	7:16	11:56	14:11	17:26
101	福 知 山 駅 前	7:20	12:00	14:15	17:30
114	市 役 所 前	7:22	12:02	14:17	17:32
305	福 知 山 城 公 園 前	7:23	12:03	14:18	17:33
306	松 縄 手	7:24	12:04	14:19	17:34
707	丹 波 土 師	7:25	12:05	14:20	17:35
708	松 本 病 院 前	7:26	12:06	14:21	17:36
709	土 師 新 町	7:27	12:07	14:22	17:37
710	ロイヤルヒルホテル前	7:28	12:08	14:23	17:38
711	長 田 野 体 育 館 前	7:29	12:09	14:24	17:39
712	トラックセンター前	7:29	12:09	14:24	17:39
713	長 田 野 中 橋	7:30	12:10	14:25	17:40
714	な か よ し 広 場	7:31	12:11	14:26	17:41
715	市 ノ 谷	7:32	12:12	14:27	17:42
716	砂 子 池	7:33	12:13	14:28	17:43
717	長 田 郵 便 局 前	7:33	12:13	14:28	17:43
718	下 六 人 部	7:34	12:14	14:29	17:44
719	上 松	7:34	12:14	14:29	17:44
720	長 田	7:35	12:15	14:30	17:45
721	照 蓮 寺 下	7:35	12:15	14:30	17:45
722	信 用 金 庫 前	7:36	12:16	14:31	17:46
723	多 保 市	7:39	12:19	14:34	17:49
724	丹 波 岩 崎	7:40	12:20	14:35	17:50
725	丹 波 池 田	7:41	12:21	14:36	17:51
726	下 三 俣	7:42	12:22	14:37	17:52
727	丹 波 三 俣	7:43	12:23	14:38	17:53
728	堀 越	7:43	12:23	14:38	17:53
729	生 野 里	7:44	12:24	14:39	17:54
730	丹 波 萩 原	7:45	12:25	14:40	17:55
731	芦 洲	7:47	12:27	14:42	17:57
732	三 軒 家	7:48	12:28	14:43	17:58
733	丹 波 新 橋	7:49	12:29	14:44	17:59
734	下ノ段（三和分校）	7:49	12:29	14:44	17:59
735	ミニフレッシュ三和店前	7:51	12:31	14:46	18:01
736	細 見 千 束	7:52	12:32	14:47	18:02
737	細 見 辻	7:53	12:33	14:48	18:03
738	三 和 橋	7:54	12:34	14:49	18:04
739	柳 瀬	7:55	12:35	14:50	18:05
740	菟 原 下	7:56	12:36	14:51	18:06
741	天 理 教 前	7:56	12:36	14:51	18:06
742	菟 原	7:57	12:37	14:52	18:07
743	大 身 下	7:58	12:38	14:53	18:08
744	丹 波 大 身	8:00	12:40	14:55	18:10

別紙3「現行事業者時刻表」のとおり

京都交通㈱が運行する区間（福知山市民病院～丹波大身）

バス停 番号	[72]三和線 丹波大身～千束～長田～福知山駅～市民病院				
744	丹波大身	8:20	13:00	15:25	18:20
743	大身下	8:21	13:01	15:26	18:21
742	菟原	8:22	13:02	15:27	18:22
741	天理教前	8:22	13:02	15:27	18:22
740	菟原下	8:23	13:03	15:28	18:23
739	柳瀬	8:24	13:04	15:29	18:24
738	三和橋	8:25	13:05	15:30	18:25
737	細見辻	8:26	13:06	15:31	18:26
736	細見千束	8:27	13:07	15:32	18:27
735	ミニフレッシュ三和店前	8:29	13:09	15:34	18:29
734	下ノ段（三和分校）	8:30	13:10	15:35	18:30
733	丹波新橋	8:30	13:10	15:35	18:30
732	三軒家	8:31	13:11	15:36	18:31
731	芦洲	8:32	13:12	15:37	18:32
730	丹波萩原	8:33	13:13	15:38	18:33
729	生野里	8:35	13:15	15:40	18:35
728	堀越	8:36	13:16	15:41	18:36
727	丹波三俣	8:36	13:16	15:41	18:36
726	下三俣	8:37	13:17	15:42	18:37
725	丹波池田	8:38	13:18	15:43	18:38
724	丹波岩崎	8:39	13:19	15:44	18:39
723	多保市	8:40	13:20	15:45	18:40
722	信用金庫前	8:40	13:20	15:45	18:40
721	照蓮寺下	8:41	13:21	15:46	18:41
720	長田	8:41	13:21	15:46	18:41
719	上松	8:42	13:22	15:47	18:42
718	下六人部	8:44	13:24	15:49	18:44
717	長田郵便局前	8:44	13:24	15:49	18:44
716	砂子池	8:45	13:25	15:50	18:45
715	市ノ谷	8:46	13:26	15:51	18:46
714	なかよし広場	8:48	13:28	15:53	18:48
713	長田野中橋	8:48	13:28	15:53	18:48
712	トラックセンター前	8:49	13:29	15:54	18:49
711	長田野体育館前	8:50	13:30	15:55	18:50
710	ロイヤルヒルホテル前	8:51	13:31	15:56	18:51
709	土師新町	8:52	13:32	15:57	18:52
708	松本病院前	8:52	13:32	15:57	18:52
707	丹波土師	8:53	13:33	15:58	18:53
306	松縄手	8:55	13:35	16:00	18:55
305	福知山城公園前	8:56	13:36	16:01	18:56
114	市役所前	8:57	13:37	16:02	18:57
101	福知山駅前	9:00	13:40	16:05	19:00
103	西本町	9:01	13:41	16:06	19:01
105	篠尾新町	9:02	13:42	16:07	19:02
106	市民病院	9:07	13:47	16:12	19:07

別紙3「現行事業者時刻表」のとおり
 (有)中京交通が運行する区間（園部駅東口～桧山）

系統名・・・【60】園福線1、【65】園福線2（丹波自然運動公園経由）

系統名	【60】①	【60】②	【65】③	【60】④	【60】⑤	【60】⑥	【60】⑦	【60】⑧	【60】⑨	【60】⑩
園部駅東口	7:25	7:59	8:35	11:35	12:48	13:52	14:52	16:52	18:52	19:52
本町口	7:27	8:01	8:37	11:37	12:50	13:54	14:54	16:54	18:54	19:54
園部宮町	7:28	8:02	8:38	11:38	12:51	13:55	14:55	16:55	18:55	19:55
園部大橋	7:29	8:03	8:39	11:39	12:52	13:56	14:56	16:56	18:56	19:56
園部河原町	7:30	8:04	8:40	11:40	12:53	13:57	14:57	16:57	18:57	19:57
上木崎	7:31	8:05	8:41	11:41	12:54	13:58	14:58	16:58	18:58	19:58
観音峠	7:33	8:07	8:43	11:43	12:56	14:00	15:00	17:00	19:00	20:00
峠北口	7:35	8:09	8:45	11:45	12:58	14:02	15:02	17:02	19:02	20:02
新水戸	7:36	8:10	8:46	11:46	12:59	14:03	15:03	17:03	19:03	20:03
金福寺前	7:37	8:11	8:47	11:47	13:00	14:04	15:04	17:04	19:04	20:04
丹波水戸	7:38	8:12	8:48	11:48	13:01	14:05	15:05	17:05	19:05	20:05
竹野口	7:39	8:13	8:49	11:49	13:02	14:06	15:06	17:06	19:06	20:06
琴滝道	7:40	8:14	8:50	11:50	13:03	14:07	15:07	17:07	19:07	20:07
新須知	7:42	8:16	8:52	11:52	13:05	14:09	15:09	17:09	19:09	20:09
新道口	7:42	8:16	8:52	11:52	13:05	14:09	15:09	17:09	19:09	20:09
農協会館前	7:43	8:17	8:53	11:53	13:06	14:10	15:10	17:10	19:10	20:10
蒲生	7:45	8:19	8:55	11:55	13:08	14:12	15:12	17:12	19:12	20:12
丹波自然運動公園	↓	↓	8:57	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓
丹波自然運動公園前 京丹波町役場前	7:46	8:20	8:58	11:56	13:09	14:13	15:13	17:13	19:13	20:13
須知高校前	7:47	8:21	8:59	11:57	13:10	14:14	15:14	17:14	19:14	20:14
丹波高原	7:49	8:23	9:01	11:59	13:12	14:16	15:16	17:16	19:16	20:16
九手神社前	7:49	8:23	9:01	11:59	13:12	14:16	15:16	17:16	19:16	20:16
常照寺下	7:51	8:25	9:03	12:01	13:14	14:18	15:18	17:18	19:18	20:18
京丹波町病院前	7:53	8:27	9:05	12:03	13:16	14:20	15:20	17:20	19:20	20:20
桧山	7:57	8:31	9:09	12:07	13:20	14:24	15:24	17:24	19:24	20:24

系統名・・・【60】園福線1、【65】園福線2（丹波自然運動公園経由）

系統名	【60】⑪	【60】⑫	【60】⑬	【60】⑭	【60】⑮	【60】⑯	【60】⑰	【65】⑱	【60】⑲	【60】⑳
桧山	6:16	6:50	7:43	9:15	10:15	12:25	13:25	16:00	17:35	18:35
京丹波町病院前	6:16	6:50	7:43	9:15	10:15	12:25	13:25	16:00	17:35	18:35
常照寺下	6:19	6:53	7:46	9:18	10:18	12:28	13:28	16:03	17:38	18:38
九手神社前	6:21	6:55	7:48	9:20	10:20	12:30	13:30	16:05	17:40	18:40
丹波高原	6:22	6:56	7:49	9:21	10:21	12:31	13:31	16:06	17:41	18:41
須知高校前	6:24	6:58	7:51	9:23	10:23	12:33	13:33	16:08	17:43	18:43
丹波自然運動公園	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	16:10	↓	↓
丹波自然運動公園前 京丹波町役場前	6:25	6:59	7:52	9:24	10:24	12:34	13:34	16:11	17:44	18:44
蒲生	6:26	7:00	7:53	9:25	10:25	12:35	13:35	16:12	17:45	18:45
農協会館前	6:27	7:01	7:54	9:26	10:26	12:36	13:36	16:13	17:46	18:46
新道口	6:27	7:01	7:54	9:26	10:26	12:36	13:36	16:13	17:46	18:46
新須知	6:28	7:02	7:55	9:27	10:27	12:37	13:37	16:14	17:47	18:47
琴滝道	6:28	7:02	7:55	9:27	10:27	12:37	13:37	16:14	17:47	18:47
竹野口	6:30	7:04	7:57	9:29	10:29	12:39	13:39	16:16	17:49	18:49
丹波水戸	6:30	7:04	7:57	9:29	10:29	12:39	13:39	16:16	17:49	18:49
金福寺前	6:32	7:06	7:59	9:31	10:31	12:41	13:41	16:18	17:51	18:51
新水戸	6:33	7:07	8:00	9:32	10:32	12:42	13:42	16:19	17:52	18:52
峠北口	6:34	7:08	8:01	9:33	10:33	12:43	13:43	16:20	17:53	18:53
観音峠	6:36	7:10	8:03	9:35	10:35	12:45	13:45	16:22	17:55	18:55
上木崎	6:38	7:12	8:05	9:37	10:37	12:47	13:47	16:24	17:57	18:57
園部河原町	6:40	7:14	8:07	9:39	10:39	12:49	13:49	16:26	17:59	18:59
園部大橋	6:41	7:15	8:08	9:40	10:40	12:50	13:50	16:27	18:00	19:00
園部宮町	6:41	7:15	8:08	9:40	10:40	12:50	13:50	16:27	18:00	19:00
本町口	6:42	7:16	8:09	9:41	10:41	12:51	13:51	16:28	18:01	19:01
園部駅東口	6:48	7:22	8:15	9:47	10:47	12:57	13:57	16:34	18:07	19:07

別紙3「現行事業者時刻表」のとおり
 (有)中京交通が運行する区間（桧山～下ノ段）

系統名・・・【70】園福線3、【80】園福線4

系統名	【70】①	【80】②	【70】③	【80】④	【70】⑤	区間距離
桧山	6:47	8:01	12:15	15:01	17:35	0.0 Km
京丹波町病院前	6:47	8:01	12:15	15:01	17:35	0.2 Km
丹波和田	6:48	8:02	12:16	15:02	17:36	0.6 Km
出口妙見前	6:51	8:05	12:19	15:05	17:39	1.3 Km
井尻	6:52	8:06	12:20	15:06	17:40	0.9 Km
坂井	6:53	8:07	12:21	15:07	17:41	1.0 Km
丹波梅田	6:56	8:10	12:24	15:10	17:44	1.9 Km
六ノ坪	6:57	8:11	12:25	15:11	17:45	0.5 Km
上大久保	6:58	8:12	12:26	15:12	17:46	0.7 Km
下地	6:58	8:12	12:26	15:12	17:46	0.5 Km
下大久保	7:00	8:14	12:28	15:14	17:48	1.0 Km
松ヶ瀬	7:03	8:17	12:31	15:17	17:51	2.6 Km
丹波大身	7:04	8:18	12:32	15:18	17:52	0.5 Km
大身下	7:05	8:19	12:33	15:19	17:53	0.9 Km
菟原	7:07	8:21	12:35	15:21	17:55	1.3 Km
天理教前	止	8:21	止	15:21	止	0.6 Km
菟原下		8:21		15:21		0.1 Km
柳瀬		8:22		15:22		0.5 Km
三和橋		8:23		15:23		0.9 Km
細見辻		8:24		15:24		1.0 Km
細見千束		8:26		15:26		0.5 Km
ミニフレッシュ三和店前		8:27		15:27		0.4 Km
下ノ段		8:29		15:29		0.5 Km

系統名・・・【70】園福線3、【80】園福線4

系統名	【70】⑥	【80】⑦	【70】⑧	【80】⑨	【70】⑩	区間距離
下ノ段		8:40		16:54		0.0 Km
ミニフレッシュ三和店前		8:42		16:56		0.5 Km
細見千束		8:43		16:57		0.4 Km
細見辻		8:44		16:58		0.5 Km
三和橋		8:45		16:59		1.0 Km
柳瀬		8:46	市営バス 菟原 12:58着	17:00		0.9 Km
菟原下		8:47		17:01		0.5 Km
天理教前		8:47		17:01		0.1 Km
菟原	7:18	8:48	13:00	17:02	18:10	0.6 Km
大身下	7:19	8:49	13:01	17:03	18:11	1.3 Km
丹波大身	7:20	8:50	13:02	17:04	18:12	0.9 Km
松ヶ瀬	7:21	8:51	13:03	17:05	18:13	0.5 Km
下大久保	7:25	8:55	13:07	17:09	18:17	2.6 Km
下地	7:26	8:56	13:08	17:10	18:18	1.0 Km
上大久保	7:27	8:57	13:09	17:11	18:19	0.5 Km
六ノ坪	7:28	8:58	13:10	17:12	18:20	0.7 Km
丹波梅田	7:28	8:58	13:10	17:12	18:20	0.5 Km
坂井	7:31	9:01	13:13	17:15	18:23	1.9 Km
井尻	7:32	9:02	13:14	17:16	18:24	1.0 Km
出口妙見前	7:33	9:03	13:15	17:17	18:25	0.9 Km
丹波和田	7:36	9:06	13:18	17:20	18:28	1.3 Km
京丹波町病院前	7:37	9:07	13:19	17:21	18:29	0.6 Km
桧山	7:40	9:10	13:22	17:24	18:32	0.2 Km

募集要領（案） 概要

1 目的

本要領は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づき、園福線の運行事業について、改めて企画提案を募集し、最も適切な運行予定事業者を選定することを目的とする。

2 事業の内容

- （1）事業名：園福線地域旅客運送サービス継続事業
- （2）事業内容：「園福線地域旅客運送サービス継続事業実施方針」のとおり
- （3）事業期間：運行開始（令和 9 年 4 月 1 日目途）から令和 14 年 3 月まで

3 公募のスケジュール

本協議会及び福知山市地域公共交通会議の会議結果を踏まえ、6 月上旬から 1 ヶ月程度公募し、7 月中旬頃には運行予定事業者を決定予定。

4 事業者選定の評価基準と選定方法

（1）評価基準

評価項目	評価基準
実施方針との整合	・実施方針に沿った提案がされているか
運営能力	・安定した事業実施が可能か 等
危機管理体制	・事故に対する責任体制や処理体制が適切か 等
運行能力 (安全・円滑な運行)	・人員（運転士）の配置は適切か等
業務遂行能力	・高齢者や障がい者等への配慮がされているか 等
企業努力	・サービス向上に意欲的に取組む姿勢があるか ・利用促進やサービスの質の向上に資する取組を示すとともに、 将来の需要動向や地域の実情を踏まえた持続可能な運行のあり方を検討しているか 等

（2）選定方法

外部有識者の意見を聴取（採点等）した上で、園福線運行予定事業者選定会議において決定する。

※選定会議構成員：京都府、福知山市、南丹市、京丹波町

園福線地域旅客運送サービス継続事業

募集要領（案）

令和 8 年 6 月

京都府・福知山市・南丹市・京丹波町

（JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会・

福知山市地域公共交通会議）

1 事業の趣旨・目的

本要領は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）に基づき、園福線の運行事業について、改めて企画提案を募集し、最も適切な運行予定事業者を選定することを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名 園福線地域旅客運送サービス継続事業
- (2) 事業内容 別紙「園福線地域旅客運送サービス継続事業実施方針」のとおり
※ 事業内容の詳細は選定した運行予定事業者と協議し決定する。
- (3) 事業期間 運行開始から令和 14 年 3 月まで
※ 運行開始は令和 9 年 4 月 1 日を目途に選定した運行予定事業者と運行サービス内容を調整する。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税及び営業所等が所在する地方自治体の地方税（京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税）の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から運行予定事業者選定の日までの期間に、京都府、福知山市、南丹市、京丹波町の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 京都府南丹広域振興局管内（亀岡市、南丹市、京丹波町）又は中丹広域振興局管内（福知山市、舞鶴市、綾部市）に本社、支店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者で、(5) のエリアで一般路線（高速路線を除く）の輸送実績があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(案)

- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

<京都府>

住 所 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府建設交通部交通政策課 企画係 徳田 佐伯
電話番号 075-414-4363 (交通政策課) (平日 9:00~17:00)
FAX 番号 075-414-5183
メールアドレス kotsu@pref.kyoto.lg.jp

<福知山市>

住 所 〒620-8501 京都府福知山市字内記 13 番地の 1
福知山市建設交通部都市・交通課 交通政策係 川見、月岡、田崎
電話番号 0773-24-7084 (都市・交通課) (平日 9:00~17:00)
FAX 番号 0773-23-6537
メールアドレス toshikotsu@city.fukuchiyama.lg.jp

<南丹市>

住 所 〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町 47 番地
南丹市地域振興部地域振興課 交通対策係 松本
電話番号 0771-68-0019 (地域振興課) (平日 9:00~17:00)
FAX 番号 0771-63-0653
メールアドレス chiki@city.nantan.lg.jp

<京丹波町>

住 所 〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1
京丹波町総務部地域振興課 交通政策係 伴田
電話番号 0771-82-3801 (地域振興課) (平日 9:00~17:00)
FAX 番号 0771-82-2700
メールアドレス chiiki@town.kyotamba.lg.jp

(案)

(2) 本プロポーザルについて掲載しているホームページ

- ・京 都 府 (<http://www.>)
- ・福知山市 (<http://www.>)
- ・南 丹 市 (<http://www.>)
- ・京丹波町 (<http://www.>)

(3) 公募の実施スケジュール (仮)

日 付	内 容
令和8年6月●日(●)	公告
令和8年6月●日(●)	説明会
令和8年6月●日(●)	質問の受付締切
令和8年6月●日(●)	質問の回答期日
令和8年7月●日(●)	参加表明書・企画提案書等の受付締切
令和8年7月●日(●)	プレゼンテーション実施日
令和8年7月●日(●)	選定委員会実施日
令和8年7月●日(●)	審査結果通知

※公募終了後、令和9年4月1日を目途に運行を開始できるよう、選定した運行予定事業者と運行サービス内容を調整する。

(4) 公募要領等の配布

- ① 配布期間：令和8年6月●日(●)～令和8年7月●日(●)
(平日午前9時～午後5時まで)

② 配布場所及び受付場所

(1)の担当部署で配布するほか、(2)の京都府・福知山市・南丹市・京丹波町ホームページから公募期間中はダウンロードが可能。

(5) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

本事業の実施を希望する者は、以下の①～④により企画提案書他必要書類を提出すること。

- ① 提出期限：令和8年6月●日(●)～令和8年7月●日(●)
※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

② 提出場所：(1)に同じ

③ 提出方法：持参(平日午前9時～午後5時まで)又は郵送(書留郵便に限る。)

④ 提出部数：2部(正本1部、副本1部)

(案)

5 事前説明会

- (1) 開催日時：令和8年6月●日(●)
- (2) 開催場所：京都府庁、南丹市想定
- (3) 申込資格：事前説明会へ参加できる者は、3(5)及び(6)の要件を満たす者とする。
- (4) 申込方法：(3)の資格を満たす者のうち、事前説明会の参加を希望する者は、令和8年6月●日(●)午後5時までに参加申込書(様式1)及び(3)を証明する書類を、4(1)のいずれかに提出すること。(FAX可、ただし着信確認の電話を行うこと。
【(3)を証明する書類】
 - ・営業所等所在地の記載がある会社概要(パンフレット等)
 - ・3(5)のエリアで運行していることがわかるバス路線図
 - ・道路運送法第4条一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し
- (5) 説明会への申込期限：令和8年6月●日(●)午後5時まで

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：令和8年6月●日(●)～令和8年6月●日(●)午後5時必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX又は電子メールにより、4(1)のいずれかに提出の上、電話で着信確認を行うこと。
- (3) 質疑様式等：様式に、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は、「園福線地域旅客運送サービス継続事業に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和8年6月●日(●)
- (5) 回答方法：質問への回答は、4(2)の京都府・福知山市・南丹市・京丹波町ホームページに掲載し、個別には回答しない。
※ ただし、質問又は回答の内容が、7以外の審査内容に係る質問については回答できない。

7 応募書類の提出

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書
 - ② 企画提案書
 - ③ 誓約書
 - ④ 国税及び京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税の納税証明書(営業所等が所在する地方自治体)
 - ・国税：未納の税額がないことの証明(その3の3)

(案)

・京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税：滞納がないことの証明
※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

⑤ 提案事業者が会社・法人の場合は、以下の書類を添付のこと。

・商業・法人登記事項証明書 1部

※発行日から3ヶ月以内のもの。コピー可。

・法人定款

⑥ 財務諸表

⑦ 営業所等所在地の記載がある会社概要（パンフレット等）

⑧ 3（5）のエリアで運行していることがわかるバス路線図

⑨ 道路運送法第4条一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し

※ ⑦、⑧、⑨については、事前説明会参加申込みの際に提出している場合は不要。

⑩ 共同企業体で参加の場合

・共同企業体届出書兼委任状

・共同企業体協定書

・使用印鑑届

⑪ 園福線に関する情報提供依頼書（運行データ等必要ない場合は提出不要）

※ 企画提案書作成につき、必要な園福線の利用者データ等は、原則、5事前説明会に参加した事業者に提供する。

なお、5（3）の要件を満たすが、事前説明会に参加できない者においては、園福線に係る情報提供依頼書の提出があった場合に運行データ等を提供する。

【提供する情報】

・乗降調査結果（R6～R8）

・路線運行に係る経常費用、経常収益、欠損（国庫補助金申請資料）

・その他提案に必要な情報

（2）企画提案書の作成方法

園福線地域旅客運送サービス継続事業実施方針のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

（3）提出された応募書類の取扱い

① 提出された企画提案書は、本公募における運行予定事業者の選定以外の目的で使
用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府・福知山市・南丹市・京
丹波町の情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う。

③ 提出された応募書類は返却しない。

④ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

⑤ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護さ
れる第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案

者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「園福線地域旅客運送サービス継続事業に係る評価項目及び評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

複数の提案事業者から運行区間が競合する企画提案書の提出があった場合は、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容について、園福線運行予定事業者選定会議（以下「選定会議」という。）が（1）に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 運行予定事業者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、(3) の総合点が最も高い者を、運行予定事業者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、「評価基準」のうち評価項目「企業努力」の点数が最も高い者を本事業の運行予定事業者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、総合点が 60 点未満の場合は、運行予定事業者として選定しない。
- ④ 全ての企画提案について、事業の目的を達成できないものであると判断したときは、運行予定事業者を選定しないものとする。
その場合は、公募要件を見直し、改めて公募のうえ運行予定事業者を選定する。
- ⑤ 参加者が 1 者であっても企画提案を評価し、基準を満たしていると判断した場合は、運行予定事業者として選定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

運行予定事業者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府・福知山市・南丹市・京丹波町ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(案)

- (1) 運行予定事業者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者について
 - ※(1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

1 0 契約手続き

今回の公募は、契約手続きを伴わず、運行予定事業者を決定するものである。運行形態・サービス内容については、運行予定事業者と調整・協議し、決定していくものとする。

1 1 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。
ただし、府・福知山市・南丹市・京丹波町から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府・福知山市・南丹市・京丹波町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(案)

(別紙)

園福線地域旅客運送サービス継続事業に係る
評価項目及び評価基準 (案)

評価項目	評価基準	配点
実施方針との整合	・実施方針に沿った提案がされているか	10
運営能力	・経営（財政）状況は健全か ・安定した事業実施が可能か ・同種・類似事業を実施しているか	15
危機管理体制	・事故に対する責任体制や処理体制が適切か ・災害発生時等緊急時の対応能力はあるか	15
運行能力 (安全・円滑な運行)	・人員（運転士）の配置は適切か ・運転士の体調管理やマナー教育がされているか ・重大事故を起こしていないか（過去3年）	15
業務遂行能力	・高齢者や障がい者等への配慮がされているか ・車両検査対応について ・苦情対応体制がとられているか	15
企業努力	・利用見込み、想定運行損益は適切か ・サービス向上に意欲的に取り組む姿勢があるか （運行ルート、便数、ダイヤ等） ・利用促進やサービスの質の向上に資する取組を示すとともに、将来の需要動向や地域の実情を踏まえた持続可能な運行のあり方を検討しているか。 （ダイヤや停留所の統廃合、沿線市町等と連携して取り組む提案がされているか） ・提案内容に地域住民に対する配慮や利便性向上の提案がされているか	30
合計		100

- ・参加者が1者のみの場合は、配点合計が採択基準（60点以上）となった場合に限
り、運行予定事業者として選定する。

【配点基準（30点（15点）満点）】

優れている	30(15)
やや優れている	24(12)
標準	18(9)
やや劣っている	12(6)
劣っている	6(3)

【配点基準（10点満点）】

優れている	10
やや優れている	8
標準	6
やや劣っている	4
劣っている	2

(様式1)

令和 年 月 日

京都府建設交通部交通政策課長 様
福知山市建設交通部長 様
南丹市地域振興部長 様
京丹波町総務部長 様

(提出者) 住所
商号又は名称
代表者
役職・氏名

参 加 表 明 書

令和 年 月 日付で公告のありました「園福線地域旅客運送サービス継続事業」
に係る公募型プロポーザルについて、参加を表明するとともに、関係書類を提出しま
す。

(連絡先) 会社・部課名 :
氏 名 :
電 話 :

(様式2)

令和 年 月 日

園福線地域旅客運送サービス継続事業
企画提案書

京都府建設交通部交通政策課長 様
福知山市建設交通部長 様
南丹市地域振興部長 様
京丹波町総務部長 様

(住所)
(事業者名)
(代表者職氏名)

園福線地域旅客運送サービス継続事業募集要領に基づき、次のとおり提案します。

(連絡先)

所属	
役職・氏名	
電話	
FAX	
電子メールアドレス	

1. 会社概要に関すること

事業者	(主たる事務所の所在地)	
	(会社名)	
代表者	(職・氏名)	
担当者	(職・氏名)	
	(TEL)	(FAX)
	(電子メールアドレス)	

2. 運営能力に関すること

(1) 規模

従業者数	人	左記の内、第二種運転免許の保有者数	人
保有する車両	車両種別		台 数
			台
			台
			台

※保有する車両には購入予定車両を含めません。

(2) 実施体制

事業実施体制	従事予定者数	従事予定者数の内、第二種運転免許の保有者数	従事予定者数の内、本事業に専業する人数
運行事業 従事予定者	人	人	人

※上表には採用予定者を含めません。

3. 危機管理体制に関すること（連絡体制、予備車両、交代運転手、緊急対応マニュアル）

（1）緊急時（事故や災害等）の対応

①緊急対応マニュアルの有無 （該当するものに○）	有	無
②連絡体制図の有無（該当するものに○）	有	無
①又は②で「有」に○を付けた場合は、書類を添付してください。		
③代替車両の確保の方法（過去の対応実績及び想定される内容の記載）		
④その他の工夫事項		

4. 運行能力(安全・円滑な運行)に関すること（運行管理及び運転等に従事する人員体制）

（1）運転士に関すること

①運転士（人員）は確保できているか。
②運転士の体調等の管理 ・ 運行直前の管理方法 ・ その他の工夫
③運転士のマナー教育（一般的な研修会・講習会に加えて実施している点の内容）
④重大な事故を起こしていないか（過去3年）

5. 業務に関すること

①高齢者や障がい者等への配慮
②車両検査に関する体制と内容（車両の整備管理体制及び人員体制）
③苦情に関する対応体制

6. 企業努力に関する事項

（１）想定される運行に係る損益及び初期投資額について

※想定期間：令和9年4月～令和10年3月

①運行経費 ・運行等経費総額： 千円 ・実車走行キロ当たり経常費用： 円/キロ ※運行等経費総額、実車走行キロ当たり経常費用は、現在の自社における経費総額、経常費用を踏まえ、想定期間における費用を試算し算出すること。																													
②初期投資額 ※車両等の調達が困難な場合においても、運行に必要な初期投資に係る費用は必ず記載すること。 ・総 額： 千円 ・車 両 台 数： 台 ・車 両 内 訳：新規購入 台、既存車両 台、リース 台 ・車両購入費： 千円 ・その他の費用： 千円 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>単位</th> <th>数量等</th> <th>単価</th> <th>総額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>					項目	単位	数量等	単価	総額																				
項目	単位	数量等	単価	総額																									
③年間想定運賃収入、年間想定利用者数 ※運賃収入は現在の利用状況等を考慮し、自社で適切と考える運賃により試算すること。 ・想定運賃収入： 千円 ・想定利用者数： 人																													
④その他収入 ・その他の収入総額 千円 ・内訳																													
⑤想定経常損益： 千円																													

(2) 実施方針に基づく路線、ダイヤ、運賃等の提案

①運行路線の考え方
②便数（ダイヤ）の考え方
③運賃の考え方
④その他の内容（利用者を増加させるための考え）

※運行路線図、便数、ダイヤ、運賃表に関しては別途資料を作成して添付すること。

（バス停の位置は、運行路線図の運行経路図上に記載。）

※運行路線図は運行方向がわかるよう作図し、起終点、路線延長がわかるよう作成すること。

(3) サービス向上に関すること

①IC カード（ICOCA）等の使用の可否：
②利用促進やサービスの質の向上に資する取組、持続可能な運行のあり方の提案

(4) 提案内容のうち地方公共団体に求める負担に関すること

--

※実施方針に記載している地方公共団体に求める負担・支援については、その金額を記載。

その他、地方公共団体に求める負担・支援については、その事項及び金額を記載。

8. 事業実施に向けての意欲

【企画提案書作成にあたっての留意点】

- ①記述内容に合わせ、記載欄の大きさを適宜変更すること。
- ②企画提案の根拠となる資料を添付すること。

(様式 3)

誓約書

令和 年 月 日

京都府建設交通部交通政策課長 様
福知山市建設交通部長 様
南丹市地域振興部長 様
京丹波町総務部長 様

(住所)

(事業者名)

(代表者職氏名)

印

園福線地域旅客運送サービス継続事業のプロポーザルの参加申込を行うにあたり、下記について宣誓いたします。

記

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税及び地方税(京都府税、福知山市税、南丹市税、京丹波町税)の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から運行予定事業者選定の日までの期間に、京都府、福知山市、南丹市、京丹波町の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 京都府南丹広域振興局管内(亀岡市、南丹市、京丹波町)又は中丹広域振興局管内(福知山市、舞鶴市、綾部市)に本社、支店又は営業所等を有する者であること。
- (6) 道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号) 第 4 条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者で、(5) のエリアで一般路線(高速路線を除く)の輸送実績があること。
- (7) 「園福線地域旅客運送サービス継続事業募集要領」 3 参加資格(7)に定める暴力団及びその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)等に該当しない者であること。
- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (9) 提出した申請書類には、虚偽又は不正はないこと。

以上

(様式4)

使 用 印 鑑 届

下記のとおり、使用印鑑を届け出ます。

法人印(角印)	代表者印(丸印)

※京都府、福知山市、南丹市、京丹波町と実際に取引する時に使用する印鑑を押印すること。

下記申請者欄の印鑑と異なっても構いません。

年 月 日

京都府建設交通部交通政策課長 様

福知山市建設交通部長 様

南丹市地域振興部長 様

京丹波町総務部長 様

住 所 又 は 所 在 地 〒

フ リ ガ ナ

商 号 又 は 名 称



フ リ ガ ナ

代表者の職・氏名



※法人の場合は、代表者印は実印を押印のこと

(様式5)

共同企業体届出書兼委任状

令和 年 月 日

京都府建設交通部交通政策課長 様

福知山市建設交通部長 様

南丹市地域振興部長 様

京丹波町総務部長 様

共同企業体名称	
代表構成員	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印
構成員 1	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印
構成員 2	
所在地	
商号又は名称	
代表者職氏名	印

「園福線地域旅客運送サービス継続事業」に係る企画提案公募について、以上のとおり共同企業体を結成し以下の権限を代表構成員に委任します。

なお、代表構成員は各構成員をとりまとめ、公募型プロポーザル参加に係る一切の責任を負うとともに、受注者に選定された場合は、業務の遂行及びそれに伴う当共同体が負担する債務の履行に関し、一切の責任を負うものとします。

(委任事項)

- 1 公募型プロポーザルの参加申請に関する事項
- 2 園福線地域旅客運送サービス継続事業実施に係る同意手続きに関する事項
- 3 その他応募に必要な事項

(様式6)

令和 年 月 日

京都府建設交通部交通政策課長 様
福知山市建設交通部長 様
南丹市地域振興部長 様
京丹波町総務部長 様

(住所)
(事業者名)
(代表者職氏名)

園福線に関する情報提供依頼書

令和 年 月 日 () 開催の事前説明会に参加できないため、園福線運行に関する情報の提供を依頼します。

【提供を依頼する情報】

- ・乗降調査結果（令和6年～令和8年）
- ・路線運行に係る経常費用、経常収益、欠損（国庫補助金申請資料）
- ・その他提案に必要な情報

【添付書類】

- ・営業所等所在地の記載がある会社概要（パンフレット等）
- ・京都府南丹広域振興局管内（亀岡市、南丹市、京丹波町）又は中丹広域振興局管内（福知山市、舞鶴市、綾部市）で運行していることがわかるバス路線図
- ・道路運送法第4条一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し

(連絡先)

部署名	
役職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
電子メールアドレス	

園福線運行予定事業者選定会議設置要領

（目的）

第1条 園福線地域旅客運送サービス継続事業における公募型プロポーザル方式の適切な運用を図るため、園福線運行予定事業者選定会議（以下「本会議」という。）を設置し、運行予定事業者を選定する。

（構成員）

第2条 本会議は、同条（1）から（4）の委員で構成する。

- （1）京都府建設交通部交通政策課長
- （2）福知山市建設交通部長
- （3）南丹市地域振興部長
- （4）京丹波町総務部長

（審議事項）

第3条 本会議は、次の事項について審議を行う。

- （1）外部有識者及び評価基準に関すること。
- （2）企画提案書等の評価の確認及び運行予定事業者の選定に関すること。

（運営）

第4条 本会議は、会を代表して京都府建設交通部交通政策課長が招集する。

なお、必要に応じて関係書類の持ち回りにより会議の開催に代えることができる。

（事務）

第5条 事務

- （1）本会議に関する事務は、京都府建設交通部交通政策課が処理する。
- （2）この要領に定めるもののほか、本会議に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和5年3月23日から施行する。

お出かけにちょうどいい



全国都市緑化フェアin
京都丹波
最新情報はこちら

「全国都市緑化フェア in 京都丹波 (2026.9.18~11.8開催!)」応援 1DAYパス

西日本旅客鉄道株式会社は、2026年秋の「全国都市緑化フェアin京都丹波」を記念し1DAYパスを発売します。
山陰本線の京都駅～和知駅間が1日乗り降り自由となるフリーきっぷです。
春・夏・秋のイベントや観光等、鉄道でのエコな旅を通じて京都丹波の自然や歴史を存分にお楽しみください!

発売期間 2026 3.19(木)～11.30(月)

利用期間 2026 3.20(金)～11.30(月)

有効期間 1日間 (ご利用日当日の最終列車までご利用できます。)

自由周遊区間 山陰本線(京都駅～和知駅間) 下記エリア



価格 大人 1,200円 こども 600円 (1名様あたり、税込)

発売場所 「KANSAI MaaS」(WEBまたはアプリ)でのみ発売します。
URL:<https://www.kansai-maas.jp/lp/>



KANSAI MaaS

利用方法 自由周遊区間内は、「KANSAI MaaS」のチケット画面から乗車券の『QRコード』を表示させ、QRコード対応の改札機にかざしてご乗車ください。
※QRリーダー非設置、または自動改札機がない駅では、改札付近のQRコードを読み取ってください。
※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。